

平成 1 8 年度  
包括外部監査結果報告書  
及びこれに添えて提出する意見

徳島県包括外部監査人

## 目 次

監査の概要	-----1
テーマ 「議会費の執行について」	-----2
第1 はじめに	-----2
1 監査テーマ選定の理由	-----2
2 監査の視点	-----2
3 主な監査手続	-----2
第2 議会費についての概観	-----4
1 議会及び議会事務局の組織体制	-----4
2 議会費の執行状況	-----7
3 小括	-----9
第3 政務調査費	-----10
1 政務調査費の意義及び制度趣旨	-----10
2 徳島県議会の政務調査費制度の概要	-----11
3 政務調査費の使用状況	-----13
4 政務調査費に関する監査の概要	-----13
5 監査結果・意見< 1 > - 会派に係る政務調査費について	-----15
( 1 ) 調査研究費	-----15
( 2 ) 研修費	-----18
( 3 ) 会議費	-----18
( 4 ) 資料作成費	-----20
( 5 ) 資料購入費	-----20
( 6 ) 広報費	-----21
( 7 ) 事務費	-----23
( 8 ) 人件費	-----25
6 監査結果・意見< 2 > - 議員に係る政務調査費について	-----27
( 1 ) 調査研究費	-----27
( 2 ) 研修費	-----28
( 3 ) 会議費	-----29

( 4 ) 資料作成費	-----	30
( 5 ) 資料購入費	-----	31
( 6 ) 広報費	-----	32
( 7 ) 事務所費	-----	33
( 8 ) 事務費	-----	36
( 9 ) 人件費	-----	39
7 提 言	-----	41
( 1 ) 政務調査費の使途の適正を確保するための方策	-----	41
( 2 ) 政務調査費の使途の透明性を確保するための方策	-----	48
( 3 ) 政務調査費の必要性についての再検討	-----	49
第4 費用弁償	-----	51
1 費用弁償の意義	-----	51
2 徳島県議会の費用弁償制度の概要	-----	51
3 費用弁償の支給実績	-----	53
( 1 ) 応招旅費	-----	53
( 2 ) 公務のために旅行したときの旅費	-----	53
4 監査結果・意見	-----	54
( 1 ) 応招旅費	-----	54
( 2 ) 委員会の視察旅費	-----	56
( 3 ) 委員会の調査のための派遣旅費	-----	57
( 4 ) 議決による議員派遣旅費	-----	60
5 提 言	-----	62
( 1 ) 応招旅費の支給金額の見直し	-----	62
( 2 ) 委員会による視察（県内及び県外視察）の決定方法の見直し	-----	64
( 3 ) 委員会の調査のための派遣旅費と政務調査費（調査研究費）との区別の 明確化	-----	67
( 4 ) 議決による議員派遣（海外視察）の抜本的な見直し	-----	68
第5 おわりに	-----	71
別紙 - 1	-----	72
別紙 - 2	-----	74
別紙 - 3	-----	83

別紙	- 4	-----	-88
別紙	- 5	-----	-90
別紙	- 6	-----	-95
別紙	- 7	-----	-102
別紙	- 8	-----	-105
テーマ	「保健福祉部に係る補助金の執行について」	-----	107
第1	はじめに	-----	107
1	監査テーマ選定の理由	-----	107
2	監査の視点	-----	108
3	主な監査手続	-----	108
第2	保健福祉部の概要	-----	109
1	保健福祉部の組織体制	-----	109
2	保健福祉部の施策	-----	110
3	保健福祉部の予算（当初予算）	-----	112
第3	補助金の公益上の必要性について	-----	115
第4	各補助金に対する意見	-----	116
1	医療施設近代化施設整備事業費【医療政策課】	-----	116
2	看護師等養成所運営費補助事業費【医療政策課】	-----	117
3	乳肉衛生管理運営費【生活衛生課】	-----	119
4	生活衛生指導事業費【生活衛生課】	-----	121
5	生活衛生振興助成事業費【生活衛生課】	-----	123
6	徳島県身体障害者連合会に対する補助金【障害福祉課】	-----	125
7	児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金【障害福祉課】	-----	126
8	町村同和促進事業補助金【人権課】	-----	128
9	財団法人徳島県同和対策推進會會館運営費補助金【人権課】	-----	130
10	徳島県青少年就職促進協会補助金【人権課】	-----	131
11	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金（“あい”ランド推進協議会運営費助成事業費，徳島県健康福祉祭開催事業費）【長寿社会課】	---	133
12	徳島県高齢者保健福祉推進費補助金，徳島県老人福祉関係団体事業費補助金（徳島県老人クラブ連合會運営費補助事業費）【長寿社会課】	-----	139

第5	提言	-----	142
1	積算根拠の見直し	-----	142
2	団体の自立性	-----	142
3	環境の変化への対応	-----	142
4	補助団体の類似した活動についての検討	-----	142
5	評価，検証について	-----	143
6	団体の活動に応じた給与体系	-----	143
7	交付要綱について	-----	143
第6	おわりに	-----	144
別紙	- 1	-----	145
別紙	- 2	-----	147

## 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）監査対象

テーマ：議会費の執行について

テーマ：保健福祉部に係る補助金の執行について

#### （2）監査の対象とした期間

平成17年度とし、必要に応じて遡及した。

### 3 監査を実施した期間

平成18年7月5日から平成19年3月30日まで

### 4 監査従事者

#### （1）包括外部監査人

弁護士 松尾敬次

#### （2）包括外部監査人の事務を補助した者

弁護士 上地大三郎

公認会計士 工藤誠介

公認会計士 藤原 晃

### 5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

## テーマ 議会費の執行について

### 第1 はじめに

#### 1 監査テーマ選定の理由

近年、議会や議員の活動に対する県民の目は厳しくなっている。特に、最近の新聞報道等を見ると、政務調査費や費用弁償のあり方について疑問を呈するものも見受けられ、住民監査請求が行われたり住民訴訟が提起されたりする事例も生じている。

議会が行政に対するチェック機能を果たし、県民生活の向上を図るためには、議会や議員には自由かつ活発な活動が保障されなければならない。そのための活動経費が必要であることは当然である。とりわけ、地方分権が進む中で、地方議会の果たすべき役割は年々重要性を増している。しかし、議会費については県民の税金から支出されており、その金額も年間約10億円にも上る（後記第2の2（7頁）参照）ことから、厳しい財政状況をも考慮すれば、その用途は可能な限り県民に公開し、その批判に晒される必要がある。特に、議会や議員に関する支出についてはお手盛りの決定される虞があるとの批判もある上、行政が議会をチェックすることは困難であることから、その必要性は大きい。

そこで、政務調査費や費用弁償を中心として議会費全般を監査の対象とすることにした。

#### 2 監査の視点

##### （1）政務調査費について

- ア 政務調査費は、適法、適正に使用されているか
- イ 政務調査費の用途の透明性は確保されているか
- ウ 政務調査費制度について改善すべき点はないか

##### （2）費用弁償について

- ア 費用弁償の支給対象及び支給金額は、適法、適正か
- イ 費用弁償の透明性は確保されているか
- ウ 費用弁償制度について改善すべき点はないか

#### 3 主な監査手続

- （1）議会事務局に対し、過去の決算書、議会及び議会事務局の組織体制並びに政務

調査費及び費用弁償等についての関係資料の提出を求め、その内容を精査するとともに、必要な事項について調査した。

( 2 ) 政務調査費に関しては、主要会派及び全議員に対して質問票を送付して、その回答を求めた。

( 3 ) 議会事務局から数度にわたりヒアリングを実施した。

## 第2 議会費についての概観

### 1 議会及び議会事務局の組織体制

#### (1) 議会の各委員会の所管している事項

ア 徳島県議会の議員の定数は42名である(徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成14年徳島県条例第41号)1条)。

なお、平成18年3月31日現在の議員の数は39名である。

イ 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を設置することができる(地方自治法109条1項、109条の2第1項、110条1項)。

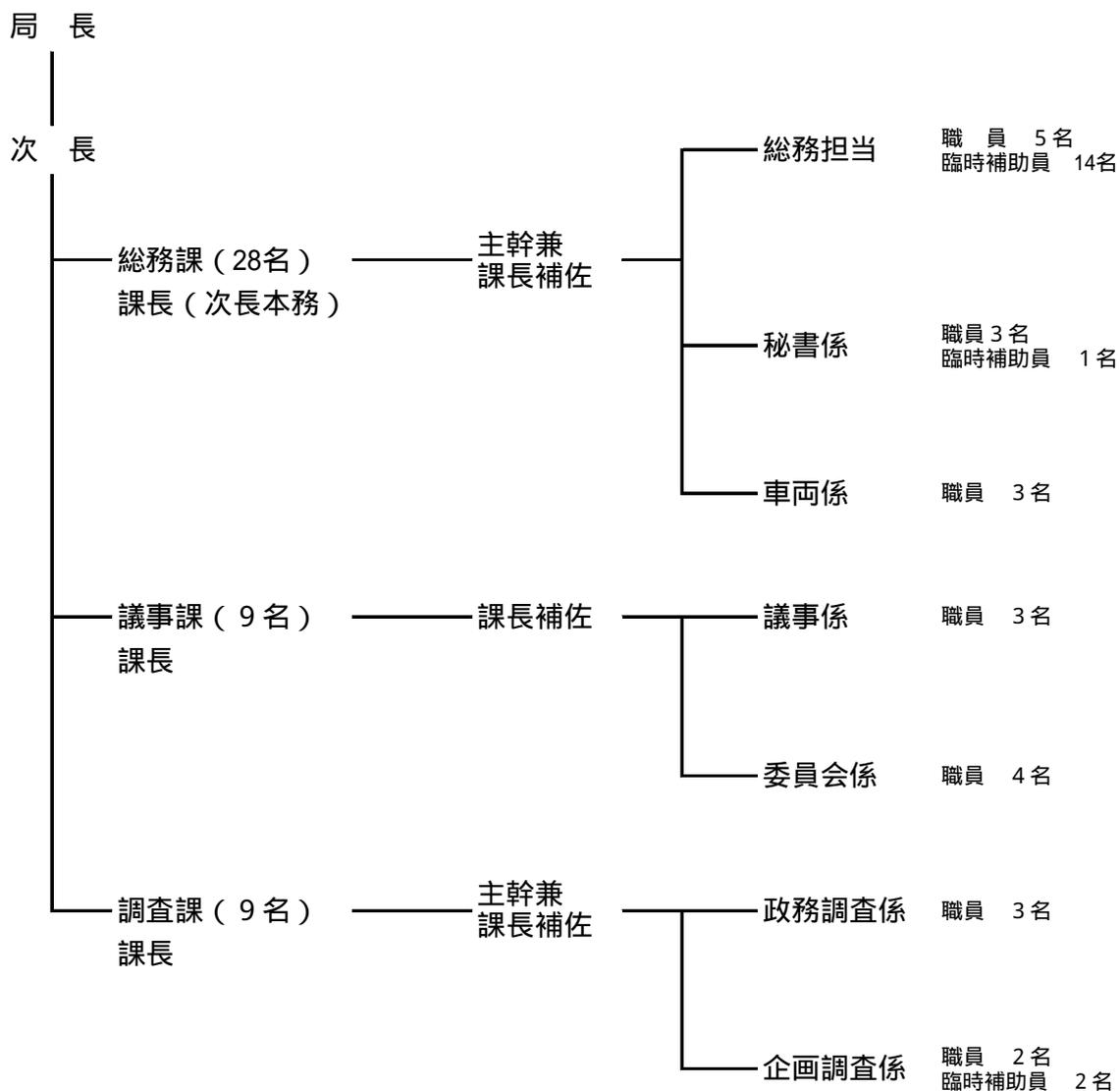
これを受けて、徳島県議会では、徳島県議会委員会条例(昭和34年徳島県条例第12号)が制定され、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が設置されている。

なお、委員会の名称、人数及び所管事項は、以下のとおりである。

名 称		定数 (人)	所 管 事 項
常任委員会	総 務	11	企画総務部，県民環境部，危機管理局，出納局，公安委員会，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
	経 済	11	商工労働部，農林水産部，労働委員会，海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項
	文 教 厚 生	10	保健福祉部，病院局及び教育委員会に関する事項
	県 土 整 備	10	県土整備部，企業局及び収用委員会に関する事項
議会運営委員会		10	議会の運営に関する事項，議会の会議規則，委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項
特別委員会	特 定 交 通 対 策	11	1 空港の整備に関する調査について 2 高速自動車国道及び地或高規格道路の建設促進に関する調査について 3 鉄道高架対策に関する調査について
	人権・少子・高齡化対策	10	1 同和問題の人権に関する調査について 2 子ども，障害者及び女性の人権に関する調査について 3 少子化対策に関する調査について 4 高齡者保健福祉計画に関する調査について
	防 災 対 策	10	南海地震対策をはじめとする防災対策に関する調査について
	環 境 対 策	10	1 生活環境の保全に関する調査について 2 水資源（森林の保全による水源かん養）の確保に関する調査について 3 下水道事業に関する調査について 4 集落排水整備事業に関する調査について 5 浄化槽整備事業に関する調査について

( 2 ) 議会事務局の組織体制

平成 1 7 年度における議会事務局の組織体制は、以下のとおりである。なお、職員構成としては、正規職員が 3 0 名（うち併任 3 名）、臨時補助員が 1 7 名の、合計 4 7 名である。



## 2 議会費の執行状況

(1) 平成17年度における議会費の執行状況は、以下のとおりである。

	議員報酬等	議会活動経費	委員会活動経費	給与費	事務局費	合計
報酬	371,885,803					371,885,803
給料				116,895,000		116,895,000
職員手当等	152,067,300			73,681,088		225,748,388
共済費	29,856,000			34,610,894		64,466,894
災害補償費					10,544	10,544
賃金					36,983,063	36,983,063
報償費		678,937				678,937
旅費 (費用弁償)		17,117,168	25,466,833			42,584,001
旅費 (その他旅費)					6,430,185	6,430,185
交際費		40,000				40,000
需用費 (食糧費)		86,953	269,700		85,941	442,594
需用費 (その他需用費)		2,499,838	1,983,958		14,829,059	19,312,855
役務費		671,550	841,093		19,851,905	21,364,548
委託料		1,218,000			8,826,548	10,044,548
使用料及び賃借料		768,825	4,061,547		2,693,618	7,523,990
備品購入費					1,958,852	1,958,852
負担金、補助 及び交付金		123,226,466 <sup>*</sup>			52,000	123,278,466
合計	553,809,103	146,307,737	32,623,131	225,186,982	91,721,715	1,049,648,668

\* .....政務調査費1億1,686万5,466円を含む。

(注) 議員報酬等：議員の報酬，期末手当に必要な経費

議会活動経費：議会活動並びに議会運営に必要な経費

委員会活動経費：委員会活動並びに委員会運営に必要な経費

給与費：事務局職員の給与に必要な経費

事務局費：議会及び委員会運営に必要な経費

(2) このうち、最も大きな金額を占めている議員報酬等について、その内訳及び制度概要を示すと以下のとおりである。

ア 報酬

徳島県議会の議長、副議長及び議員の報酬であり、その金額については、徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和34年徳島県条例第4号）2条及び徳島県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成16年徳島県条例第33号）が以下のとおり定めている。

(ア) 議長 月額95万円（年額1,140万円）

ただし、平成16年度より月額3万円（年額36万円）が減額されている。

(イ) 副議長 月額86万円（年額1,032万円）

ただし、平成16年度より月額2万円（年額24万円）が減額されている。

(ウ) 議員 月額81万円（年額972万円）

ただし、平成16年度より月額2万円（年額24万円）が減額されている。

イ 職員手当等

徳島県議会の議長、副議長及び議員の期末手当であり、その金額については、徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和34年徳島県条例第4号）5条ないし5条の3、徳島県議会議員の期末手当に関する規則（平成2年徳島県規則第59号）及び職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）11条が以下のとおり定めている。

(ア) 期末手当基礎額

報酬の月額（前記ア参照。ただし、月額2万円ないし3万円の減額は行わない。）に100分の145を乗じて得た額

(イ) 期末手当基礎額に対する支給率

6月に支給する場合には期末手当基礎額に100分の160を乗じて得た額、12月に支給する場合には期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額

(ウ) 支給金額

- a 議長 年額454万5,750円
- b 副議長 年額411万5,100円
- c 議員 年額387万5,850円

#### ウ 共済費

地方公務員等共済組合法に基づく地方議会議員年金制度（都道府県議会共済会）の県費負担分であり、議員1人あたり月額6万2,000円（年額74万4,000円）を支出している。

- (3) また、議会活動経費については、負担金、補助及び交付金が約1億2,300万円にも上っているが、そのうち1億1,686万5,466円（約94.8%）が政務調査費である。

### 3 小括

- (1) 議員報酬等については、議会費の中で最も大きな割合（約52.8%）を占めているものの、当監査人としては必要な情報を開示するに留め、その金額の当否については県民の判断に委ねることとしたい。

ただし、議員に対しては、報酬及び期末手当のほか、共済費（議員年金）の県費負担分、政務調査費及び費用弁償という形でも県費が支出されていることから、そのことも踏まえて総合的な観点で議論を行う必要があることを付言する。

- (2) 議会事務局の人件費（具体的には、給与費及び事務局費のうち賃金）については、その合計額が約2億6,200万円（議会費全体に占める割合としては約25.0%）にも上っているものの、職員数が47名であること等を考慮すれば、特に問題があるとは思われない。

また、事務局費のうち、需用費（その他需用費）や役務費も比較的大きな金額に上っているが、その多くは議会活動の記録や広報等に関するものであり、金額的にも不相当とは言い難いので、特に問題があるとは思われない。

- (3) そこで、本監査においては、それ以外に大きな割合を占めている支出、具体的には、議会活動経費のうち負担金、補助及び交付金（特に、その大半を占めている政務調査費）と、議会活動経費及び委員会活動経費のうち旅費（費用弁償）を中心に検討を行うこととした。

### 第3 政務調査費

#### 1 政務調査費の意義及び制度趣旨

- (1) 政務調査費とは、普通地方公共団体の議会の議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対して普通地方公共団体から交付される費用のことをいう（地方自治法100条13項参照）。
- (2) この政務調査費の制度趣旨は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保」することにあるとされる（最高裁平成17年11月10日決定参照）。
- (3) 特に、政務調査費については、使途の透明性の確保が求められていることに留意すべきである。

ア すなわち、政務調査費の制度の創設等を内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」の国会審議では、その趣旨説明において、「情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております。」との説明がなされている（平成12年5月18日の第147回国会衆議院本会議における斉藤斗志二地方行政委員長の発言）。

また、自治省（現：総務省）通達でも、「政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること」との指摘がなされている（平成12年5月31日付け自治行第32号各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長宛 行政課長通知）。

さらに、地方制度調査会が平成17年12月9日に行った「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」でも、「政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、住民への説明責任を果たす観点から、その使途の透

明性を高めていくべきである。」との指摘がなされている。

イ 以上のとおり，政務調査費については，その制度創設の当初から現在に至るまで，使途の透明性の確保が強く求められているということを最初に強調しておきたい。

## 2 徳島県議会の政務調査費制度の概要

### (1) 総論

普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができ，この場合において，当該政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法は，条例で定めなければならないとされる（地方自治法100条13項）。そして，政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされる（同法100条14項）。

これを受けて，徳島県においては，徳島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号。以下「政務調査費条例」という。）及び徳島県政務調査費の交付に関する規程（平成13年徳島県議会規程第1号。以下「政務調査費規程」という。）が制定されている。

以下，徳島県議会の政務調査費制度の概要について説明する。

### (2) 交付対象

政務調査費は，徳島県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。）及び徳島県議会議員の職にある者に対して交付される（政務調査費条例2条）。

### (3) 交付金額

会派に係る政務調査費は，月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に交付する（政務調査費条例3条1項）。

議員に係る政務調査費は，月額15万円を月の初日に在職する議員に対し交付する（政務調査費条例4条1項）。

### (4) 政務調査費の請求及び交付

会派の代表者及び議員は，政務調査費の交付決定の通知を受けた後，毎四半期の最初の月の20日までに，当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする（政務調査費条例8条1項）。

知事は、政務調査費条例 8 条 1 項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする（政務調査費条例 8 条 2 項）。

#### （ 5 ） 使 途 基 準

会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない（政務調査費条例 9 条）。

なお、会派に係る政務調査費の使途基準は別紙 - 1 - 記載のとおり、議員に係る政務調査費の使途基準は別紙 - 1 - 記載のとおりである（政務調査費規程 5 条・別表第 1 ， 第 2 ）。

#### （ 6 ） 収 支 報 告

ア 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して 3 0 日以内に議長に提出しなければならない（政務調査費条例 1 0 条 1 項）。この収支報告書は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない（政務調査費条例 1 3 条 1 項）。

また、議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする（政務調査費規程 7 条）。

イ 収支報告書の様式、記入例及び記入要領は、別紙 - 2 - （会派に係る政務調査費）及び別紙 - 2 - （議員に係る政務調査費）記載のとおりである（政務調査費規程 6 条・別記様式第 7 号、第 8 号）。

ただし、会派に係る政務調査費については、平成 1 5 年度から平成 1 6 年度にかけて開催された「議会のあり方検討委員会」（以下、単に「議会のあり方検討委員会」という。）において、収支報告書に会派の主な活動内容を記載した別紙を添付する旨の申し合わせがなされ、平成 1 6 年度の収支報告書から実施されている。なお、会派の主な活動内容の記入例は、別紙 - 2 - 記載のとおりである。

#### （ 7 ） 使 途 の 適 正 の 確 保

ア 会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期限の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない（政務調査費規程 8 条）。

イ 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする（政務調査費条例 1 1 条）。

ウ 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（用途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（政務調査費条例 1 2 条）。

#### （ 8 ）情報公開

何人も、議長に対し収支報告書の閲覧を請求することができる（政務調査費条例 1 3 条 2 項，政務調査費規程 9 条）。

### 3 政務調査費の使用状況

会派に係る政務調査費（平成 1 3 年度から平成 1 7 年度まで）の使用状況は別紙 - 3 - ~ 記載のとおり、議員に係る政務調査費（平成 1 7 年度）の使用状況は別紙 - 4 - 記載のとおりである。また、議員に係る政務調査費（平成 1 7 年度）の各項目を金額順に並べ替えると、別紙 - 4 - 記載のとおりとなる。

ただし、これらの一覧表には、収支報告書に記載された金額をそのまま転記しているため、実際に政務調査費として支出された金額とは必ずしも一致していないことを付言する。

### 4 政務調査費に関する監査の概要

（ 1 ）まず、各会派及び各議員が政務調査費条例に基づいて議長に提出した収支報告書（過去 5 年間）の写しを入手し、その記載内容を検討した。

そして、その検討結果を踏まえて、主要会派（ 7 会派）及び全議員に対して質問票を送付した。

（ 2 ）主要会派に対する質問票は、各会派に共通する内容のものと、各会派毎に収支報告書の記載内容の疑問点を質問するものの 2 種類を送付した。このうち、各会派に共通する質問票の内容は別紙 - 5 - 記載のとおり、その回答の要旨は別紙 - 5 - 記載のとおりである。

なお、当監査人は、主要会派に対して、会計帳簿を調製している場合には、平成 1 7 年度に調製した会計帳簿の写しを、証拠書類等を整理保管している場合には、平成 1 7 年度の政務調査費の支出に関する証拠書類等の写しを、政務

調査費を使用して研修，視察，調査，研究を行った成果について報告書等を作成している場合には，平成17年度に作成した報告書等を，それぞれ提出するよう求めていた。しかし，

ア については，全ての会派から「調整している」との回答がなされたにもかかわらず，会計帳簿の写し（ただし，全部ではなく，会計帳簿の調製の状況が窺えるような部分を若干提出したに過ぎない。）を提出した会派は日本共産党及び県民ネットワーク・夢だけであり，他の会派からは会計帳簿の写しは提出されなかった。

イ については，全ての会派から「整理保管している」との回答がなされたにもかかわらず，証拠書類等の写し（ただし，全部ではなく，証拠書類等の整理保管の状況が窺えるような資料を若干提出したに過ぎない。）を提出した会派は日本共産党及び県民ネットワーク・夢だけであり，他の会派からは証拠書類等の写しは提出されなかった。

ウ については，自由民主党・新政会，自由民主党・明政会，自由民主党・交友会，新風21及び公明党県議団から「報告書等を作成している」との回答がなされ，自由民主党・新政会，自由民主党・明政会及び新風21からは報告書等も提出されたが，自由民主党・交友会及び公明党県議団からは報告書等は提出されなかった。

ので，その旨指摘しておく。

（3）全議員に対して送付した質問票の内容は別紙 - 6 - 記載のとおり，その回答の要旨は別紙 - 6 - 記載のとおりである。

なお，当監査人は，全議員に対して，会計帳簿を調製している場合には，平成17年度に調製した会計帳簿の写しを，証拠書類等を整理保管している場合には，平成17年度の政務調査費の支出に関する証拠書類等の写しを，政務調査費を使用して研修，視察，調査，研究を行った成果について報告書等を作成している場合には，平成17年度に作成した報告書等を，それぞれ提出するよう求めていた。しかし，

ア については，全ての議員から「調整している」との回答がなされた（ただし，回答内容が必ずしも明確ではない者もいる。）にもかかわらず，会計帳簿の写しを提出した議員（会計帳簿の一部だけを提出した議員を含む。）は39

名中 8 名だけであって、他の議員からは会計帳簿の写しは提出されなかった。  
イ については、全ての議員から「整理保管している」との回答がなされた  
(ただし、回答内容が必ずしも明確ではない者もいる。)にもかかわらず、証  
拠書類等の写しを提出した議員(証拠書類等の一部だけを提出した議員を含  
む。)は 39 名中 8 名だけであって、他の議員からは証拠書類等の写しは提出  
されなかった。

ウ については、18 名の議員から「報告書等を作成している」との回答がな  
されたにもかかわらず、報告書等を提出した議員(報告書等の一部だけを提出  
した議員を含む。)は 18 名中 1 名だけであって、他の議員からは報告書等は  
提出されなかった。

ので、その旨指摘しておく。

#### 5 監査結果・意見< 1 > - 会派に係る政務調査費について

会派に係る政務調査費については、原則として平成 17 年度の政務調査費を監査  
対象とし(従って、以下の記述は、特に断りのない限り平成 17 年度の政務調査費  
に関する記述である。)、必要に応じて平成 16 年度以前の政務調査費についても  
言及することとした。

##### (1) 調査研究費

ア 自由民主党・新政会、自由民主党・明政会、自由民主党・交友会、新風 21  
については、政務調査費全体に占める調査研究費の比率が極めて高くなってお  
り、その内訳としても、その全て又は大半が県外調査や海外調査となっている。  
具体的には、以下のとおりである。

(ア) 自由民主党・新政会 925 万 9,455 円(全体の 85.8%)

(内訳)

県外調査(東京都)

海外調査(アメリカ合衆国,カナダ)

(イ) 自由民主党・明政会 358 万 3,967 円(全体の 75.6%)

(内訳)

県外調査(静岡県,東京都)

海外調査(ニュージーランド)

(ウ) 自由民主党・交友会 456 万 1,230 円(全体の 54.5%)

(内訳)

海外調査(オーストラリア)

(エ)新風21 607万2,796円(全体の87.2%)

(内訳)

県外調査(愛知県,東京都,神戸市,熊本県)

海外調査(ベトナム・台湾)

調査委託(徳島地方自治研究所)

イ しかし,調査研究費は,あくまで「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」に要する経費を支弁するものである(政務調査費規程5条・別表第1参照)。

このような調査研究費の趣旨に照らして考えた場合,県外調査及び海外調査に関する調査研究費の支出が用途基準に適合するというためには,少なくとも以下の要件を満たす必要があるものと解される。

(ア)調査の目的が「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」という調査研究費の趣旨に適合するものであること

(イ)前記(ア)の調査目的を踏まえて,調査行程や調査先が選定されていること

特に,海外調査については,「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」を行うために,国内調査では目的を達成することができず,海外にまで赴かなければならない高度の必要性が認められること

(ウ)調査先において,県の事務及び地方行財政に関して中身のある説明や質疑応答がなされていること

(エ)訪問調査が調査行程の主要な部分を占めていること

(オ)調査費用が目的,効果との関係で著しく高額ではないこと

ウ これを本件についてみると,

(ア)調査の目的については,各会派の回答を見る限り,「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」と無関係とまでは言い難い。

ただし,各会派の回答では調査内容が記載されているだけで,当該調査を行うに至った動機,経緯等が記載されていないので,徳島県が抱える課題との関連性は必ずしも明らかではない。

(イ) 調査行程や調査先の選定については、自由民主党・明政会に関しては、その回答を見る限り、調査目的を踏まえて調査行程や調査先が選定されていることが窺われる。しかし、それ以外の会派については、その結論のみが記載されているだけで、当該調査行程や調査先が選定されるに至った理由や経過は必ずしも明らかではない。

特に、海外調査に関しては、自由民主党・明政会も含め、徳島県が抱える課題との関連性が抽象的であって、海外にまで赴く必要性には疑問がある。とりわけ、自由民主党・新政会（その前身である自由民主党・県民会議を含む。）、自由民主党・交友会及び新風21は、海外調査の必要性について全ての海外調査で同じ説明を行っており、個々の調査毎に海外調査の必要性が十分に吟味されているか、極めて疑わしいと言わざるを得ない。

(ウ) 調査先における説明や質疑応答については、報告書等を見る限り、調査先を実際に訪問して、調査先から詳細な説明や資料の提供がなされていることが窺われる。

しかし、質疑応答については、その内容が極めて概括的、抽象的であったり、調査目的との関連性に疑問があったりするものも多々見受けられ、調査に参加した議員の問題意識や事前準備が必ずしも十分ではないように思われる。その意味では、何のために調査を行うかの目的意識が必ずしも明確ではなく、中身のある質疑応答がなされたとは言い難い。

(エ) 調査に要した費用については、特に海外調査に関しては、例えば平成17年度の自由民主党・新政会の海外調査（アメリカ合衆国、カナダ）では参加者8名で合計860万7,394円（1人あたり約108万円）もの費用を要しているなど、決して低額とは言えない。そもそも、前記の調査内容等に照らし、これほどの人数が調査に参加する必要性があったとまで言えるかは疑問である。

また、報告書等の内容を見ても、その多くは調査先から提供された資料等を整理したものに過ぎず、調査目的が達成されたのか否か、調査結果を今後どのように活用していくのか等については必ずしも明らかではない。そして、各会派からの回答を見ても、調査によって得られた成果については具体的な記載がなく、極めて漠然としたものに留まっている。その意味では、投じた

費用に見合うだけの成果（特に「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」の成果と呼べるだけのもの）が得られたと言えるかは疑問である。

（オ）従って、前記の調査研究費については、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。

## （２）研修費

自由民主党・交友会については、平成１３年度に６５８万６，０５２円という過大な金額が計上されているが、同会派からの回答によれば、この中には海外研修（インドネシアの観光、文化、産業についての視察研修）が含まれているとのことである。また、新風２１についても、平成１３年度に海外調査及び県外調査の費用として１３９万１，１７０円が計上されている。

しかし、これらの費用は調査研究費に計上されるべき性質のものであって（現に、平成１４年度以降は調査研究費に計上されている。）、計上すべき項目を誤っていたと考えられる。もっとも、調査研究費として計上することが当然に許されるわけではない（この点については、前記（１）（１５頁）と同様の問題がある。）ことを付言する。

## （３）会議費

ア 新風２１については、平成１７年度に新年互例会会費として７万２，０００円が計上されており、それ以前においても、平成１４年度に会派総会として１５万１，８８５円が、平成１５年度に会派総会として２５万７，４９２円（ただし、うち７万２，３１５円は新年互例会会費である。）が、平成１６年度に会派役員会及び総会として１５万７，５４２円（ただし、うち７万２，０００円は新年互例会会費である。）が、それぞれ計上されている。

また、自由民主党・交友会については、平成１３年度に意見交換会として１９４万５，６２７円が、平成１４年度に会派総会として１８３万８，６２７円が、それぞれ計上されている。

イ 会派に係る政務調査費の使途基準では、会議費は「会派における各種会議に要する経費」とされており（政務調査費規程５条・別表第１）、会議の目的や内容等についてそれ以上の限定はない（これに対し、議員に係る政務調査費の使途基準では、会議費は「議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費」とされている（政務調査費規程５条・別

表第2)。)。

しかし、政務調査費は、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものである(地方自治法100条13項、政務調査費条例1条参照)。この趣旨に照らせば、会議費として支出できる経費としては、会派が実施する議案等の審議に関する会議、県政に関する施策等の検討会議、県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに類する会議に要する経費等に限定されるべきであって(栃木県政務調査費に係る留意事項、千葉県議会政務調査費使途基準など参照)、これとは無関係な単なる会派活動にまで会議費を支出することには疑問がある。

ウ これを本件についてみると、新年互例会とは某新聞社の主催する講演会及び親睦会のことであって、そもそも「会派における各種会議」(政務調査費規程5条・別表第1)には該当しない。従って、新年互例会の参加費を会議費として支出することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。もっとも、これについては研修費と解する余地もないわけではないが、参加費として1人あたり1万2,000円もの金額を要するというのは、社会通念に照らして相当とは言い難く、いずれにしても政務調査費から支出することが適当であるとは思われない。

また、会派総会、会派役員会及び意見交換会については、前記会派からの回答では、会議の目的として「政務調査のための協議」(新風21)、「会派意見の取りまとめ」(自由民主党・交友会)との説明がなされている。しかし、これだけでは会議の内容は必ずしも明らかではなく(特に、新風21のいう「政務調査」が具体的に何を指しているのかは不明である。)、単なる会派活動のための会議である可能性を否定し得ない。それが事実とすれば、これらの会議に要した経費として会議費を支出することは、使途基準に違反するとまでは直ちに言えないものの、政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある。

さらに、自由民主党・交友会については、同会派からの回答では、平成14年度までは参加者に対する旅費を支出していたとの説明がなされている。しかし、その旅費の額は、平成13年度は177万4,185円、平成14年度は149万3,905円となっている(なお、参加者の延べ人数は定かではないが、便宜上、会派に所属する議員1人あたりの金額を算出すると、平成13年

度は約16万1,000円,平成14年度は約13万6,000円となる。)。これについては,会議の開催回数等が明らかではないので単純な比較はできないものの,新風21(自由民主党・交友会と同様,参加者に対する旅費を支出している。)の10倍以上もの金額に上っており,旅費としては高額であるように思われる。

#### (4) 資料作成費

徳島一新会については,平成15年度に人権関係資料,県政報告書として64万8,000円が,平成16年度に県政報告書として30万円が,それぞれ計上されている。また,ガンバレ自由党についても,平成13年度に県政報告書として36万8,025円が,平成14年度に県政報告書として69万1,592円が,それぞれ計上されている。

しかし,資料作成費は,あくまで会派が「議会審議に必要な資料」を作成するために要する経費を支弁するものである(政務調査費規程5条・別表第1参照)。従って,単に会派の活動を県民に広報するに過ぎないものは,「議会審議に必要な資料」とは言い難く,このようなものにまで資料作成費を支出することは許されないと解すべきである。そもそも,これらの費用は広報費に計上されるべき性質のものであって,計上すべき項目を誤っていたと考えられる(もっとも,広報費として計上することが当然に許されるわけではない(この点については,後記(6)(21頁)と同様の問題がある。)ことを付言する。)

従って,県政報告書等の作成に要した経費として資料作成費を支出することは,政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。

#### (5) 資料購入費

ア 多くの会派では,図書購入費(書籍購入費)や雑誌購読料(雑誌購入費)が含まれている。

しかし,図書や雑誌の購入については,一般図書や雑誌,情報誌等が含まれているところ,これらは個人の日常的な情報収集活動の域を出るものではなく(一般市民と議員とで何ら異なるところはない。),その購入費用を県費から支出すべき必要性は乏しい。

イ そもそも,政務調査費は,「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものである(地方自治法100条13項,政務調査費条例1条

参照)。そして、会派に係る政務調査費の使途基準では、資料購入費は「会派が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている（政務調査費規程5条・別表第1）。この趣旨に照らせば、資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な専門的知識を得るための書籍等の購入に限定されるべきであって、単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための書籍等の購入にまで資料購入費を支出することには疑問がある。

従って、各会派の資料購入費の支出については、使途基準に違反するとまでは直ちに言えないものの、政務調査費の趣旨に照らせば疑問があるものが含まれていると思われる。

ウ さらに、新風21については、某新聞社の新聞を6部購読している。

しかし、これについては、購入部数が6部にも上ることからすれば、情報収集の目的を超えており、それに県費が支出されていることをも併せ考慮すれば、不適切な支出と言わざるを得ない。

#### （6）広報費

ア 自由民主党・新政会以外の全ての会派については、会派の活動を広報するための広報誌やホームページの作成費用が計上されている。

また、新風21については、平成13年度に新風21活動広報作成費、街頭演説に係る経費他として323万790円が、平成15年度に新聞掲載料として366万3,840円が、平成16年度に活動報告書作成費として240万円が、それぞれ計上されている。

イ 会派に係る政務調査費の使途基準では、広報費は「会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」とされており（政務調査費規程5条・別表第1）、広報活動の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。

しかし、政務調査費は、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであって（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条参照）、会派活動全般を助成するものではない。この点、全国都道府県議会議長会が平成13年10月16日に作成した「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（以下、単に「政務調査費の使途の基本的な考え方について」という。）では、「議員が行う広報には、その内容に照らして大別すれば、住民

の意見を聴取することを目的とするもの、議会活動の成果等を報告するもの、の2種類が考えられるが、政務調査活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきものとする。との見解が示されている。

この点、宇都宮地裁平成15年10月15日判決（及びその控訴審である東京高裁平成16年4月14日判決）は、「県議会において、県民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、県民の意思を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するもの」であり、「調査研究のために有益な費用とすることができる」と判示しており、広報活動全般に政務調査費を支出することを容認するかの如き判示を行っている。しかし、「政務調査費の用途の基本的な考え方について」でも述べられているとおり、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、特に広報活動については会派活動としての側面が強い。従って、県民の意思を収集、把握するための手段として広報活動を行うのであればともかく、それとは無関係な一般的な広報活動にまで政務調査費を支出することを認めるのは、県費によって会派活動を助成することに他ならず、調査研究の費用等を助成するという政務調査費の趣旨に反すると言わざるを得ない。その意味では、前記判決の判示には賛成できない。

以上によれば、広報費として支出できる経費としては、会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動のうち県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としたものに要した経費に限定されるべきであって、これとは無関係な広報活動にまで広報費を支出することには疑問がある。

ウ 従って、会派の活動を広報するための広報誌やホームページの作成に要した経費として広報費を支出することは、使途基準に違反するとまでは直ちに言えないものの、政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある。

また、新風21の平成13年度、平成15年度及び平成16年度の広報費については、金額も過大であると思われる。

## (7) 事務費

ア 各会派の収支報告書を見る限り、政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分しているか否か、按分している場合の按分率及びその積算根拠は、明らかにされていない。

また、自由民主党・交友会については187万8,530円が、日本共産党については101万255円が、県民ネットワーク・夢については144万9,928円が、それぞれ計上されているが、いずれも金額が高額であるように思われる。

(ア) 事務費は、あくまで会派が行う「調査研究にかかる事務遂行」に要する経費を支弁するものであって(政務調査費規程5条・別表第1参照)、調査研究活動以外の活動に要した経費を政務調査費によって支払うことは許されない。この点、「政務調査費の用途の基本的な考え方について」では、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不適當であり、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」との見解が示されている。

従って、調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく、その全額を政務調査費から支出することは、政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないと思われる。また、両者を按分して支出している場合であっても、政務調査費の用途の透明性を確保する観点から、按分率及びその積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

(イ) これを本件についてみると、主要会派に対して質問票を送付したところ、全ての会派から「事務費として計上した金額は全額、調査研究活動に使用しており、按分は行っていない」旨の回答が寄せられている。しかし、その内容を見る限り、会派の事務所において発生した事務的経費が計上されていると思われるところ、会派の事務所は調査研究活動のほか、会派活動に利用されることも皆無とは言えないであろう。

そうだとすれば、会派の事務所において発生した事務的経費の全額を事務費として計上することは、政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないと言

わざるを得ない。この点，長野県議会政務調査費マニュアルでは，事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所及び事務機器に係る経費を除く。）の按分については按分率の上限が2分の1とされていることが参考にされるべきである。

イ また，自由民主党・明政会以外の全ての会派については，いずれも備品購入費が計上されている。特に，自由民主党・交友会については，備品及び事務用品の購入費用として，以下の金額が計上されている。

（ア）平成17年度

パーソナルコンピューター（2台） 47万2,773円

デジタルカメラ（2台） 13万3,938円

電子辞書（8台） 41万1,180円

（イ）平成16年度

パーソナルコンピューター（4台） 98万2,485円

カラーレーザープリンター（1台） 31万2,900円

ICレコーダー（2台） 5万5,000円

電子辞書（1台） 2万9,800円

（ウ）平成15年度

パーソナルコンピューター（3台） 71万1,480円

デジタルカメラ（1台） 8万4,700円

写真用カラープリンター（1台） 2万5,300円

会派に係る政務調査費の使途基準では，事務費は「会派が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費」とされており（政務調査費規程5条・別表第1），支出する経費の内容についてそれ以上の限定はない。しかし，政務調査費は，原則的には調査研究活動に要する費用に充当するものであり，調査研究活動を行うための環境整備にまで充当すること（例えば，事務所，自動車，事務所に掲示する絵画，冷蔵庫，安楽椅子，衣服等を購入するために支出すること）は適当でない。従って，備品の購入に政務調査費を充当する場合，調査研究活動に対する有用性が高く，調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定されるべきであり，その購入価格についても常識的に判断されるべきである（「政務調査費の使途の基本的な考え方について」及び長野県議会政務調査費

マニュアル参照)。

従って、備品購入費として事務費を支出することが使途基準に違反するとまでは直ちに言えないものの、調査研究活動との関連性が明確でないものや、購入金額が社会通念に照らして著しく高額であるものにまで事務費を支出することは、政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある。この点、鳥取県議会は、同議会議員の政務調査費に関する監査において、監査委員から「高額な備品、事務用品及び図書に係る支出について 支出の目的、内容等が明確にされていないものは、県民の理解を得難いものであるので、議員は、出納簿又は領収書において目的及び内容を明確に記載されたい。」との意見が述べられたことを踏まえ、10万円以上の高額備品の購入については政務調査費の対象としないとの措置を講じることとしており、参考にされるべきである。

これを本件についてみると、自由民主党・交友会については、毎年のように複数台のパソコンを購入するなど、備品及び事務用品の購入に多額の費用を投じているが、調査研究活動を行うために、これほど多くのパソコンが必要であるとは考え難く、そもそも政務調査費として支出し得るか強い疑問がある。

#### (8) 人件費

ア 日本共産党については会派職員雇用経費(1人)として293万9,332円が、県民ネットワーク・夢については会派職員雇用経費として96万7,500円が、それぞれ計上されている。

しかし、収支報告書を見る限り、政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分しているか否か、按分している場合の按分率及びその積算根拠は、明らかにされていない。

イ 人件費は、あくまで会派が行う「調査研究を補助する職員」を雇用する経費を支弁するものであって(政務調査費規程5条・別表第1参照)、調査研究活動以外の活動に要した経費を政務調査費によって支払うことは許されない。この点、「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」、「事務所職員を政務調

査活動に従事させている場合，調査研究に従事する平均時間，日数等で按分する。」との見解が示されている。そして，収支報告書の備考欄記入要領でも，「調査研究とその他の業務とを兼務させている場合は，按分し『一部』と記入します。」とされている（別紙 - 2 - 参照）。

従って，調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく，その全額を政務調査費から支出することは，政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないと思われる。また，両者を按分して支出している場合であっても，政務調査費の用途の透明性を確保する観点から，按分率及びその積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

ウ これを本件についてみると，

（ア）日本共産党については，会派として，政務調査活動の補助業務に専念するために職員を1人雇用しており，当該職員は1日あたり8時間，年間で240日前後，政務調査活動の補助業務に従事しているとのことである。これが事実であれば，人件費を政務調査費から支出することに問題はない。

ただし，日本共産党からの回答によれば，会派が雇用する職員の人件費については，会派に係る政務調査費のほか，議員に係る政務調査費からも支出されているとのことである。これについては，当該職員が「議員が行う」政務調査活動の補助業務にも従事している可能性と，当該職員は「会派が行う」政務調査活動の補助業務に専念しているものの，会派に係る政務調査費ではその全額を賄えないので，議員に係る政務調査費からその一部を補填している可能性の2つが考えられる。しかし，この場合，当該職員は「会派が行う」政務調査活動の補助業務に専念しているとは言えないのであるから，当該職員が従事している政務調査活動の補助業務について，会派分と議員分の比率を算出し，その比率に従って人件費を按分し，会派分の人件費のみを会派に係る政務調査費から支出するようになる必要があると思われる。これに対し，この場合，会派が雇用する職員の人件費の一部を議員に係る政務調査費から補填することが許されるか否かが問題となるが，この点については後述する（後記6の（9）のウ（41頁）参照）。

（イ）県民ネットワーク・夢については，会派で雇用している職員は，1日あたり7時間，年間で68日（平成17年度）ないし112日（平成16年度），

政務調査及び政策資料の作成等の業務に従事しているとのことである。

しかし、その回答を見る限り、政務調査活動に「専念」しているか否かは必ずしも明らかではない。従って、仮に政務調査活動以外の業務にも従事させているのであれば、政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分する必要があると思われる。

## 6 監査結果・意見< 2 > - 議員に係る政務調査費について

議員に係る政務調査費については、支給対象となる議員が多いことから、監査対象を平成17年度に限定し、かつ、各項目について金額の多い上位5名の議員を抽出して問題点を検討することとし、必要に応じて他の議員についても言及することとした。ただし、それ以外の議員について全く問題がないという趣旨ではないので、その旨付言する。

### (1) 調査研究費

ア これについては、県外調査及び県内調査に使用されている例が多い。なお、金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には、以下のような記載がある。

(ア) 番号3 116万2,590円

環境・県土整備・防災関係，県外調査（高知県，香川県ほか），県内調査（那賀町，神山町ほか）

(イ) 番号23 84万825円

県外調査（東京都）文化芸術振興関係・地域振興関係ほか，県内調査，県内全域各種調査

(ウ) 番号16 80万3,591円

調査研究費（総務委員会関係調査（東京都），畜産議員連盟関係（東京都））21万7,490円，調査ガソリン代（県内外）31万4,296円，有料道路通行料金11万1,875円，駐車料金7万8,570円，タクシー代8万1,360円

(エ) 番号4 72万8,803円

県外調査（岐阜県，愛媛県，福岡県，和歌山県），県内調査（池田町，土成町，脇町）

(オ) 番号17 67万560円

県外調査（道路公団，総務省ほか）

イ しかし、調査研究費は、あくまで「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」に要する経費を支弁するものである（政務調査費規程5条・別表第2参照）。このような調査研究費の趣旨に照らして考えた場合、調査研究費の支出が使途基準に適合するというためには、少なくとも前記5の（1）のイ（16頁）で述べた要件を満たす必要があるものと解される。

これを本件についてみると、収支報告書を見るだけでは、調査の目的（当該調査を行うに至った動機、経緯等）、調査行程及び調査先（これらを選定するに至った理由、経過）、調査先における説明や質疑応答の内容、調査費用の総額及びその内訳明細等が明らかではなく、これだけでは使途基準に適合するかどうかを判断することは不可能である。その意味では、収支報告書だけでは、使途の適正及び透明性を確保する手段としては不十分と言わざるを得ない。

ウ なお、番号16の議員については、他の議員に比べて詳細な報告が行われている。

しかし、同議員は、調査ガソリン代（県内外）として31万4,296円を計上しているところ、同議員の調査研究活動の内容は明らかではないが、この金額から推測される走行距離に照らせば、調査研究活動以外の利用に係る費用が含まれている可能性を否定し得ない。

## （2）研修費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には、以下のような記載がある。

（ア）番号6 61万8,604円

研修会、講演会、団体等総会参加費43回、交通費等

（イ）番号8 50万2,800円

子どもの笑顔応援団（徳島市）、廃棄問題ネットワーク（徳島市）、環境セミナー地球村

（ウ）番号11 28万5,400円

経済研究会会費等、セミナー参加費及び旅費

（エ）番号25 26万円

市民によるの会（東京）、全国子ども会（東京ほか）

（オ）番号14 25万5,000円

勉強会 東京都、徳島市内、高知市

イ しかし、政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであり（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条参照），研修費も「団体等が開催する研修会，講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」を支弁するものである（政務調査費規程5条・別表第2参照）。にもかかわらず，収支報告書を見ると，それ以外の経費が計上されている可能性がある。

例えば，番号6の議員については，研修会，講演会，団体等総会参加費43回が計上されている。しかし，このうち団体等総会参加費については，いかなる目的で参加したものであるかが判然とせず，当該団体等への儀礼的な出席である可能性も否定できないのであって，調査研究活動との関連性は必ずしも明らかではない。

また，番号8の議員については，NPO法人「地球村」年間受講料として50万円が計上されているが，受講料としては極めて高額であると思われ，「研修会，講演会等への議員……の参加に要する経費」以外の費用が含まれている可能性を否定し得ない。

従って，研修費の中には政務調査費の趣旨や用途基準に適合しないものが含まれている可能性がある。

### （3）会議費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には，以下のような記載がある。

（ア）番号20 57万1,674円

四国地区国立大学附属学校園 特別支援教育のあり方について（高知市），  
四国地区手をつなぐ育成会 障害者自立支援法について（高知市），近畿・  
四国地区国立大学附属学校園 研修会（高知市）ほか

（イ）番号28 36万5,218円

県政報告会

（ウ）番号31 35万4,000円

議会活動報告会，県政報告会

（エ）番号30 25万2,000円

意見交換会，県政報告会・勉強会

（オ）番号14 23万1,300円

## 議会活動等報告会，意見交換会

イ しかし，政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであり（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条参照），会議費も「議員が行う地域住民の県政に関する要望，意見を吸収するための各種会議に要する経費」を支弁するものである（政務調査費規程5条・別表第2参照）。にもかかわらず，収支報告書を見ると，それ以外の経費が計上されている可能性がある。

例えば，番号20の議員については，県外（高知市等）で開催された会議に出席するために要した費用が計上されているところ，これらの会議は「議員が行う地域住民の県政に関する要望，意見を吸収するための各種会議」には該当しない。むしろ，内容的には調査研究費または研修費として支出すべきものであって，会議費に計上するのは計上すべき項目を誤っていると考えられる。

また，番号28，番号31，番号30及び番号14の議員については，県政報告会，議会活動報告会，意見交換会等を開催しているが，これらの会合についてはいかなる目的で開催されたものであるかが判然とせず，当該議員の議会活動の成果に関する報告を行うものである可能性も否定できないのであって，調査研究活動との関連性は必ずしも明らかではない。

従って，会議費の中には政務調査費の趣旨や用途基準に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。

### （4）資料作成費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には，以下のような記載がある。

（ア）番号13 141万円

県政報告第2号，第3号作成，その他の印刷

（イ）番号36 49万5,553円

県政調査報告資料印刷

（ウ）番号24 42万円

県内・県外調査整理費ほか

（エ）番号26 25万5,670円

県政調査報告書

（オ）番号29 20万1,140円

## 県政報告会資料作成ほか

イ しかし、政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであり（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条参照），資料作成費も議員が「議会審議に必要な資料」を作成するために要する経費を支弁するものである（政務調査費規程5条・別表第2参照）。にもかかわらず，収支報告書を見ると，それ以外の経費が計上されている可能性がある。

例えば，番号13及び番号29の議員については，県政報告書等の作成に要した経費が計上されている（特に，番号13の議員については，他の議員と比べて金額が突出している。）ところ，これは当該議員の議会活動の成果に関する報告を行うものである可能性も否定できず，「議会審議に必要な資料」には該当しない。そもそも，これらの費用は広報費に計上されるべき性質のものであって，計上すべき項目を誤っていたと考えられる（もっとも，広報費として計上することが当然に許されるわけではない（この点については，後記（6）（32頁）と同様の問題がある。）ことを付言する。）。

また，番号36，番号24及び番号26の議員については，収支報告書の備考欄の記載を見る限り，調査研究の成果を整理するのに要した費用を計上したものと解されるが，これらの資料が議会審議においてどのように活用されたかが必ずしも明らかではない。

従って，資料作成費の中には政務調査費の趣旨や用途基準に適合しないものが含まれている可能性がある。

### （5）資料購入費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には，以下のような記載がある。

（ア）番号19 52万8,252円

新聞，図書，雑誌など

（イ）番号22 33万8,293円

図書・資料集購入費，雑誌購入費，新聞購読料

（ウ）番号1 30万円

新聞購入費，書籍購入費

（エ）番号36 27万6,601円

図書購入費，法規追録代，新聞購読料

(オ) 番号 32 26万9,580円

新聞, 図書購入費

イ しかし, 政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであり(地方自治法100条13項, 政務調査費条例1条参照), 資料購入費も「議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」を支弁するものである(政務調査費規程5条・別表第2参照)。そして, 議員に係る政務調査費の用途基準では, 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている(政務調査費規程5条・別表第2)。この趣旨に照らせば, 資料購入費として支出できる経費としては, 議会審議に必要な専門的知識を得るための書籍等の購入に限定されるべきであって, 単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための書籍等の購入にまで資料購入費を支出することには疑問がある(前記5の(5)(20頁)参照)。

ところが, 収支報告書を見ると, 番号22の議員について「資料集購入費」が, 番号36の議員について「法規追録代」が計上されている以外には, 図書, 雑誌の購入費という程度の記載しかなく, 単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための書籍等の購入費が含まれている可能性も否定できない。

従って, 資料購入費の中には, 用途基準に違反するとまでは直ちに言えないものの, 政務調査費の趣旨に照らせば疑問があるものが含まれている可能性も否定し得ない。

## (6) 広報費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には, 以下のような記載がある。

(ア) 番号 21 139万1,395円

議会活動報告印刷代, 議会活動報告郵送代, 配布手数料

(イ) 番号 32 131万8,226円

議会活動報告作成費, ホームページ維持費

(ウ) 番号 10 119万3,400円

議会活動報告ハガキ代, 議会活動報告作成費

(エ) 番号 7 103万1,500円

広報作成費，送料

(オ) 番号 18 95万6,859円

広報作成費

イ 議員に係る政務調査費の使途基準では，広報費は「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」とされており（政務調査費規程5条・別表第2），広報活動の目的や内容についてそれ以上の限定はない。

しかし，政務調査費は，「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであって（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条参照），議員活動全般を助成するものではない。この点，「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では，「議員が行う広報には，その内容に照らして大別すれば，住民の意見を聴取することを目的とするもの，議会活動の成果等を報告するもの，の2種類が考えられるが，政務調査活動という観点からは，住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきものとする。」との見解が示されている。

この趣旨に照らせば，広報費として支出できる経費としては，議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動のうち県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としたものに要した経費に限定されるべきであって，これとは無関係な広報活動にまで広報費を支出することには疑問がある（前記5の(6)(21頁)参照）。

ところが，収支報告書を見ると，5人の議員とも議員の活動を報告するための報告書の作成・配布費用（番号32の議員については，ホームページの維持費も含まれている。）が計上されている。このような経費に広報費を支出することは，使途基準に違反するとまでは直ちに言えないものの，政務調査費の趣旨に照らして疑問がある。

#### (7) 事務所費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には，以下のような記載がある。

(ア) 番号 39 93万2,500円

事務所賃借料

(イ) 番号 28 68万7,000円

事務所賃借料の一部，光熱水費の一部

(ウ) 番号5 61万1,000円

記載なし

(エ) 番号35 60万1,786円

光熱, レンタル, 賃借料, 維持管理費

(オ) 番号6 60万円

事務所賃借料, 光熱水費等

イ しかし, 番号5の議員については, 収支報告書の備考欄に何らの記載もなされていない。

この点, 政務調査費条例10条1項及び政務調査費規程6条では, 収支報告書の様式を定めているところ, この様式(様式第8号)によれば「備考欄には, 主たる支出の内訳を記載する」とこととされている(別紙 - 2 - 参照)。この趣旨は, 政務調査費の使途の透明性を確保することにあると解される。従って, 収支報告書の備考欄に何らの記載もしないことは, この趣旨に明らかに違反している。

ウ また, 番号39, 番号35及び番号6の議員については, 収支報告書の記載を見る限り, 事務所賃借料等の全額を政務調査費で支出しているように見受けられる。他方, 番号28の議員については, 事務所賃借料「の一部」と記載されているものの, その割合(按分率)や積算根拠は定かではない。

(ア) 事務所費は, 「議員が行う調査研究活動のために必要な」事務所の設置, 管理に要する経費を支弁するものであって(政務調査費規程5条・別表第2参照), 事務所を調査研究活動以外の活動に利用した場合の経費を政務調査費によって支払うことは許されない。この点, 「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では, 「議員の活動は, 議会活動, 政党活動, 選挙活動等と多彩であり, 一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し, 渾然一体となっていることが多く, そのため特に事務所費, 人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不適當であり, 各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」との見解が示されている。そして, 収支報告書の備考欄記入要領でも, 「調査研究とその他の業務とを兼務させている場合は, 按分し一部であることも付け加えます。」とされている(別紙 - 2 - 参照)。

従って、事務所の設置、管理に要した経費について、調査研究活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく、その全額を政務調査費から支出することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。また、両者を按分して支出している場合であっても、政務調査費の使途の透明性を確保する観点から、按分率及びその積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

(イ) この点について、全議員に対して質問票を送付したところ、収支報告書において事務所費を計上している議員 22 名のうち 20 名から回答がなされた。そして、その内容を見ると、20 名の議員のうち 14 名の議員が事務所の設置、管理に要した経費の全額を政務調査費から支出しており、うち 4 名の議員からは「領収書を政務調査に係る分とそれ以外の分とに分けている」旨の回答が寄せられた。

しかし、事務所費の内容としては、事務所の設置、管理に要する経費であるところ、議員の事務所は調査研究活動のほか、議員活動の拠点となっているのが通常である（調査研究活動のみを行う事務所と、それ以外の活動を行う事務所とが別個独立に設置されているとは考え難い。）。従って、事務所費について、調査研究活動に要する経費とそれ以外の活動に要する経費とを明確に峻別することは、一般的には困難と思われるのであって、「領収書を政務調査に係る分とそれ以外の分とに分けている」旨の回答は直ちに首肯できない。

この点については、各議員の事務所の実態が明らかではないが、もし前記のような実態があるのであれば、事務所の設置、管理に要する経費の全額を事務所費として計上することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと言わざるを得ない。この点、長野県議会政務調査費マニュアルでは、事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所並びに事務機器に係る経費を除く。）の按分については按分率の上限が 2 分の 1 とされていることが参考にされるべきである。

エ なお、質問票に対する回答（前記ウの（イ）参照）を検討していたところ、以下のような問題点も発見されたので、併せて指摘する。

(ア) ある議員は、収支報告書では事務所費として 15 万 7,500 円を計上し

ているにもかかわらず，質問票に対する回答では0円と記載されている。また，別の議員は，収支報告書では事務所費として31万5,497円を計上しているにもかかわらず，質問票に対する回答では回答欄に斜線が引かれている。これらの議員については，収支報告書の記載と質問票に対する回答との間に齟齬が見られるのであって，会計帳簿の調製や証拠書類等の整理保管に問題があることが窺われる。

また，収支報告書の備考欄を見ると，前者の議員についてはパソコン購入費（NEC GREEN-house），後者の議員についてはパソコン購入費，パソコン修理，文具費と記載されているところ，これらは事務所の設置，管理に要する経費とは言えないのであって（むしろ，事務費として計上されるべき性質のものである。），計上すべき項目を誤っている。もっとも，事務費として計上することが当然に許されるわけではない（この点については，次の（8）と同様の問題がある。）ことを付言する。

（イ）ある議員は，収支報告書では事務所費として6万4,270円，事務費として32万7,000円を計上しているにもかかわらず，質問票に対する回答では事務所費として32万7,000円，事務費として6万4,270円と記載されている。また，別の議員は，収支報告書では事務所費が0円となっているにもかかわらず，質問票に対する回答では事務所費として9万9,650円と記載されている。

これらの議員については，収支報告書の記載と質問票に対する回答との間に齟齬が見られるのであって，会計帳簿の調製や証拠書類等の整理保管に問題があることが窺われる。

## （8）事務費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には，以下のような記載がある。

（ア）番号36 84万7,395円

電話，FAX，郵送料，コピー代及び機械リース代，事務備品，文具品

（イ）番号1 83万円

通信費，事務用品費，備品購入費

（ウ）番号9 82万1,815円

電話代（固定，携帯），郵便切手，備品購入（パソコンソフト，スキャナ，

カメラ用メディア，メモリスティック，スイッチングハブ，ケーブル，ピラ折り機など），事務消耗品購入（ファイル等文具類，コピー用紙，プリンタトナー・インク等），印刷機リース料，事務所光熱費（ 町）

（エ）番号 34 72万9,136円

備品購入，コピー・FAX用紙代，電話代，事務用品費ほか

（オ）番号 5 66万1,000円

文房具，郵送料

イ しかし，収支報告書の記載を見る限り，5人の議員とも，要した経費の全額を政務調査費で支出しているように見受けられる。

（ア）事務費は，議員が行う「調査研究にかかる事務遂行」に要する経費を支弁するものであって（政務調査費規程5条・別表第2参照），調査研究活動以外の活動に要した経費を政務調査費によって支払うことは許されない。この点，「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では，「議員の活動は，議会活動，政党活動，選挙活動等と多彩であり，一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し，渾然一体となっていることが多く，そのため特に事務所費，人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり，各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」との見解が示されている。

従って，政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく，その全額を政務調査費から支出することは，政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。また，両者を按分して支出している場合であっても，政務調査費の使途の透明性を確保する観点から，按分率及びその積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

（イ）この点について，全議員に対して質問票を送付したところ，収支報告書において事務費を計上している議員36名全員から回答がなされた。そして，その内容を見ると，36名の議員のうち28名の議員が事務費の全額を政務調査費から支出しており，うち4名の議員からは「政務調査活動に使用した分のみを計上している」旨の回答が寄せられた。

しかし，事務費の内容としては，議員の活動において発生する事務的経費（具体的には，需用費（事務用消耗品，事務機器の修繕費等），使用料及び

賃借料（複写機，ファクシミリの賃借料等），役務費（電話料，郵送料等）等の経費）であるところ，これらの経費について，調査研究活動に要する経費とそれ以外の活動に要する経費とを明確に峻別することは，一般的には困難と思われるのであって，「政務調査活動に使用した分のみを計上している」旨の回答は直ちに首肯できない。

従って，議員の活動において発生する事務的経費の全額を事務費として計上することは，政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと言わざるを得ない。この点，長野県議会政務調査費マニュアルでは，事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所並びに事務機器に係る経費を除く。）の按分については按分率の上限が2分の1とされていることが参考にされるべきである。

ウ 番号36，番号1，番号9及び番号34の議員を含む多くの議員については，備品購入費が計上されている。

議員に係る政務調査費の使途基準では，事務費は「議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費」とされており（政務調査費規程5条・別表第2），支出する経費の内容についてそれ以上の限定はない。しかし，政務調査費は，原則的には調査研究活動に要する費用に充当するものであり，調査研究活動を行うための環境整備にまで充当すること（例えば，事務所，自動車，事務所に掲示する絵画，冷蔵庫，安楽椅子，衣服等を購入するために支出すること）は適当でない。従って，備品の購入に政務調査費を充当する場合，調査研究活動に対する有用性が高く，調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定されるべきであり，その購入価格についても常識的に判断されるべきである（「政務調査費の使途の基本的考え方について」及び長野県議会政務調査費マニュアル参照）。

従って，備品購入費として事務費を支出することが使途基準に違反するとまでは直ちに言えないとしても，調査研究活動との関連性が明確でないものや，購入金額が社会通念に照らして著しく高額であるものにまで事務費を支出することは，政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある。この点，鳥取県議会は，同議会議員の政務調査費に関する監査において，監査委員から「高額な備品，事務用品及び図書に係る支出について 支出の目的，内容等が明確にされてい

いものは、県民の理解を得難いものであるので、議員は、出納簿又は領収書において目的及び内容を明確に記載されたい。」との意見が述べられたことを踏まえ、10万円以上の高額備品の購入については政務調査費の対象としないとの措置を講じることとしており、参考にされるべきである。

エ 番号9の議員については、事務所光熱費( 町)が計上されているが、これは内容的には事務所費として支出すべきものであって、事務費に計上するのは計上すべき項目を誤っていると考えられる。もっとも、その全額を事務所費として計上することが当然に許されるわけではない(この点については、前記(7)(33頁)と同様の問題がある。)ことを付言する。

オ 番号5の議員については、収支報告書によれば、文房具、郵送料で66万1,000円を要しているとのことであるが、金額が極めて過大と思われるので、その全額が調査研究活動に支出されたとは考え難く、他の経費を含んでいる可能性も否定し得ない。

#### (9) 人件費

ア 金額の多い上位5名の収支報告書の備考欄には、以下のような記載がある。

(ア) 番号33 142万2,500円

事務所職員雇用経費の一部(1人)

(イ) 番号8 102万8,000円

事務所職員雇用経費(1人)

(ウ) 番号35 72万円

運転手・事務雇用経費

(エ) 番号28 62万8,000円

職員雇用の一部(1人)

(オ) 番号18 60万4,413円

職員雇用経費(1人)

イ しかし、番号8、番号35及び番号18の議員については、収支報告書の記載を見る限り、職員雇用経費等の全額を政務調査費で支出しているように見受けられる。他方、番号33及び番号28の議員については、事務所職員雇用経費(職員雇用)「の一部」と記載されているものの、その割合(按分率)や積算根拠は定かではない。

(ア) 人件費は、議員が行う「調査研究を補助する職員」を雇用する経費を支弁するものであって(政務調査費規程5条・別表第2参照)、調査研究活動以外の活動に要した経費を政務調査費によって支払うことは許されない。この点、「政務調査費の使途の基本的な考え方について」では、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不適當であり、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」、「事務所職員を政務調査活動に従事させている場合、調査研究に従事する平均時間、日数等で按分する。」との見解が示されている。そして、収支報告書の備考欄記入要領でも、「調査研究とその他の業務とを兼務させている場合は、按分し『一部』と記入します。」とされている(別紙 - 2 - 参照)。

従って、政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく、その全額を政務調査費から支出することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。また、両者を按分して支出している場合であっても、政務調査費の使途の透明性を確保する観点から、按分率及びその積算根拠を収支報告書に明記すべきである。

(イ) この点について、全議員に対して質問票を送付したところ、収支報告書において人件費を計上している議員24名全員から回答がなされた。そして、その内容を見ると、24名の議員のうち19名の議員が人件費の全額を政務調査費から支出している。

しかし、前記19名の議員の回答を見ると、雇用した職員の業務の内容としては特に記載がないか、抽象的に「政務調査活動」などと記載されているものが大半であって、具体的にどのような業務に従事しているかが明らかではない。

この点については、職員の雇用形態や勤務実態等が明らかではないものの、専ら調査研究業務のために雇用した職員でない限り、人件費を全額、政務調査費として計上することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと言わざるを得ない。この点、長野県議会政務調査費マニュアルでは、人件費(専ら調査研究活動のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究

業務と他の業務に従事した実態が明確に区分できる職員に係る人件費を除く。)の按分については按分率の上限が2分の1とされていることが参考にされるべきである。

ウ 2名の議員については、「会派」で雇用する職員の人件費の一部を、「議員」に係る政務調査費から支出している。

しかし、「議員」に係る政務調査費から支出できるのは、「議員が行う」調査研究を補助する職員を雇用する経費である(政務調査費規程5条・別表第2参照)ところ、「会派」が雇用する職員の人件費の一部を「議員」に係る政務調査費から補填することは、「議員が行う」調査研究を補助する職員の経費を支弁するという政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないと思われる。もっとも、当該職員が「議員が行う」政務調査活動の補助業務にも従事している場合には、その人件費の一部を議員に係る政務調査費から支出することも許されると思われるが、その場合には、当該職員が従事している政務調査活動の補助業務について、会派分と議員分の比率を算出し、その比率に従って人件費を按分する必要があると思われる(前記5の(8)のウの(ア)(26頁)参照)。

## 7 提 言

### (1) 政務調査費の用途の適正を確保するための方策

#### ア 政務調査費規程の用途基準の見直し

政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものである(地方自治法100条13項,政務調査費条例1条参照)。ところが、現行の用途基準を見る限り、その内容が必ずしも前記趣旨に沿ったものとは言い難いものが含まれているので、政務調査費規程の用途基準の見直しが必要であると思われる。具体的には、以下のとおりである。

#### (ア) 研修費について

政務調査費規程では、「会派の雇用する職員の参加に要する経費」(会派に係る政務調査費)、「議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」(議員に係る政務調査費)が含まれている。

しかし、「議員の調査研究に資するための経費の一部」(地方自治法100条13項,政務調査費条例1条)を交付するという政務調査費の趣旨に照らせば、会派の雇用する職員や議員の雇用する秘書等の参加費まで研修費と

して支出する必要性には疑問があり，これらについては使途基準の見直しが検討されるべきであろう。

#### (イ) 会議費について

政務調査費規程では，「会派における各種会議に要する経費」（会派に係る政務調査費）と規定されているに過ぎず，会議の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。

しかし，「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条）を交付するという政務調査費の趣旨に照らせば，会議費として支出できる経費としては，会派が実施する議案等の審議に関する会議，県政に関する施策等の検討会議，県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに類する会議に要する経費等に限定されるべきである（前記5の（3）（18頁）参照。ちなみに，議員に係る政務調査費の場合，会議費は「議員が行う地域住民の県政に関する要望，意見を吸収するための各種会議に要する経費」とされている（政務調査費規程5条・別表第2参照）。）。

これについては，現行の政務調査費規程の解釈としてもそのように解すべきであるが，その趣旨を明確にするために，政務調査費規程を改正すべきである。

#### (ウ) 資料購入費について

政務調査費規程では，「会派（議員）が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」と規定されているに過ぎず，購入する図書・資料等の種類等についてそれ以上の限定はない。

しかし，「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条）を交付するという政務調査費の趣旨に照らせば，資料購入費として支出できる経費としては，議会審議に必要な専門的知識を得るための図書・資料等の購入に限定されるべきであって，単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための図書等の購入にまで資料購入費を支出することは疑問がある（前記5の（5）（20頁），6の（5）（31頁）参照）。

これについては，現行の政務調査費規程の解釈としてもそのように解すべ

きであるが、その趣旨を明確にするために、政務調査費規程を改正すべきである。

#### (エ) 広報費について

政務調査費規程では、「会派（議員）が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」と規定されている。

しかし、広報活動については、会派（議員）活動としての側面を否定できないところ、このような経費に政務調査費を支出することは、会派（議員）活動を県費で助成することに他ならない。このような経費まで広報費として支出することは適当とは言い難く、「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条）を交付するという趣旨に照らしても疑問がある。

この点、現行政務調査費規程の解釈としては、会派（議員）が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費のうち県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としたものに要した経費に限定すべきである（前記5の（6）（21頁），6の（6）（32頁）参照）が、立法論としては広報費を用途基準から除外することが検討されるべきである（ちなみに、東京都条例では、用途基準から広報費が除外されている。）。

#### (オ) 事務費について

政務調査費規程では、「会派（議員）が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費」と記載されているに過ぎず、支出する経費の内容についてそれ以上の限定はない。

しかし、「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条）を交付するという政務調査費の趣旨に照らせば、政務調査費は、原則的には調査研究活動に要する費用に充当されるべきであって、調査研究活動を行うための環境整備にまで政務調査費を支出すること（例えば、事務所，自動車，事務所に掲示する絵画，冷蔵庫，安楽椅子，衣服等を購入するために支出すること）は、会派（議員）の資産形成を県費で助成することに他ならず、適当とは言い難い。

従って、調査研究活動との関連性が明確でないものや、購入金額が社会通念に照らして著しく高額であるものにまで備品購入費として事務費を支出す

ることは、政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある（前記5の（7）のイ（24頁）、6の（8）のウ（38頁）参照）ので、使途基準の見直しが検討されるべきである。この点、鳥取県議会が、10万円以上の高額備品の購入については政務調査費の対象としないとの措置を講じることとしていることが参考にされるべきである。

#### イ 使途基準に関するガイドラインの作成

政務調査費規程は、政務調査費の使途の適正を確保するために使途基準を定めている（政務調査費規程5条）。ところが、政務調査費の現実の使途を見る限り、「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条）を交付するという政務調査費の趣旨に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。これは、各会派及び各議員において、政務調査費の趣旨や使途基準の内容が十分理解されておらず、共通認識が形成されていないことが原因であると思われる。

この点、全国都道府県議会議長会では、平成13年10月16日に「政務調査費の使途の基本的な考え方」を作成している。しかし、政務調査費の具体的な使途については、各県における会派や議員の政務調査活動の実態により異なること、政務調査活動とそれ以外の議員活動が混在している場合等の按分率などは個々の活動実態により判断すべきであることなどから、全国一律の基準を設定することは無理があり、逆にそのことにより本制度の趣旨にそぐわないこととなる恐れがあるため、「政務調査費の使途の基本的な考え方」では、具体的問題事例についての基本的な考え方を示すにとどめ、あくまでも、各県議会における運用に際しての一つの判断材料を提供するものに過ぎないとされている。

従って、政務調査費の使途の適正を確保するためには、徳島県における会派や議員の政務調査活動の実態を踏まえ、使途基準の内容を更に具体化、明確化したガイドラインを作成する必要がある。例えば、岩手県議会、長野県議会及び大阪市議会などでは政務調査費に関して比較的詳細なマニュアルが作成されているし、鳥取県議会でも、同議会議員の政務調査費に関する監査における監査委員からの勧告を踏まえ、政務調査費の使途や手続等を体系化した指針（ガイドライン）を作成し、手続等を更に明確にし、全ての議員に周知徹底すると

の措置を講じることとしていることが参考にされるべきである。

ウ 会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びに保存についてのルール  
の明確化，統一化

政務調査費規程は，政務調査費の支出について，会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びにこれらの書類等の保存を義務づけている（政務調査費規程 8 条）。この趣旨は，政務調査費の使途の適正を確保するとともに，その事後的な検証を可能にすることにあると解される（なお，政務調査費条例 11 条によれば，議長は，政務調査費の適正な運用を期すため，必要に応じ調査を行うものとされている。）。

ところが，当監査人が主要会派及び全議員に対して会計帳簿や証拠書類等の写しの提出を求めたところ，会計帳簿や証拠書類等の全部または一部の写しの提出に応じた会派や議員は，ごく僅か（具体的には，7 会派のうち 2 会派と，39 名の議員のうち 8 名の議員）に留まった。そのため，当監査人としては，会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管の具体的状況を十分に確認することができなかった（会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管が行われていない可能性も完全には否定し得ない。）。また，仮に会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管が行われているとしても，整備している会計帳簿の種類，様式及び記載方法等が会派や議員によって異なる可能性もある。現に，当監査人の要請に応じて提出された会計帳簿の写し数通を見ただけでも，その記載方法等はまちまちであり，その記載を見ただけでは支出内容が判然としないものも含まれていた。しかし，会計帳簿の内容が余りに簡略なものであれば，政務調査費の使途の適正を確保し，その事後的な検証を可能にするという目的を達成することは不可能である。

従って，これについては，会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びにこれらの書類等の保存についてのルールを明確化し，その統一を図るべきである。この点，長野県議会では，平成 16 年 8 月に「政務調査費マニュアル」を作成し，政務調査費出納簿（摘要，収入，支出，残額を記載したもの），政務調査費集計表（政務調査費出納簿に記載された金額を用途項目別に分類したもの）及び調査研究活動記録票（調査研究活動の概要を記載するほか，それに要した経費の内訳を記載し，領収書を添付したもの）を整備することが望ましい

とされており、参考にされるべきである。

## エ 収支報告書の記載基準及び記載方法の明確化，統一化

徳島県議会においては、収支報告書の様式及び記入要領は別紙 - 2 - ，記載のとおりとされている（政務調査費規程 6 条・別記様式第 7 号，第 8 号）。

ところが、各会派及び各議員の収支報告書を見たところ、例えば議員に係る政務調査費のうち番号 1，番号 1 4，番号 1 8 及び番号 2 7 の議員については、支出の合計が収入（交付金額 = 1 8 0 万円）と完全に一致している。これについては、政務調査活動に要した経費の全額を支出として記載し、それを合計したところ、たまたま収入（交付金額）と一致したのか、収入（交付金額）と一致するよう政務調査活動に要した経費を適宜按分した金額だけを支出として記載したのかのいずれかであると思われるが、収支報告書を見る限り、そのいずれであるかは判然とせず（もっとも、支出の合計が 1 円単位での端数もなく丁度 1 8 0 万円になるとは考え難く、の可能性は低いと思われる。）、の場合であっても按分率及びその根拠は明らかではない。また、前記の議員以外でも、収支報告書の支出の合計が収入（交付金額）とほぼ一致している会派や議員が見受けられるところ、これについても同様の疑問がある。このような実態に照らせば、各会派及び各議員において、収支報告書の記載基準及び記載方法の統一が図られていないことが窺われる。

従って、収支報告書には、政務調査活動に要した経費の全額（証拠書類等に記載されている額面の総額）と、前記の金額のうち政務調査費から支出した金額の両者を記載させるなどして、両者の関係が明確になるよう、記載基準及び記載方法を明確化し、その統一を図るべきである（岩手県議会、長野県議会の収支報告書を参照）。

## オ 調査研究活動の記録の義務化

会派及び議員の中には、政務調査費を使用して調査研究活動（研修，視察，調査，研究等）を行っている場合が多々見受けられる。しかし、収支報告書を見ただけでは、会派及び議員が行っている調査研究活動の具体的内容が必ずしも明らかではない。この点、会派に係る政務調査費については、「議会のあり方検討委員会」において、収支報告書に会派の主な活動内容を記載した別紙を

添付する旨の申し合わせがなされ、平成16年度の収支報告書から実施されているが、これでもなお不十分である。

確かに、調査研究活動の内容が公開された場合、議会審議や今後の調査研究活動等に支障を及ぼし、会派及び議員の自由な活動を阻害する虞があるので、これを一般的に公開することについては慎重な検討が必要である。しかし、調査研究活動として具体的にどのような活動を行ったかが記録されていなければ、政務調査費の使途の適正を確保し、その事後的な検証を可能にするという目的を達成することは不可能である。

従って、調査研究活動を行った場合、会派及び議員には、少なくともその日時、場所、相手方及び参加した議員等の氏名、目的、内容、結果等を記載した書面の作成を義務づけ、必要に応じて調査できるような規定を設けるべきである。

#### カ 第三者機関の設置

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとされる（政務調査費条例11条）。しかし、現実には、収支報告書を見ただけでも政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと疑われる支出が多々見受けられるのであって、政務調査費の使途の適正について十分なチェックがなされているとは言い難い。そもそも、政務調査費は会派及び議員に対して交付されるものであるから、その使途の適正のチェックを議長のみに委ねることは、調査能力が必ずしも十分ではないことを考慮すれば、決して好ましいとは言えない。

従って、政務調査費の使途の適正を確保するためには、議会から独立した第三者機関が必要に応じて収支報告書、会計帳簿及び証拠書類等を調査し、政務調査費の使途の適正について意見を述べることができるシステムを構築することが望ましい。

#### キ 政務調査費の残額及び使途基準に適合しない支出についての返還義務の明記

政務調査費条例では、「知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査

費の返還を命ずることができる。」と規定するに留まっており（政務調査費条例12条）、会派及び議員に対して政務調査費の残額（使途基準に適合しない支出を含む。）の返還を義務づける規定は存在しない。

従って、この点については返還義務を明記する方向で政務調査費条例の改正を行うべきである（宮城県条例16条3項参照）。

## （2）政務調査費の使途の透明性を確保するための方策

ア 政務調査費については、その制度創設の当初から現在に至るまで、使途の透明性の確保が強く求められている（前記1の（2）、（3）（10頁）参照）。

イ この点、徳島県議会においては、平成15年度から平成16年度にかけて「議会のあり方検討委員会」が開催され、政務調査費の収支報告のあり方についても議論が行われた。その過程において、全部又は一定金額（例えば1件5万円）以上の支出について領収書を添付してはどうかとの意見が出された一方、領収書に代え、主な支出内容を書面で報告してはどうかとの意見や、現行の各議員の領収書保管義務の一層の徹底を図ればよいとする意見なども出された。その結果、領収書の添付については意見集約には至らなかったが、会派に係る政務調査費については、会派の活動内容をより詳しく議長に報告できるよう努力するという意見が一致し、平成16年度から実施されている。そのこと自体は、一歩前進と評価できるであろう。

しかし、当監査人の印象としては、現行の収支報告書の記載を見ただけでは、政務調査費がどのように使用され、それが議員の調査研究にどのように役立っているのかが必ずしも明らかとは言えない。加えて、当監査人が主要会派及び全議員に対して会計帳簿や証拠書類等の写しの提出を求めたにもかかわらず、会計帳簿や証拠書類等の全部または一部の写しの提出に応じた会派や議員がごく僅かに留まったこと（前記（1）のウ（45頁）参照）をも併せ考慮すれば、現行の収支報告書の記載で使途の透明性は確保されている（従って、現行の各議員の領収書保管義務の一層の徹底を図れば足りる。）との意見には、県民感覚から見て違和感を覚える。

そもそも、政務調査費の制度趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって、県民生活の向上を図ることにある。だからこそ、政務調査費として少なからぬ県費（平成17年度で約1億2,0

00万円)が支出されているのである。その意味では、政務調査費は県民から付託されたものと言うべきであるから、政務調査費については使途の透明性が確保されなければならない、その内容については可能な限り県民に公開されなければならない。

ウ 従って、政務調査費として支出した経費については収支報告書に領収書等の証拠書類の写しの添付を義務づけるとともに、その内容を公開すべきである。さもなければ、政務調査費は、課税対象とならない第二の給料であるとの揶揄に耐えることができないであろう。

この点、平成19年2月10日の朝日新聞の記事によれば、岩手県、宮城県、長野県、鳥取県の各議会では、全ての支出を対象に領収書を添付させるとともに、これを公開しており(条件付きで公開している議会も6道府県に上る。)、参考にされるべきである。

### (3) 政務調査費の必要性についての再検討

冒頭で述べたとおり、政務調査費の制度趣旨は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保することにある。そして、この制度趣旨それ自体は十分に理解できるところである。

しかし、現実の政務調査費の使途を見る限り、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するという政務調査費の趣旨に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。当監査人としては、政務調査費が会派(議員)活動全般を助成するものであって、その使途にも制限がない(いわば会派や議員が自由に使うことのできる歳費の一部である。)と議員らが誤解しているのではないかとの懸念を抱いている。このような現実に照らせば、政務調査費の必要性それ自体にも疑問を感じざるを得ない。

この点、自治省(現:総務省)通達でも、「今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところあるが、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法

等を勘案の上，政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと」，「政務調査票<sup>ママ</sup>の額を条例で定めるにあたっては，例えば，昭和39年5月28日付け自治給第208号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど，住民の批判を招くことがないように配慮すること」との指摘がなされている（平成12年5月31日付け自治行第32号各都道府県総務部長，各都道府県議会事務局長宛 行政課長通知）。また，「議会のあり方検討委員会」でも，会派に係る政務調査費（議員1人につき月額10万円）の額を半額にしてはどうかとの提案もなされているところであって，厳しい財政状況をも考慮すれば，その見直しは不可避である。

従って，政務調査費については，議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって県民生活の向上を図ることを目的とする（そのために，県民から付託されたものである。）ということを改めて認識した上で，その廃止も含めて，政務調査費の必要性や交付金額，使途基準等について抜本的な再検討を行うことが必要であると考えます。

## 第4 費用弁償

### 1 費用弁償の意義

費用弁償とは、普通地方公共団体の議会の議員等が職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう（地方自治法203条3項参照）。

### 2 徳島県議会の費用弁償制度の概要

#### (1) 総論

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる（地方自治法203条3項）が、費用弁償の額及び支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされる（同法203条5項）。

これを受けて、徳島県においては、徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和34年徳島県条例第4号。以下「費用弁償条例」という。）が制定されている。

以下、徳島県議会の費用弁償制度の概要について説明する。

#### (2) 議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときの旅費（以下「応招旅費」という。）

議長、副議長及び議員が議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときは、費用弁償として以下に定める額に出席日数（議案調査のための休会にかかる日数を含む。）を乗じて得た額の旅費を支給する（費用弁償条例4条1項）。

##### ア 徳島市の地域に居住する者

8,000円

##### イ 徳島市の地域に居住する者以外の者で往復の距離が100km未満の地域に居住する者

1万1,000円

##### ウ 往復の距離が100km以上200km未満の地域に居住する者

1万6,000円

##### エ 往復の距離が200km以上の地域に居住する者

2万2,000円

#### (3) 公務のために旅行したときの旅費

##### ア 支給対象

議長、副議長及び議員が公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費

が支給される（費用弁償条例4条2項）。

なお、支給対象となる旅費としては、具体的には以下のものがある。

- (ア) 議長及び副議長の公務出張旅費
- (イ) 委員会の視察旅費
- (ウ) 委員会の調査のための派遣旅費
- (エ) 議決による議員派遣旅費

#### イ 支給金額

前記アの旅費の金額は、以下のとおりである（費用弁償条例4条2項）。

##### (ア) 議長

知事が職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額

##### (イ) 副議長及び議員

副知事，出納長及び識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員が旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額

#### ウ 委員会の視察，委員会の調査のための派遣及び議決による議員派遣について の手續

##### (ア) 委員会の視察

委員会の視察は，委員会による調査（地方自治法109条3項，109条の2第3項，110条3項参照）の一環として行われるものであるから，委員会において視察の決定がなされることになる。

##### (イ) 委員会の調査のための派遣

委員会は，当該委員会の所管事項に関して調査を行うことができる（地方自治法109条3項，109条の2第3項，110条3項参照）ことから，その調査のために必要があるときは委員を派遣することができる。この場合，委員会は，その日時，場所，目的，経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し，あらかじめ承認を得なければならない（徳島県議会会議規則（昭和54年徳島県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）74条）。

具体的には，まず各委員がその所属する委員会の委員長に対して，調査期間，調査場所，調査目的等を記載した調査計画書を提出する（その様式は，別紙 - 7 - 記載のとおりである。）。そして，これが承認されれば，当

該委員会の委員長が議長に対して、派遣委員の氏名、派遣期間、派遣場所、調査目的、経費等を記載した委員派遣承認要求書を提出する（その様式は、別紙 - 7 - 記載のとおりである。）。その結果、派遣が承認されれば、委員が派遣され、その後、派遣された委員が議長及び委員長に対して、派遣期間、派遣場所（訪問先）、調査目的及び調査概要を記載した委員派遣調査報告書を提出する（その様式は、別紙 - 7 - 記載のとおりである。）。

#### （ウ）議決による議員派遣

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる（地方自治法100条12項）。

この場合、議会の議決でこれを決定する（ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。）（会議規則121条1項）が、その決定に当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない（会議規則121条2項）。

### 3 費用弁償の支給実績

#### （1）応招旅費

平成17年度に議員に対して支給した応招旅費の金額は、別紙 - 8 - の「1 議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときの旅費」に記載したとおりであり、その合計額は2,097万6,000円である。

このうち、各議員毎の内訳を調査した結果は、別紙 - 8 - 記載のとおりである。これを見ると、最も少ない者でも年間35万2,000円（1日1万1,000円×出席日数32日）、最も多い者については年間70万4,000円（1日1万6,000円×出席日数44日）が応招旅費として支給されている。

#### （2）公務のために旅行したときの旅費

平成17年度に議員に対して公務のために旅行したときの旅費として支給した金額は、別紙 - 8 - の「2 公務のために旅行したときの旅費」に記載したとおりであり、その合計額は2,160万8,001円である。

なお、その内訳は、以下のとおりである。

ア 議長及び副議長の公務出張旅費	202万1,401円
イ 委員会の視察旅費	724万7,751円

ウ 委員会の調査のための派遣旅費	900万4,082円
エ 議決による議員派遣旅費	333万4,767円

#### 4 監査結果・意見

##### (1) 応招旅費

ア 議員が議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときは、その居住地域に応じて日額8,000円～2万2,000円の費用弁償が支給されている（前記2の(2)(51頁)参照）。

しかし、費用弁償は、本来的には現実に要した費用（実費）を対象としてこれを弁償すべき性質のものであるところ、議会又は委員会に出席するための交通費として日額8,000円～2万2,000円もの費用を要するとは考え難い（例えば、徳島市内に居住する議員が議会又は委員会に出席するために日額8,000円もの費用を要するとは考えられない。）。その意味では、費用弁償に交通費以外の費用（これは、議員の職務遂行とは直接関係のない費用である。）が含まれていることは明らかである。

イ この点、最高裁平成2年12月21日判決は、「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、そして、この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当である。」と判示している。しかし、費用弁償が議員の「職務を行うため要する費用の弁償」（地方自治法203条3項）であることに鑑みれば、全くの自由裁量ではあり得ず、議会の裁量判断にも自ずから限界がある。

そもそも、費用弁償の方法としては、費用を要した都度、その実費を計算し、その弁償を受ける方法（実額方式）と、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するとき一定額を費用弁償として支給する方法（定額方式）の2種類があるところ、費用弁償の本来の建前に忠実なのは実額方式である。しかし、実額方式の場合、費用の中には実費の算定が困難なものもあり、また、個々の支出について旅行者に証拠書類の確保を要求し、事務担当者にも

その確認の手段の負担を負わせることになって、当該費用の額や支出の頻度によってはいたずらに手続を煩雑にし、そのための経費を増大させることになりかねない。そこで、このような実額方式の短所に鑑み、定額方式を採用することも許容されている。しかし、それはあくまで社会通念上、実費を対象としてこれを弁償するとの費用弁償の本来の建前を損なわない限りにおいて許容されるに過ぎないのであって、費用弁償の支給額として実費の弁償とはおよそ考えられないような高い金額を定めたような場合には、裁量権を逸脱又は濫用したものととして違法の評価を受けるものと解される（東京地裁昭和63年10月25日判決，最高裁判所判例解説民事篇平成2年度528～532頁参照）。

ちなみに、給与所得者の場合、一定の場合の旅費や通勤手当については、旅行や通勤に通常必要であると認められる限度において非課税とされているに過ぎず（所得税法9条1項4号，5号）、これを上回る部分は実質的には所得の一部として課税対象とされている。このような考え方を前提とすれば、費用弁償のうち、交通費として社会通念上、相当と認められる金額を超える部分については、実質的には議員報酬の一部と解されるのであるから、これを費用弁償として支給することは地方自治法203条3項に違反すると言わざるを得ない。

ウ 以上によれば、現行の応招旅費については、交通費として社会通念上、相当と認められる金額を超えていると思われるので、地方自治法203条3項に違反する疑いも否定し得ない。

なお、名古屋地裁平成14年11月18日判決（及びその控訴審である名古屋高裁平成15年7月31日判決）は、名古屋市が市議員に対して月額1万5,000円の応招旅費を支給していた事案に関し、「支給金額については、政令指定都市の中では最高金額であって、議会から自宅までの距離にかかわらず一律支給であるなど、改善の余地が認められないわけではない」と判示しつつも、「次順位の大阪市の支給金額とは1000円の差異が存するにすぎないこと、費用弁償は昭和39年に月額3000円に定められているところ、その後の物価上昇率は、平成11年までに4倍以上の数値となっていることなどに照らすと、不相当に高額とまではいえず」、「この金額……の定めが、法203条により名古屋市議会に与えられた条例制定権の裁量の範囲を逸脱又は濫用したものであるとは到底評価し得ない」と判示している。しかし、前記判決は、

大阪市や名古屋市（昭和39年当時）の支給金額を所与の前提とした上で、それとの比較において不相当に高額とは言えないと判示しているに過ぎず、比較対象となる大阪市や名古屋市（昭和39年当時）の支給金額それ自体の当否については何ら言及していない。その意味では、前記判決の判示は現状を追認するものに過ぎず、当監査人としては賛成できない。

## （２）委員会の視察旅費

ア 委員会の視察旅費は、議員が「公務のため」に旅行したときに費用弁償として支給されるものである（費用弁償条例4条2項参照）。従って、委員会の視察が「公務のため」の旅行と言えるかどうかが問題となる。

そして、委員会は、当該委員会の所管する事項に関する調査や議案、陳情等に関する審査を行う機関であり（地方自治法109条3項，109条の2第3項，110条3項），委員会の視察もあくまで委員会活動の一環として行われるものであることに照らせば、少なくとも以下の要件を満たす必要があるものと解される。

（ア）視察の目的が、当該委員会の所管する事項に関連するものであること

（イ）前記（ア）の視察目的を踏まえて、視察行程や視察先が選定されていること

（ウ）視察先において、当該委員会の所管する事項に関して中身のある説明や質疑応答がなされていること

（エ）訪問調査が視察行程の主要な部分を占めていること

（オ）視察費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないこと

イ これを本件についてみると、

（ア）視察の目的については、それ自体としては抽象的であるが、視察行程や視察先等を見る限り、当該委員会の所管する事項に関連するものであると認められる。

ただし、視察行程や視察先の選定方法を見ると、平成17年度に実施された視察については、いずれも「平成17年3月23日（平成17年2月定例会最終日）に開催された委員選任後の正副委員長互選のための委員会において、視察の日程、箇所等について、正副委員長への一任を各委員から得ると同時に、視察箇所についての要望等があれば、委員長・副委員長に申し出る

こととしている。その後新年度に入り、事務局担当者が、視察箇所等について正副委員長の指示を受け、執行部の意見等も参考に原案を作成し、正副委員長が最終的な視察先を決定した。」というのが実態であって（議会事務局からの回答による。）、当該委員会において当該視察先を視察する必要性についていかなる議論がなされたのかは必ずしも明らかではない。その意味では、視察を実施すること自体が慣例化、自己目的化しているのではないかとの印象を与えかねない。

（イ）視察先における説明や質疑応答については、復命書を見る限り、視察先を実際に訪問して、視察先から詳細な説明や資料の提供がなされ、それを踏まえた質疑応答がなされていることも窺われる。また、視察費用についても、旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額とされている（費用弁償条例4条2項）ので、著しく高額であるとは言い難い。

ただし、県西部や県南部の視察については、全ての視察について視察日程が1泊2日となっているところ、1日目の視察日程を見ると、午前10時20分ないし午前10時30分に県議会を出発して、午後3時ないし午後4時には視察を終了し、その後、宿泊施設で宿泊している。しかし、昨今の県内の交通事情等に照らせば、県内視察については必ずしも宿泊する必要があるとまでは言い難いように思われる。

また、県外視察については、議会事務局からの回答によれば、「本県にはない先進的な施設や取り組み」を調査するために県外にまで視察に赴く必要性があるとの説明がなされている。しかし、全ての視察について視察日程が2泊3日となっており、県内視察に比して高額の費用が支出されていることをも併せ考慮すれば、投じた費用に見合うだけの成果が得られたと言えるかは疑問が残る。

（ウ）従って、委員会の視察旅費については、その効率性に改善の余地があるように思われる。

### （3）委員会の調査のための派遣旅費

ア 委員会の調査のための派遣旅費も、議員が「公務のため」に旅行したときに費用弁償として支給されるものである（費用弁償条例4条2項参照）。従って、委員会の調査のための委員派遣が「公務のため」の旅行と言えるかどうかは問

題となる。

イ　ところで、委員会の調査のための委員派遣の手続は、まず各委員がその所属する委員会の委員長に対して調査計画書を提出し、これが承認されれば、当該委員会の委員長が議長に対して委員派遣承認要求書を提出し、その結果、派遣が承認されれば委員が派遣され、その後、派遣された委員が議長及び委員長に対して委員派遣調査報告書を提出することとされている（前記2の（3）のウの（イ）（52頁）参照）。

しかし、実際に提出された調査計画書、委員派遣承認要求書及び委員派遣調査報告書を調査したところ、以下のような事実が判明した。

（ア）調査計画書の末尾（伺い）を見ると、委員長及び議会事務局の職員の印鑑が押捺されているだけで、委員会としての意思決定がなされた形跡（当該調査計画の内容を委員会に諮って審議、決定した形跡）は見受けられない。

もっとも、委員会による委員派遣の承認については、委員選任後の正副委員長互選のための委員会において、委員長への一任を各委員から得ているとのことである（議会事務局からの回答による。）。

（イ）調査計画書の「調査場所」欄、委員派遣承認要求書の「派遣場所」欄及び委員派遣調査報告書の「派遣場所（訪問先）」欄を見ても、例えば都道府県・市町村名だけしか記載がないなど、具体的な調査（派遣）場所が記載されていないものが多々見受けられた。

（ウ）調査計画書の「調査目的」欄、委員派遣承認要求書の「調査目的」欄及び委員派遣調査報告書の「調査目的」欄を見ても、例えば「防災」、「環境」、「旅行博」、「四国は一つ8の字」としか記載がないなど、具体的な調査目的が記載されておらず、それを見ただけでは具体的な調査目的・調査内容や、調査目的と調査（派遣）場所との関連性等を把握することができないものが多々見受けられた。

（エ）委員派遣承認要求書の「経費等」欄を見ても、派遣に要する経費が記載されているものは1枚もなかった。

（オ）調査計画書、委員派遣承認要求書及び委員派遣調査報告書の記載内容が全く又はほぼ同一のものが多々見受けられた。

ウ　しかし、これについては以下のような問題点を指摘することができる。

(ア) 委員会の調査のための委員派遣は、あくまで委員会の調査の一環として行われるものであるから、当該委員派遣についても委員会で決定する必要があると解される。この点、会議規則74条も、「委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、……派遣承認要求書を議長に提出」するものと規定し、委員会が議長に対して委員派遣の承認を求めることを要求しているのであるから、委員会としての意思決定がなされていることが当然の前提とされている。

ところが、現実の運用状況を見ると、委員長が調査計画の内容を逐一委員会に諮ることなく、委員長の判断で委員派遣を承認していることが窺われる。もっとも、委員会による委員派遣の承認については委員長に一任されている（前記イの(ア)(58頁)参照)のであるから、委員長が委員派遣を承認している以上、形式的には委員会としての意思決定がなされていると言えなくもない。しかし、委員会としては、調査計画の内容が未だ明らかになる以前の段階で、委員派遣の承認を包括的に委員長に一任しているのであるから、委員会には調査の必要性や費用の妥当性等について審議、検討する機会が与えられていないことになる。そうだとすれば、委員長が委員派遣を承認したとしても、実質的に委員会としての意思決定がなされたと評価し得るかは疑問の余地がある。

(イ) 会議規則74条は、「委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。」と規定している（具体的には、調査計画書及び委員派遣承認要求書を提出することとされている。）。その趣旨は、調査の日時、場所、目的、経費等を事前に明示させ、議長に当該委員会の所管事項との関連性、当該調査の必要性及び費用の妥当性等を審査させることにあると解される。

ところが、現実の運用状況を見ると、調査場所及び調査目的については抽象的な記載しかなされておらず、経費等については全く記載されていないにもかかわらず、派遣が承認されているというのが実情である。このような事実を照らせば、調査計画書や委員派遣承認要求書の内容については実質的な審査が行われておらず、委員が要求すれば、ほぼ無条件で派遣が承認されて

いることが窺われる。

(ウ) 議長の承認に基づいて委員が派遣された場合、派遣された委員は、議長及び委員長に対して委員派遣調査報告書を提出することとされている。その趣旨は、派遣された委員による調査結果を議員が共有し、今後の議会及び委員会における審議で活用することを可能にするるとともに、事前に示された調査計画どおりに調査が実施されたか否かを事後的に検証することを可能にすることにあると解される。

ところが、現実の運用状況を見ると、委員派遣調査報告書の記載内容としては、調査計画書や委員派遣承認要求書の記載と大差ないものが多い。これでは、調査によって得られた成果の内容が明らかではなく、そもそも調査計画どおりに調査が実施されたか否かを検証することも不可能である。

エ 以上によれば、委員会の調査のための派遣旅費については、委員派遣を承認する手続に改善すべき点があると言わざるを得ず、委員派遣調査報告書についてもより公務性を証明できる報告書とすべきである。

#### (4) 議決による議員派遣旅費

ア 議決による議員派遣旅費も、議員が「公務のため」に旅行したときに費用弁償として支給されるものである（費用弁償条例4条2項参照）。従って、議決による議員派遣が「公務のため」の旅行と言えるかどうかの問題となる。

イ ところで、平成17年度に実施された議決による議員派遣の概要は、以下のとおりである。

##### (ア) 北米地方行政視察

派遣の目的：地方制度、議会制度及び日系企業の現状調査のため

派遣場所：アメリカ合衆国、カナダ

派遣期間：平成17年5月10日（火）から同月16日（月）まで

派遣された議員の人数：1名

支出金額：82万466円

##### (イ) 南米地方行政視察

派遣の目的：地方制度及び議会制度の現状調査並びに日系諸団体との意見交換のため

派遣場所：アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国、アメリカ合衆国

派遣期間：平成17年10月31日（月）から同年11月12日（土）まで

派遣された議員の人数：2名

支出金額：207万669円

(ウ) 議員研究交流大会

派遣の目的：議会機能の充実等に資するため

派遣場所：東京都

派遣期間：平成17年11月10日（木）から同月11日（金）まで

派遣された議員の人数：9名

支出金額：44万3,632円

ウ このうち、海外視察（前記イの（ア）、（イ））について検討すると、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することもできると解されている（最高裁昭和63年3月10日判決，地方自治法100条12項参照）。ただし、海外視察もあくまで議会活動の一環として行われるものであることに照らせば、少なくとも以下の要件を満たす必要があるものと解される（前記（2）の（56頁）参照）。

（ア）視察の目的が、普通地方公共団体の事務及び地方行財政に関連するものであること

（イ）前記（ア）の視察目的を踏まえて、視察行程や視察先が選定されていること

（ウ）視察先において、普通地方公共団体の事務及び地方行財政に関して中身の説明や質疑応答がなされていること

（エ）訪問調査が視察行程の主要な部分を占めていること

（オ）視察費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないこと

エ これを本件についてみると、

（ア）視察の目的については、普通地方公共団体の事務及び地方行財政と無関係とまでは言い難い。

ただし、視察行程や視察先の選定については、全国都道府県議会議長会が

主催する海外視察に参加するというものに過ぎず、議員派遣が決定された議会の議事録を見ても、議会において当該視察先に議員を派遣する必要性について議論がなされた形跡は見受けられない。その意味では、視察を実施すること自体が慣例化、自己目的化しているのではないかとの印象を拭えない。

(イ) 視察先における説明や質疑応答については、報告書を見る限り、視察先を実際に訪問して、視察先から詳細な説明を受けたことが窺われるものの、質疑応答の状況は明らかではない。

しかし、それでは何のために海外視察を行ったのか、海外視察によって何が得られたのかを理解することができず、海外視察の必要性それ自体に疑問を抱かざるを得ない。

(ウ) 視察費用については、1人あたり約80万円(北米地方行政視察)ないし約100万円(南米地方行政視察)もの費用を要しているなど、決して低額とは言えない。

また、報告書の内容を見ても、視察先からの説明内容の概要と参加した議員の雑感が記載されている程度であって、投じた費用に見合うだけの効果(特に、普通地方公共団体の事務及び地方行財政に関する視察の成果と呼べるだけのもの)が得られたと言えるかは疑問である。

(エ) 従って、議決による議員派遣旅費については、その妥当性に疑問の余地があるものが含まれている可能性も否定し得ない。

## 5 提 言

### (1) 応招旅費の支給金額の見直し

ア 費用弁償条例によれば、議員(議長、副議長を含む。以下、同じ。)が公務のために旅行したときは、旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額の支給を受けるとされている(費用弁償条例4条2項)のに対し、応招旅費の支給額については、旅費条例の規定とは別の基準が設けられている(費用弁償条例4条1項)(前記2の(2)、(3)(51頁)参照)。

しかし、両者を区別する理由については必ずしも明らかではなく、果たして後者について旅費条例の規定を上回る金額を定める必要があると言えるか疑問がある。

イ 例えば、特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の

職員」という。)の費用弁償については、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年徳島県条例第5号)が規定している。

これによれば、特別職の職員が公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することとされる(同条例4条1項)ところ、その支給額は、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び収用委員会の委員並びに監査委員については、副知事、出納長及び識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員が旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額とされる(同条例4条2項)。

そして、これらの委員が委員会に出席するときの旅費として考えられるのは、以下の(ア)ないし(ウ)に挙げた費目程度である。しかも、地域によっては、以下の(エ)ないし(オ)で述べるとおり、これらの費目の全部又は一部が削減される場合すらある。

(ア) 鉄道賃(旅費条例6条2項, 13条)

鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給される。

(イ) 車賃(旅費条例6条5項, 16条)

陸路(鉄道を除く。)旅行について、路程に応じ1km当たりの定額(具体的には、1kmにつき37円)又は実費額により支給する。

(ウ) 旅行雑費(旅費条例6条6項, 17条)

旅行中の日数に応じ1日当たりの定額(具体的には、県内であれば、公共の交通機関による旅行の場合には1日750円、公共の交通機関によらない旅行の場合には1日380円)により支給する。

(エ) 同一地域内旅行の旅費(旅費条例25条)

同一市町村内における旅行については、鉄道賃及び車賃は支給しない(ただし、当該旅行の実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃又は車賃が支給される。)

(オ) 近距離地域内の旅費(旅費条例26条)

在勤庁から2km以内の地域内における旅行については、鉄道賃、車賃及び旅行雑費は支給しない。

ちなみに、この基準に従って旅費の額を算出した場合、これらの委員が公共

の交通機関を利用して委員会に出席したときに支給される旅費の具体的な金額は、日額750円（徳島市の大半。ただし、徳島県庁から2km以内の場合、支給額は0円となる。）～1万317円（三好市東祖谷）となる。

それと比較した場合、議員が議会や委員会に出席したときの応招旅費として支給される金額は、余りに高額である。

ウ 以上のとおり、費用弁償条例4条1項が定める基準額の合理性には疑問があるのであるから、これを旅費条例の規定に基づく算出方法に変更することが検討されるべきである。

これに対しては、事務手続が煩雑になるとの反論も予想されるが、議員が議会や委員会に出席するときの旅費の額は一定している（出席する毎に旅費の額に変動が生じるわけではない。）のであるから、初回に旅費の額を算出しておけば、2回目以降は初回に算出した金額に従って支給金額を決定すれば足りる。そうだとすれば、それほど事務手続が煩雑になるとは考え難く、むしろ旅費の額の算出方法としては合理的であるとも言える。

従って、議員の応招旅費の支給金額についても費用弁償条例4条2項を適用することを検討すべきである。この点、鳥取県議会においては、議会の議員に支給する応招旅費の額を、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両料金、座席指定料金及び宿泊料（1夜につき1万3,300円ないし1万4,800円）の合計額（ただし、自家用自動車を利用した場合は、当該路程に応じ1km当たり16円を加算する。）と定めていることが参考にされるべきである。

## （2）委員会による視察（県内及び県外視察）の決定方法の見直し

ア 徳島県議会には、「委員会の県内・県外視察について」と題する申し合わせ（昭和58年5月6日 会長・幹事長会、平成8年3月18日 会長・幹事長会 改正、平成15年5月21日 会長・幹事長会 確認）が存在する。その内容は、以下のとおりである。

### （ア）県内視察

#### a 実施時期

6月定例会までにおおむね終了する。

#### b 参加者

委員及び地元議員

c 随 行

( a ) 議会事務局は、委員会担当者外 1 名とする。

( b ) 執行部は、原則として当番部局長、各部主管課長及び当番課の総務担当係長とする。

d 実施方法

( a ) 常任委員会

県西部、県中央部、県南部の 3 ブロックに分けて行い、原則として、県西部及び県南部は、各 2 日間、県中央部は 1 日間とする。

( b ) 特別委員会

必要に応じ、その都度実施する。

e 配車

バスを使用するものとする。

(イ) 県外視察

a 実施時期

原則として、県内視察終了後に実施し、年内におおむね終了する。

b 参加者

委員

c 随 行

( a ) 議会事務局

参加者が 5 名以上の場合は、委員会担当者外 1 名とし、4 名以下の場合は、委員会担当者のみとする。

( b ) 執行部

委員会は、必要があると認めた場合には、議長に申し出て、執行部に随行を求めることができる。

(平成 12 年 2 月 8 日 会長・幹事長会、平成 15 年 5 月 21 日 会長・幹事長会 確認)

d 実施方法

( a ) 常任委員会

日程は、2 泊 3 日以内とし、年 1 回実施する。

( b ) 議会運営委員会及び特別委員会

普通及び企業会計決算認定特別委員会を除き，日程は，2泊3日以内とし，年1回実施する。

e その他

(a) 各委員会の視察先が同一都道府県に集中しないように配慮する。

(b) 県外視察に関する全国議長会申し合わせ事項に留意する。

イ このように，徳島県議会においては，視察回数については，年3回の県内視察（県西部，県中央部，県南部）と年1回の県外視察を実施する，視察日程についても，県西部，県南部は1泊2日，県外視察は2泊3日の日程で実施する，との申し合わせがなされている。この点，「議会のあり方検討委員会」では，県内及び県外視察に関し，「高速道路の開通等を踏まえ，中央部を除き，必ず宿泊しなくても，日程等を勘案して，委員長の判断で弾力的に運用してはどうか」といった意見が出されたものの，協議の結果，「原則として，従来どおりの日程とすること」とされ，前記の申し合わせ事項が維持されている（ただし，平成18年度においては，「委員長の判断で弾力的に運用」との意見を踏まえ，宿泊を伴う視察は8回のうち3回と半分以下になっている。）。

また，視察行程及び視察先の選定も，正副委員長に一任された上で，正副委員長の指示の下，事務局担当者が視察箇所等の原案を作成しているというのが実態である（前記4の(2)のイの(ア)(56頁)参照）。この点，「議会のあり方検討委員会」では，県内及び県外視察に関し，「より充実した視察内容とするため，委員は視察箇所等の希望があれば積極的に委員長に提案することとした。」という点で意見の一致を見たが，逆に言えば，従来は委員から視察箇所等の希望が出されておらず，県内及び県外視察を行うという前提で，その視察行程及び視察先を検討していたことが窺われる。

以上のとおり，徳島県議会においては，委員会による県内及び県外視察を行うことや，県中央部以外の視察においては宿泊を行うこと等が慣例化，自己目的化しており，視察行程及び視察先の選定過程も不透明であるとの印象を受ける。

ウ 委員会による視察（特に，県外視察）については，これを批判する声も少ない。例えば，平成18年9月2日の徳島新聞の記事では，「県外視察は2泊3日の行程が多く，過去5年間の宿泊地を見ると，一泊は都市部のホテル，

もう一泊は温泉地という傾向が強い。」，「北海道，山梨，石川，福井，大分県などの有名温泉地の旅館，ホテルが日程に組み込まれている。」，「今夏は8委員会のうち6委員会が宴会にコンパニオンを呼んでいた。」などと報じられている（ただし，宿泊料については旅費条例の規定に基づき一定額が支給されるに留まっており，それを上回る費用については全て参加した議員の自己負担となっていることを付言する。）。そして，前記イで述べた委員会による視察の実態に照らせば，このような批判にも相応の理由があるものと思われる。

そもそも，委員会による視察は，あくまで委員会活動の一環として行われるものであるところ，地方自治法が委員会の設置を認めている趣旨は，広汎多岐にわたり，しかも専門化し，技術化していく普通地方公共団体の事務を，合理的，能率的に調査し審議するという点にある。従って，委員会による視察についても，このような委員会制度の趣旨に合致するものでなければならない。

エ 従って，委員会による視察については，現在の視察行程や視察先の選定方法を見る限り，「まず視察ありき」という姿勢で視察内容を決定しているとの印象を与えかねないので，今後は当該委員会の所管事項に関して，当該委員会及び各委員の主体的，能動的な取組みを通じて研究課題の設定や問題意識の形成を図り，それとの関連で視察内容（視察を実施することの要否を含む。）を決定するよう留意すべきである。

### （3）委員会の調査のための派遣旅費と政務調査費（調査研究費）との区別の明確化

ア 委員会の調査のための委員派遣については，実質的には委員会としての意思決定がなされておらず，調査計画書や委員派遣承認要求書の内容について実質的な審査が行われておらず（委員が要求すれば，ほぼ無条件で派遣が承認されている。），調査報告の内容も極めて不十分であるという実態がある（前記4の（3）のウ（58頁）参照）。

これでは，委員派遣が委員会の調査の一環としてではなく，当該委員個人の調査活動のために実施され，県費が支出されていると言わざるを得ない。

イ ところで，前記のとおり，各会派及び各議員に対しては，「会派（議員）が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」（調査研究費）等を支弁するために，一定額の政務調査費が交付されている（前記第3の2（11頁）参照）。

そうだとすれば、委員個人の調査活動に要する費用については、政務調査費（調査研究費）から支弁することが予定されていると言うべきであって、これを費用弁償（委員会の調査のための派遣旅費）として支出することは、政務調査費と費用弁償の区別を曖昧にするものである（ちなみに、委員会の調査のための派遣旅費について、議員1人あたりの平均額を算出した場合、約23万円にも上る。）。

ウ 従って、各会派及び各議員に対して政務調査費（調査研究費）が支給されていることに照らせば、委員会の調査のための委員派遣については、委員派遣の必要性や委員会の調査事項との関連性等について、委員会で十分に審査する必要があると思われる。

（４）議決による議員派遣（海外視察）の抜本的な見直し

ア 徳島県議会には、「県議会議員の海外視察に関する申し合わせ」（昭和55年2月1日 会長・幹事長会，昭和62年8月8日 会長・幹事長 了解，平成15年5月21日 会長・幹事長会 確認）が存在する。その内容は、以下のとおりである。

（ア）2期以上の議員を対象とし、全国都道府県議会議長会の海外視察に対して1回に限り、旅費の全額を支給する。

（イ）4期以上の全議員を対象として、2期毎に次のいずれかの旅費を支給する。

a 全国都道府県議会議長会の海外視察に対して1回に限り、旅費の全額を支給する。

b その他の海外視察に対しては、1回100万円または2回各50万円を限度として旅費を支給する。

ただし、各回の残額が生じた場合は、その残額は交付しない。

なお、期間内に海外視察を実施することができなかった場合は、次期に繰り越すことはできない。

（ウ）海外視察は、1人同一年度1回以内とする。

（エ）1期目の議員を対象とし、任期中1回を限度として海外視察を行うことができる。

ただし、視察先は東南アジア諸国等比較的近距離の国とし、

a 期間は1週間程度

b 金額は500千円を限度とする。

なお、1期目に海外視察を実施することができなかった場合は、当該視察を次期に繰り越すことはできない。

イ このように、徳島県議会においては、海外視察の目的、必要性、視察行程及び視察先等について吟味することなく、一定期間、議員を務めることによって当然に県費による海外視察を実施できることが慣例化、自己目的化している。現に、議会において当該視察先に議員を派遣する必要性について議論がなされた形跡は見受けられない（前記4の（4）のイの（ア）（61頁）参照）。これでは、海外視察がいわば議員の特権、あるいは長期間、議員を務めたことに対する褒賞と化しているとの謗りを免れず、県民感覚に照らしても極めて疑問がある。

この点、「議会のあり方検討委員会」でも、海外視察に関し、「視察先を本県に関わりの深い国などに限定し、合わせて予算を抑制してはどうか」との意見、「当面、海外視察の実施を凍結してはどうか」との意見、「公費で実施すべきではない」との意見等が出されている（ただし、協議の結果、意見集約には至らず、現行どおりとすることとし、なお、現行どおりとするなら、視察の成果を県政に反映するといった工夫をすべきであるとの附帯意見が出された。）。

ウ 確かに、海外視察については、参加した議員が海外の事情に精通し、その見識や能力を高めるといった効果を有することは事実であり、そのことがひいては議会の審議能力の強化に役立つ可能性も否定できない。

しかし、それは本来、自己研鑽として各議員が自らの時間と費用を投じて行うべき事柄であって、これを県費によって行うことは、議員に特権を付与するものと言わざるを得ず、県民の理解を得ることは困難であろう。そもそも、前記の申し合わせ事項を見る限り、議員が海外に赴くこと自体が目的であるかのような印象を拭えない。

この点、他の都道府県の状況を見ても、公費による議員の海外視察を凍結ないし休止しているところも見受けられるのであって、徳島県においても海外視察の見直しを検討すべき時期が来ている。

エ 従って、海外視察については、その廃止も含めて抜本的な見直しを行うことが必要であると思われる。

## 第5 おわりに

1 本監査においては、議会費のうち政務調査費及び費用弁償を中心に検討を行ってきたが、当監査人としては、議会における議論状況を見る限り、議会や議員が県民に対する説明責任を果たしていないとの印象を拭えない。

すなわち、政務調査費については、使途の透明性の確保が繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、議員の中には今なお情報公開に消極的な姿勢を示す者も少なくない。また、費用弁償についても、議会や議員の論理で物事が決定されているような印象を受け、県民感覚に照らして疑問を感じる点が少なくない。これで、果たして県民のための議会や議員と言えるであろうか。

2 冒頭でも述べたとおり、地方分権が進む中で、地方議会の果たすべき役割は年々重要性を増している。とりわけ、県財政が厳しい状況にある中、議会としては公金の使途を厳しくチェックしていく姿勢が求められている。そのためには、議員自らが襟を正し、率先して範を示すことが必要である。

議員の地位は、決して特権として付与されたものではなく、あくまで県民生活の向上を図るために県民から付託されたものに過ぎない。従って、議会及び議員は、その活動内容について県民に対する説明責任を果たし、県民の批判に晒される必要がある。さもなければ、議会や議員の活動に対して県民の理解と信頼を得ることは困難であろう。議会が本来の機能を発揮するために、議員に課せられた責任は重いと云わざるを得ない。

本報告書の内容は、議会や議員にとっては非常に厳しい内容であると思われるが、それは議会や議員に対する期待の裏返しに他ならない。議会や議員の活動が充実し、活性化することが、県民の利益に繋がるのである。そのためにも、今後、政務調査費や費用弁償を含め、議会や議員のあり方について議論を深めることが求められている。

3 関係機関におかれては、本監査の趣旨に従って早急に検討を進めることを期待したい。

## 政務調査費の使途基準（会派に係る政務調査費）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費, 交通費, 宿泊費等)
研 修 費	会派が行う研修会, 講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会, 講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借り上げ費, 講師謝金, 会費, 交通費, 宿泊費等)
会 議 費	会派における各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費, 資料印刷費等)
資 料 作 成 費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代, 原稿料等)
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代, 新聞雑誌購読料等)
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費, 送料, 交通費等)
事 務 費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費, 通信費等)
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料, 手当, 社会保険料, 賃金等)

( )内は例示

## 政務調査費の使途基準（議員に係る政務調査費）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費, 交通費, 宿泊費等)
研 修 費	団体等が開催する研修会, 講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費, 交通費, 宿泊費等)
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望, 意見を吸収するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費, 資料印刷費等)
資 料 作 成 費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代, 原稿料等)
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代, 新聞雑誌購読料等)
広 報 費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費, 送料, 交通費等)
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費 (事務所の賃借料, 管理運営費等)
事 務 費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費, 通信費等)
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料, 手当, 社会保険料, 賃金等)

( )内は例示

年度政務調査費収支報告書

会派名

1 収 入

政務調査費

円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

収支報告書の記入例（会派用）

この記入例は、一例です。

- 10人程度会派を想定 -

平成17年度政務調査費収支報告書

		会派名	会派
1 収入			
	政務調査費	12,000,000	円
2 支出			

（単位：円）

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費	9,500,104	関係 県外調査（東京都） 県内調査（ 町） 海外調査（ 国）
研 修 費	330,230	セミナー（徳島市） 会派勉強会（徳島市） セミナー（大阪市）
会 議 費	435,630	会派総会（22回） 関係団体意見交換会（徳島市）
資 料 作 成 費	300,011	関係資料 県外調査報告書（大阪市） 海外調査報告書（ 国）
資 料 購 入 費	212,009	図書購入費 雑誌購読料 新聞購読料
広 報 費	200,120	会派広報「 」（作成費） ホームページ作成費
事 務 費	443,096	電話・FAX代 コピー代 印刷用紙代 備品購入費
人 件 費	480,058	会派職員雇用経費（1人）
合 計	11,901,258	

3 残余

98,742 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 収支報告書の備考欄記入要領

### 会派用

#### 調査研究費

##### (調査委託費)

調査項目を記入します。

「例： 関係」

##### (交通費、宿泊費等)

調査先が、県内の場合は市町村単位、県外の場合は都道府県単位、海外の場合は国単位で記入することとします。

「例：県外調査(東京都)」

「例：県内調査( 町)」

「例：海外調査( 国)」

1回の調査で複数の国、都道府県、市町村を訪問した場合は、主な訪問地に「他」と記入します。

「例：県外調査(東京都他)」

#### 研修費

##### (会場費・機材借り上げ費、講師謝金)

研修単位に、会議名を記入します。

「例： セミナー(徳島市)」

「例：会派勉強会(徳島市)」

##### (会費、交通、宿泊費等)

研修名と研修先を市町村単位(東京都は、「東京都」)で記入することとします。

「例： セミナー(大阪市)」

#### 会議費

##### (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費)

会議単位に、会議名、会場名を記入します。

「例：会派総会(22回)」

「例：関係団体意見交換会(徳島市)」

### 資料作成費

(印刷・製本代、原稿料等)

作成した資料単位(テーマ、調査先)で記入します。

「例：関係資料」

「例：県外調査報告書(大阪市)」

「例：海外調査報告書( 国)」

### 資料購入費

(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)

具体的に何を購入、購読しているかわかるように記入します。

「例：図書購入費」

「例：雑誌購読料」

「例：新聞購読料」

### 広報費

(広報・報告書等印刷費、送料、交通費等)

作成、印刷した広報、報告書単位で記入します。

「例：会派広報 作成費」

「例：会派ホームページ作成費」

### 事務費

(事務用品、備品購入費、通信費等)

具体的に、「例：電話・FAX代、コピー代、印刷用紙代」と記入します。

事務用品、備品を購入された場合は、「例：備品購入費」と記入します。

### 人件費

(給料、手当、社会保険料、賃金等)

雇用人数及び雇用月数を記入します。

「例：会派職員雇用経費(1人)」

なお、調査研究とその他の業務を兼務させている場合は、按分し「一部」と記入します。

「例：会派職員雇用経費の一部(1人)」

年度政務調査費収支報告書

氏 名

1 収 入

政務調査費

円

2 支 出

( 単位 : 円 )

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

収支報告書の記入例（議員個人用）

この記入例は、一例です。

平成17年度政務調査費収支報告書

氏名 徳島 太郎

1 収入

政務調査費 1,800,000 円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	331,022	関係 県外調査(大阪市) 県内調査(町)
研修費	149,005	セミナー(徳島市) 講演会(東京都) 研修(東京都) 勉強会(徳島市) セミナー(大阪市)
会議費	231,440	議会活動報告会(町) 県政調査報告会(町) 関係団体意見交換会(徳島市)
資料作成費	100,390	県外調査報告書(大阪市) 県内調査報告書(町) 県政調査報告書(関係) 関係資料
資料購入費	109,001	図書購入費 雑誌購読料 新聞購読料
広報費	200,119	広報作成費 議員個人ホームページ作成費
事務所費	240,700	事務所賃借料(徳島市) 光熱水費
事務費	104,020	電話・FAX代 コピー代 印刷用紙代 備品購入費
人件費	240,115	事務所職員雇用経費(1人)
合計	1,705,812	

3 残余

94,188 円

注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 収支報告書の備考欄記入要領

### 議員個人用

#### 調査研究費

##### (調査委託費)

調査項目を記入します。

「例： 関係」

##### (交通費、宿泊費等)

調査先を市町村単位(東京都は、「東京都」)で記入することとします。

「例：県外調査(大阪市)」

「例：県内調査( 町)」

1回の調査で複数の市町村を訪問した場合は、主な訪問地に「他」と記入します。

「例：県外調査(東京都他)」

#### 研修費

##### (会場費・機材借り上げ費、講師謝金)

研修単位に、会議名を記入します。

「例： セミナー(徳島市)」

「例： 講演会(東京都)」

「例： 研修(東京都)」

「例： 勉強会(徳島市)」

##### (会費、交通、宿泊費等)

研修名と研修先を市町村単位(東京都は、「東京都」)と記入することとします。

「例： セミナー(大阪市)」

#### 会議費

##### (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費)

会議単位に、会議名、会場名を記入します。

「例：議会活動報告会( 町)」

「例：県政調査報告会( 町)」

「例：関係団体意見交換会(徳島市)」

#### 資料作成費

##### (印刷・製本代、原稿料等)

作成した資料単位(調査先、テーマ)で記入します。

「例：県外調査報告書(大阪市)」

- 「例：県内調査報告書（ 町）」
- 「例：県政調査報告書（ 関係）」
- 「例： 関係資料」

#### 資料購入費

（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）

こういったものを購入、購読しているかわかるように記入します。

- 「例：図書購入費」
- 「例：雑誌購読料」
- 「例：新聞購読料」

#### 広報費

（広報・報告書等印刷費、送料、交通費等）

作成、印刷した広報、報告書単位で記入します。

- 「例：広報 作成費」
- 「例：議員個人ホームページ作成費」

#### 事務所費

（事務所賃借料）

事務所の所在する市町村を記入します。

- 「例：事務所賃借料（徳島市）」

なお、調査研究とその他の業務を兼務させている場合は、按分し一部であることも付け加えます。

- 「例：事務所賃借料の一部（徳島市）」

（管理運営費）

- 「例：光熱水費」

#### 事務費

（事務用品、備品購入費、通信費等）

具体的に、「例：電話・FAX代、コピー代、印刷用紙代」と記入します。

事務用品、備品を購入された場合は、「例：備品購入費」と記入します。

#### 人件費

（給料、手当、社会保険料、賃金等）

雇用人数等を記入します。

- 「例：事務所職員雇用経費（1人）」

なお、調査研究とその他の業務を兼務させている場合は、按分し「一部」と記入します。

- 「例：事務所職員雇用経費の一部（1人）」

主な活動内容の記入例（会派用）

この記入例は一例です。

会派の主な活動内容（平成17年度）

会派名

会派

・ 調査研究

1 県内調査

- (1)年月日 平成 年 月 日
- (2)場 所 市町村
- (3)内 容 について

2 県外調査

- (1)年月日 平成 年 月 日 ~ 日
- (2)場 所 都道府県
- (3)内 容 について

3 海外調査

- (1)年月日 平成 年 月 日 ~ 日
- (2)場 所 国
- (3)内 容 について

・ 研修

1 県内会派勉強会（ セミナー等 ）

- (1)年月日 平成 年 月 日
- (2)場 所 市町村
- (3)内 容 について

2 県外会派勉強会（ セミナー等 ）

- (1)年月日 平成 年 月 日
- (2)場 所 都道府県
- (3)内 容 について

## 会派に係る政務調査費一覧表（平成17年度）

番号	会派名	調査研究費		研修費		会議費		資料作成費		資料購入費		広報費		事務費		人件費		合計
		金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）
1	自由民主党・新政会	9,259,455	85.8%	383,293	3.5%	15,935	0.1%	0	0.0%	557,762	5.2%	0	0.0%	580,590	5.4%	0	0.0%	10,797,035
2	自由民主党・明政会	3,583,967	75.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	185,424	3.9%	581,700	12.3%	391,425	8.3%	0	0.0%	4,742,516
3	自由民主党・交友会	4,561,230	54.5%	504,475	6.0%	0	0.0%	0	0.0%	781,773	9.3%	636,300	7.6%	1,878,530	22.5%	0	0.0%	8,362,308
4	新風21	6,072,796	87.2%	0	0.0%	72,000	1.0%	0	0.0%	507,971	7.3%	10,000	0.1%	301,401	4.3%	0	0.0%	6,964,168
5	日本共産党	16,290	0.3%	0	0.0%	59,195	1.2%	0	0.0%	638,443	13.3%	136,485	2.8%	1,010,255	21.0%	2,939,332	61.2%	4,800,000
6	公明党県議団	512,111	21.3%	0	0.0%	398,615	16.6%	0	0.0%	256,168	10.7%	719,878	30.0%	513,352	21.4%	0	0.0%	2,400,124
7	県民ネットワーク・夢	495,256	11.0%	463,208	10.3%	51,300	1.1%	137,163	3.0%	887,216	19.7%	48,150	1.1%	1,449,928	32.2%	967,500	21.5%	4,499,721
8	「改革・一新」県政会	207,523	35.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	67,655	11.7%	157,500	27.3%	144,818	25.1%	0	0.0%	577,496
9	徳島一新会	129,834	13.0%	62,000	6.2%	30,000	3.0%	0	0.0%	30,042	3.0%	500,000	50.0%	148,124	14.8%	100,000	10.0%	1,000,000
10	マニフェスト徳島	0	0.0%	172,900	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	142,008	14.9%	0	0.0%	636,040	66.9%	0	0.0%	950,948
11	県政県民会議	0	0.0%	264,200	28.3%	12,315	1.3%	0	0.0%	480	0.1%	0	0.0%	658,148	70.4%	0	0.0%	935,143
12	無所属	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	79,375	100.0%	0	0.0%	79,375
合計		24,838,462	53.9%	1,850,076	4.0%	639,360	1.4%	137,163	0.3%	4,054,942	8.8%	2,790,013	6.1%	7,791,986	16.9%	4,006,832	8.7%	46,108,834

## 会派に係る政務調査費一覧表（平成16年度）

番号	会派名	調査研究費		研修費		会議費		資料作成費		資料購入費		広報費		事務費		人件費		合計
		金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）
1	自由民主党・ 交友会	5,585,283	55.50%	841,835	8.40%	13,020	0.10%	0	0.00%	793,137	7.90%	635,775	6.30%	2,201,795	21.90%	0	0.00%	10,070,845
2	自由民主党・ 県民会議	12,582,223	75.00%	1,752,211	10.40%	55,068	0.30%	0	0.00%	781,339	4.70%	656,930	3.90%	950,012	5.70%	0	0.00%	16,777,783
3	新風21	4,135,985	55.30%	0	0.00%	157,542	2.10%	0	0.00%	522,213	7.00%	2,400,000	32.10%	264,786	3.50%	0	0.00%	7,480,526
4	日本共産党	30,233	0.60%	0	0.00%	67,806	1.40%	0	0.00%	765,580	15.90%	325,375	6.80%	872,779	18.20%	2,738,237	57.00%	4,800,010
5	公明党県議団	312,270	13.00%	24,000	1.00%	407,098	17.00%	0	0.00%	306,168	12.80%	909,454	37.90%	441,215	18.40%	0	0.00%	2,400,205
6	徳島一新会	250,000	19.10%	50,000	3.80%	132,000	10.10%	300,000	23.00%	98,782	7.60%	50,000	3.80%	186,320	14.30%	240,000	18.40%	1,307,102
7	県民ネット ワーク・夢	1,163,804	24.20%	519,050	10.80%	45,040	0.90%	210,579	4.40%	651,098	13.60%	130,000	2.70%	790,344	16.50%	1,290,000	26.90%	4,799,915
合計		24,059,798	50.50%	3,187,096	6.70%	877,574	1.80%	510,579	1.10%	3,918,317	8.20%	5,107,534	10.70%	5,707,251	12.00%	4,268,237	9.00%	47,636,386

## 会派に係る政務調査費一覧表（平成15年度）

番号	会派名	調査研究費		研修費		会議費		資料作成費		資料購入費		広報費		事務費		人件費		合計
		金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）
1	自由民主党・ 交友会	6,705,440	68.10%	507,503	5.20%	217,408	2.20%	0	0.00%	755,152	7.70%	158,025	1.60%	1,498,336	15.20%	0	0.00%	9,841,864
2	自由民主党・ 県民会議	14,508,818	83.60%	941,662	5.40%	145,572	0.80%	0	0.00%	717,514	4.10%	665,880	3.80%	383,770	2.20%	0	0.00%	17,363,216
3	新風21	2,234,877	32.30%	180,840	2.60%	257,492	3.70%	0	0.00%	438,453	6.30%	3,663,840	53.00%	142,713	2.10%	0	0.00%	6,918,215
4	日本共産党	344,629	7.50%	0	0.00%	39,770	0.90%	0	0.00%	592,124	12.90%	174,300	3.80%	756,373	16.40%	2,692,804	58.50%	4,600,000
5	公明党県議団	463,281	19.20%	24,000	1.00%	387,332	16.00%	0	0.00%	398,748	16.50%	712,902	29.50%	432,841	17.90%	0	0.00%	2,419,104
6	徳島一新会	290,731	21.80%	35,620	2.70%	150,000	11.20%	648,000	48.50%	160,534	12.00%	0	0.00%	50,039	3.70%	0	0.00%	1,334,924
7	県民ネット ワーク・夢	576,065	13.30%	490,824	11.40%	82,930	1.90%	50,000	1.20%	370,656	8.60%	357,188	8.30%	1,318,112	30.50%	1,075,000	24.90%	4,320,775
8	五月会	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	47,582	78.70%	0	0.00%	12,846	21.30%	0	0.00%	60,428
9	無所属	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	670	0.10%	1,100,000	99.90%	1,100,670
合計		25,123,841	52.40%	2,180,449	4.50%	1,280,504	2.70%	698,000	1.50%	3,480,763	7.30%	5,732,135	12.00%	4,595,700	9.60%	4,867,804	10.10%	47,959,196

## 会派に係る政務調査費一覧表（平成14年度）

番号	会派名	調査研究費		研修費		会議費		資料作成費		資料購入費		広報費		事務費		人件費		合計
		金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）
1	自由民主党・ 交友会	8,192,440	62.40%	1,435,217	10.90%	1,838,627	14.00%	0	0.00%	819,756	6.20%	0	0.00%	842,556	6.40%	0	0.00%	13,128,596
2	自由民主党・ 県民会議	16,105,301	76.30%	233,308	1.10%	206,063	1.00%	0	0.00%	1,028,352	4.90%	633,880	3.00%	2,888,360	13.70%	0	0.00%	21,095,264
3	新風21	3,024,740	53.00%	0	0.00%	151,885	2.70%	0	0.00%	502,918	8.80%	10,210	0.20%	2,020,270	35.40%	0	0.00%	5,710,023
4	日本共産党	2,000	0.10%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	480,132	20.00%	661,815	27.60%	392,934	16.40%	863,119	36.00%	2,400,000
5	公明党県議団	220,629	9.20%	0	0.00%	109,743	4.60%	0	0.00%	215,398	9.00%	1,557,072	64.80%	298,542	12.40%	0	0.00%	2,401,384
6	ガンバレ 自由党	153,400	12.70%	0	0.00%	205,394	17.00%	691,592	57.30%	112,797	9.30%	0	0.00%	44,793	3.70%	0	0.00%	1,207,976
7	五月会	734,120	45.30%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	350,088	21.60%	0	0.00%	54,632	3.40%	480,000	29.70%	1,618,840
8	無所属	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	12,135	41.50%	0	0.00%	17,121	58.50%	0	0.00%	29,256
合計		28,432,630	59.70%	1,668,525	3.50%	2,511,712	5.30%	691,592	1.50%	3,521,576	7.40%	2,862,977	6.00%	6,559,208	13.80%	1,343,119	2.80%	47,591,339

## 会派に係る政務調査費一覧表（平成13年度）

番号	会派名	調査研究費		研修費		会議費		資料作成費		資料購入費		広報費		事務費		人件費		合計
		金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）
1	自由民主党・ 交友会	2,200,000	17.90%	6,586,052	53.70%	1,945,627	15.90%	0	0.00%	547,306	4.50%	0	0.00%	993,028	8.10%	0	0.00%	12,272,013
2	自由民主党・ 県民会議	17,142,979	85.30%	748,878	3.70%	918,600	4.60%	0	0.00%	975,434	4.90%	0	0.00%	315,414	1.60%	0	0.00%	20,101,305
3	新風21	1,849,748	25.80%	1,391,170	19.40%	0	0.00%	0	0.00%	612,728	8.50%	3,230,790	45.00%	88,857	1.20%	0	0.00%	7,173,293
4	日本共産党	41,000	1.70%	0	0.00%	49,665	2.10%	0	0.00%	454,238	18.90%	557,925	23.20%	531,174	22.10%	765,998	31.90%	2,400,000
5	公明党県議団	576,875	24.00%	24,000	1.00%	572,994	23.90%	0	0.00%	346,748	14.40%	631,280	26.30%	248,194	10.30%	0	0.00%	2,400,091
6	ガンバレ 自由党	296,402	24.70%	171,178	14.30%	221,437	18.40%	368,025	30.70%	126,676	10.60%	0	0.00%	16,518	1.40%	0	0.00%	1,200,236
7	五月会	927,400	51.90%	100,000	5.60%	0	0.00%	0	0.00%	206,451	11.60%	0	0.00%	552,582	30.90%	0	0.00%	1,786,433
合計		23,034,404	48.70%	9,021,278	19.10%	3,708,323	7.80%	368,025	0.80%	3,269,581	6.90%	4,419,995	9.30%	2,745,767	5.80%	765,998	1.60%	47,333,371

## 議員に係る政務調査費一覧表（平成17年度）

番号	調査研究費		研修費		会議費		資料作成費		資料購入費		広報費		事務所費		事務費		人件費		合計 金額（円）
	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	金額（円）	割合	
1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	300,000	16.7%	500,000	27.8%	0	0.0%	830,000	46.1%	170,000	9.4%	1,800,000
2	356,550	18.9%	220,800	11.7%	52,000	2.8%	200,000	10.6%	171,780	9.1%	0	0.0%	240,000	12.7%	161,722	8.6%	480,000	25.5%	1,882,852
3	1,162,590	52.0%	34,825	1.6%	7,890	0.4%	25,835	1.2%	126,999	5.7%	282,807	12.7%	37,964	1.7%	556,714	24.9%	0	0.0%	2,235,624
4	728,803	40.5%	5,500	0.3%	101,200	5.6%	0	0.0%	200,653	11.2%	262,395	14.6%	127,710	7.1%	372,688	20.7%	0	0.0%	1,798,949
5	70,000	3.6%	70,000	3.6%	50,000	2.6%	130,000	6.7%	25,000	1.3%	200,000	10.3%	611,000	31.5%	661,000	34.1%	120,000	6.2%	1,937,000
6	160,737	7.5%	618,604	28.8%	178,650	8.3%	0	0.0%	95,800	4.5%	251,522	11.7%	600,000	28.0%	240,000	11.2%	0	0.0%	2,145,313
7	389,880	20.7%	13,150	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	149,566	7.9%	1,031,500	54.8%	0	0.0%	299,732	15.9%	0	0.0%	1,883,828
8	0	0.0%	502,800	25.1%	0	0.0%	0	0.0%	108,168	5.4%	361,000	18.1%	0	0.0%	0	0.0%	1,028,000	51.4%	1,999,968
9	22,264	1.2%	18,800	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	100,186	5.6%	288,196	16.0%	0	0.0%	821,815	45.6%	550,000	30.5%	1,801,261
10	126,300	6.6%	10,000	0.5%	58,000	3.0%	11,810	0.6%	80,753	4.2%	1,193,400	61.9%	0	0.0%	396,451	20.6%	50,000	2.6%	1,926,714
11	211,325	11.6%	285,400	15.7%	0	0.0%	0	0.0%	184,426	10.1%	91,480	5.0%	502,817	27.6%	307,927	16.9%	240,000	13.2%	1,823,375
12	392,396	20.8%	179,500	9.5%	91,200	4.8%	183,000	9.7%	195,684	10.4%	493,810	26.2%	0	0.0%	108,416	5.8%	240,000	12.7%	1,884,006
13	76,400	3.1%	88,600	3.6%	0	0.0%	1,410,000	56.5%	208,505	8.4%	396,000	15.9%	315,497	12.6%	0	0.0%	0	0.0%	2,495,002
14	282,500	15.7%	255,000	14.2%	231,300	12.9%	150,000	8.3%	113,000	6.3%	205,000	11.4%	169,000	9.4%	209,000	11.6%	185,200	10.3%	1,800,000
15	441,781	22.5%	39,300	2.0%	64,251	3.3%	144,750	7.4%	227,400	11.6%	99,490	5.1%	490,811	25.0%	255,098	13.0%	200,000	10.2%	1,962,881
16	803,591	44.1%	0	0.0%	3,000	0.2%	0	0.0%	176,513	9.7%	142,628	7.8%	157,500	8.6%	538,692	29.6%	0	0.0%	1,821,924
17	670,560	35.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	79,040	4.2%	31,500	1.7%	0	0.0%	562,032	29.7%	550,000	29.1%	1,893,132
18	12,800	0.7%	12,000	0.7%	12,800	0.7%	0	0.0%	148,128	8.2%	956,859	53.2%	0	0.0%	53,000	2.9%	604,413	33.6%	1,800,000
19	280,000	15.4%	150,000	8.2%	60,000	3.3%	100,000	5.5%	528,252	29.0%	10,000	0.5%	150,000	8.2%	239,863	13.2%	302,200	16.6%	1,820,315
20	316,020	16.6%	224,820	11.8%	571,674	30.0%	0	0.0%	167,998	8.8%	332,850	17.4%	0	0.0%	294,451	15.4%	0	0.0%	1,907,813
21	20,569	1.2%	20,900	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	246,970	14.4%	1,391,395	81.0%	0	0.0%	37,811	2.2%	0	0.0%	1,717,645
22	109,276	5.6%	66,240	3.4%	16,124	0.8%	44,000	2.3%	338,293	17.5%	925,910	47.8%	40,000	2.1%	398,145	20.5%	0	0.0%	1,937,988
23	840,825	46.6%	0	0.0%	115,138	6.4%	0	0.0%	145,200	8.0%	88,455	4.9%	0	0.0%	615,501	34.1%	0	0.0%	1,805,119
24	625,250	34.1%	183,000	10.0%	75,000	4.1%	420,000	22.9%	242,000	13.2%	0	0.0%	0	0.0%	290,450	15.8%	0	0.0%	1,835,700
25	250,000	12.5%	260,000	13.0%	150,000	7.5%	135,000	6.7%	76,500	3.8%	179,300	8.9%	360,000	17.9%	116,300	5.8%	480,000	23.9%	2,007,100
26	0	0.0%	0	0.0%	60,000	2.7%	255,670	11.5%	158,590	7.2%	918,628	41.4%	0	0.0%	524,149	23.6%	300,000	13.5%	2,217,037
27	190,345	10.6%	81,670	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	95,005	5.3%	671,096	37.3%	0	0.0%	365,388	20.3%	396,496	22.0%	1,800,000
28	192,465	6.8%	0	0.0%	365,218	12.8%	0	0.0%	151,432	5.3%	324,000	11.4%	687,000	24.1%	502,858	17.6%	628,000	22.0%	2,850,973
29	667,600	35.6%	226,400	12.1%	110,000	5.9%	201,140	10.7%	130,270	7.0%	31,000	1.7%	64,270	3.4%	327,000	17.5%	116,000	6.2%	1,873,680
30	242,000	12.9%	156,000	8.3%	252,000	13.5%	40,000	2.1%	120,108	6.4%	9,450	0.5%	376,455	20.1%	256,985	13.7%	420,000	22.4%	1,872,998
31	185,000	10.2%	97,000	5.3%	354,000	19.5%	169,000	9.3%	254,674	14.0%	0	0.0%	372,590	20.5%	387,746	21.3%	0	0.0%	1,820,010
32	100,391	5.1%	0	0.0%	21,000	1.1%	20,097	1.0%	269,580	13.6%	1,318,226	66.3%	0	0.0%	257,719	13.0%	0	0.0%	1,987,013
33	7,410	0.4%	7,577	0.4%	5,820	0.3%	0	0.0%	50,087	2.8%	296,320	16.4%	0	0.0%	14,332	0.8%	1,422,500	78.9%	1,804,046
34	133,345	8.9%	43,000	2.9%	68,000	4.6%	0	0.0%	190,409	12.7%	0	0.0%	180,000	12.0%	729,136	48.8%	150,000	10.0%	1,493,890
35	0	0.0%	99,153	5.2%	102,660	5.4%	0	0.0%	163,284	8.5%	42,900	2.2%	601,786	31.4%	187,958	9.8%	720,000	37.5%	1,917,741
36	251,365	12.2%	111,365	5.4%	82,064	4.0%	495,553	24.0%	276,601	13.4%	0	0.0%	0	0.0%	847,395	41.0%	0	0.0%	2,064,343
37	430,823	23.8%	48,000	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	119,146	6.6%	898,800	49.6%	48,000	2.7%	65,950	3.6%	200,000	11.0%	1,810,719
38	303,640	15.8%	235,350	12.2%	228,500	11.9%	174,000	9.1%	235,172	12.2%	165,000	8.6%	323,284	16.8%	256,658	13.4%	0	0.0%	1,921,604
39	171,000	9.1%	0	0.0%	186,000	9.8%	0	0.0%	249,300	13.2%	0	0.0%	932,500	49.4%	0	0.0%	350,000	18.5%	1,888,800
合計	11,225,801		4,364,754		3,673,489		4,309,855		6,900,472		14,390,917		7,388,184		13,090,082		9,902,809		75,246,363

## 議員に係る政務調査費一覧表（金額順）（平成17年度）

番号	調査研究費 金額（円）	番号	研修費 金額（円）	番号	会議費 金額（円）	番号	資料作成費 金額（円）	番号	資料購入費 金額（円）	番号	広報費 金額（円）	番号	事務所費 金額（円）	番号	事務費 金額（円）	番号	人件費 金額（円）
3	1,162,590	6	618,604	20	571,674	13	1,410,000	19	528,252	21	1,391,395	39	932,500	36	847,395	33	1,422,500
23	840,825	8	502,800	28	365,218	36	495,553	22	338,293	32	1,318,226	28	687,000	1	830,000	8	1,028,000
16	803,591	11	285,400	31	354,000	24	420,000	1	300,000	10	1,193,400	5	611,000	9	821,815	35	720,000
4	728,803	25	260,000	30	252,000	26	255,670	36	276,601	7	1,031,500	35	601,786	34	729,136	28	628,000
17	670,560	14	255,000	14	231,300	29	201,140	32	269,580	18	956,859	6	600,000	5	661,000	18	604,413
29	667,600	38	235,350	38	228,500	2	200,000	31	254,674	22	925,910	11	502,817	23	615,501	9	550,000
24	625,250	29	226,400	39	186,000	12	183,000	39	249,300	26	918,628	15	490,811	17	562,032	17	550,000
15	441,781	20	224,820	6	178,650	38	174,000	21	246,970	37	898,800	30	376,455	3	556,714	2	480,000
37	430,823	2	220,800	25	150,000	31	169,000	24	242,000	27	671,096	31	372,590	16	538,692	25	480,000
12	392,396	24	183,000	23	115,138	14	150,000	38	235,172	1	500,000	25	360,000	26	524,149	30	420,000
7	389,880	12	179,500	29	110,000	15	144,750	15	227,400	12	493,810	38	323,284	28	502,858	27	396,496
2	356,550	30	156,000	35	102,660	25	135,000	13	208,505	13	396,000	13	315,497	22	398,145	39	350,000
20	316,020	19	150,000	4	101,200	5	130,000	4	200,653	8	361,000	2	240,000	10	396,451	19	302,200
38	303,640	36	111,365	12	91,200	19	100,000	12	195,684	20	332,850	34	180,000	31	387,746	26	300,000
14	282,500	35	99,153	36	82,064	22	44,000	34	190,409	28	324,000	14	169,000	4	372,688	11	240,000
19	280,000	31	97,000	24	75,000	30	40,000	11	184,426	33	296,320	16	157,500	27	365,388	12	240,000
36	251,365	13	88,600	34	68,000	3	25,835	16	176,513	9	288,196	19	150,000	29	327,000	15	200,000
25	250,000	27	81,670	15	64,251	32	20,097	2	171,780	3	282,807	4	127,710	11	307,927	37	200,000
30	242,000	5	70,000	19	60,000	10	11,810	20	167,998	4	262,395	29	64,270	7	299,732	14	185,200
11	211,325	22	66,240	26	60,000	1	0	35	163,284	6	251,522	37	48,000	20	294,451	1	170,000
28	192,465	37	48,000	10	58,000	4	0	26	158,590	14	205,000	22	40,000	24	290,450	34	150,000
27	190,345	34	43,000	2	52,000	6	0	28	151,432	5	200,000	3	37,964	32	257,719	5	120,000
31	185,000	15	39,300	5	50,000	7	0	7	149,566	25	179,300	1	0	30	256,985	29	116,000
39	171,000	3	34,825	32	21,000	8	0	18	148,128	38	165,000	7	0	38	256,658	10	50,000
6	160,737	21	20,900	22	16,124	9	0	23	145,200	16	142,628	8	0	15	255,098	3	0
34	133,345	9	18,800	18	12,800	11	0	29	130,270	15	99,490	9	0	6	240,000	4	0
10	126,300	7	13,150	3	7,890	16	0	3	126,999	11	91,480	10	0	19	239,863	6	0
22	109,276	18	12,000	33	5,820	17	0	30	120,108	23	88,455	12	0	14	209,000	7	0
32	100,391	10	10,000	16	3,000	18	0	37	119,146	35	42,900	17	0	35	187,958	13	0
13	76,400	33	7,577	1	0	20	0	14	113,000	17	31,500	18	0	2	161,722	16	0
5	70,000	4	5,500	7	0	21	0	8	108,168	29	31,000	20	0	25	116,300	20	0
9	22,264	1	0	8	0	23	0	9	100,186	19	10,000	21	0	12	108,416	21	0
21	20,569	16	0	9	0	27	0	6	95,800	30	9,450	23	0	37	65,950	22	0
18	12,800	17	0	11	0	28	0	27	95,005	2	0	24	0	18	53,000	23	0
33	7,410	23	0	13	0	33	0	10	80,753	24	0	26	0	21	37,811	24	0
1	0	26	0	17	0	34	0	17	79,040	31	0	27	0	33	14,332	31	0
8	0	28	0	21	0	35	0	25	76,500	34	0	32	0	8	0	32	0
26	0	32	0	27	0	37	0	33	50,087	36	0	33	0	13	0	36	0
35	0	39	0	37	0	39	0	5	25,000	39	0	36	0	39	0	38	0

## 主要会派に対する質問票

### 第1 会計帳簿及び証拠書類等について

徳島県政務調査費の交付に関する規程第8条は、「会派の政務調査費経理責任者……は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を……保存しなければならない。」と規定しています。

そのことを前提とした上で、以下の事項についてご回答ください。

- 1 貴会派は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製していますか。  
**調製している** (1)及び(2)の質問にお答えください。  
**調製していない** (3)の質問にお答えください。  
(1) 会計帳簿としては、どのような書類がありますか。書類の名称・内容等をお答えください(ちなみに、他県の例では、政務調査費出納簿、政務調査費支出簿、政務調査費集計表、調査研究活動記録票等があるようです)。  
(2) 会計帳簿は、どのような様式・方法で調製していますか(平成17年度に調製した会計帳簿の写しを提出してください)。  
(3) 会計帳簿を調製しない理由をお答えください。
- 2 貴会派は、政務調査費の支出に関する証拠書類等を整理保管していますか。  
**整理保管している** (1)及び(2)の質問にお答えください。  
**整理保管していない** (3)の質問にお答えください。  
(1) 証拠書類等としては、どのような書類がありますか。書類の名称・内容等をお答えください(ちなみに、他県の例では、領収書、受領書、振込受領書、政務調査費支出証明書などがあるようです)。  
(2) 証拠書類等は、どのような形で整理保管していますか(平成17年度の政務調査費の支出に関する証拠書類等の写しを提出してください)。  
(3) 証拠書類等を整理保管しない理由をお答えください。
- 3 政務調査費を使用して研修、視察、調査、研究を行った場合、報告書等は作成していますか。  
**作成している** 平成17年度に作成した報告書等を提出してください。  
**作成していない** その理由をお答えください。

## 第2 収支報告書の記載方法について

- 1 平成17年度政務調査費収支報告書に記載された支出額について、各項目毎に以下の事項をご回答ください。
  - (1) 収支報告書の「項目」及び「備考」欄に記載された政務調査活動に要した経費の金額（証拠書類等に記載されている額面の総額）
  - (2) 前記(1)の金額のうち政務調査費から支出した金額

## 第3 事務費及び人件費の按分率について

全国都道府県議長会からは、人件費・事務所費等の按分の考え方として、以下のような考え方が示されています、

「議員の活動は議会活動，政党活動，選挙活動等と多彩であり，一つの活動が政務調査活動と他の議員活動の両面を有し，渾然一体となっていることが多く，そのため特に事務所費，人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり，各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。その按分比率の決め方についてであるが，……それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で，個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。」

そのことを前提とした上で、以下の事項についてご回答ください。

- 1 貴会派の平成17年度の事務費の執行状況について
  - (1) 事務費の総額（政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費との合計額）をお答えください。
  - (2) 前記(1)の経費のうち、政務調査活動に要した経費の金額をお答えください。
  - (3) 前記(2)の経費の算出方法（積算根拠又は按分の考え方）をお答えください。
- 2 貴会派の平成17年度の人件費の執行状況について
  - (1) 人件費の総額（政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費との合計額）をお答えください。
  - (2) 前記(1)の経費のうち、政務調査活動に要した経費の金額をお答えください。
  - (3) 前記(2)の経費の算出方法（積算根拠又は按分の考え方）をお答えください。

( 4 ) 人件費を政務調査費から支出している職員の勤務実績をお答えください。

ア 勤務時間 ( 1 日当たりの平均時間 )

イ 勤務日数

ウ 勤務の内容

( 5 ) 収支報告書の備考欄記入要領では、「調査研究とその他の業務を兼務させている場合は、按分し『一部』と記入します」とされていますが、貴会派の収支報告書では、そのような記載はなされていますか。

なされていないとすれば、その理由をお答えください。

#### 第 4 その他

政務調査費について改善すべき点があれば、自由に述べてください。

以 上

質問票に対する回答（会派分）

	1 会計帳簿の調製	2 証拠書類の整理保管	3 報告書等の作成 作成しない理由	4 項目別支出額(上段:総額 中段:政務調査費から支出した分 下段:その他支出分)								
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	合計
自由民主党・新政会	(1)政務調査費金銭出納帳 (2)項目ごとに分類し、支払順に記帳している、	(1)領収証、受領書、払込金受領書など (2)項目ごとにファイルに綴じ、支払順に整理保管している。		9,259,455	383,293	15,935	0	557,762	0	580,590	0	10,797,035
				9,259,455	383,293	15,935	0	557,762	0	580,590	0	10,797,035
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
自由民主党・明政会	(1)政務調査費出納簿 (2)規程の使途基準に従って、項目別に分類し、時系列に調製している。	(1)領収書、振込受取書 (2)規程の使途基準に従って、項目別に分類し、ファイルに綴り保管している。		3,583,967	0	0	0	185,424	581,700	391,425	0	4,742,516
				3,583,967	0	0	0	185,424	581,700	391,425	0	4,742,516
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
自由民主党・交友会	(1)政務調査費出納簿 (2)項目ごとに記帳している。	(1)領収書、振込受領書 (2)項目ごとにファイルに綴じている		4,561,230	504,475	0	0	781,773	636,300	1,878,530	0	8,362,308
				4,561,230	504,475	0	0	781,773	636,300	1,878,530	0	8,362,308
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
新風21	(1)政務調査費金銭出納帳 (2)支出科目ごとに時系列で整理している。	(1)領収書、受領書、振込金受取書、振込受付書、郵便振替払込金受領書 (2)支出科目ごとに時系列で整理している。		6,072,796	0	72,000	0	507,971	10,000	301,401	0	6,964,168
				6,072,796	0	72,000	0	507,971	10,000	301,401	0	6,964,168
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本共産党	(1)金銭出納帳(収入支出があればその都度記帳。併せて費目ごとに整理)、収入・支出伺(収入支出のたびに作成) (2)別紙参照(金銭出納簿、支出伺の一部が添付されている)	(1)領収書、払込受領書、請求書 (2)支出伺の用紙の裏に貼付。別紙参照(納入通知書兼領収書1枚が貼付された支出伺1枚が添付されている)	報告書という形では作成していないが、視察や調査活動は、議会での論議に取り入れ、県民にも広報している。	16,290	0	59,195	0	638,443	136,485	1,010,255	2,939,332	4,800,000
				16,290	0	59,195	0	638,443	136,485	1,010,255	2,939,332	4,800,000
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
公明党県議団	(1)政務調査費出納簿、政務調査費支出簿など (2)使途基準に沿った項目別に分類し、時系列に記帳している。	(1)領収書、受領書、振込受領書など (2)使途基準に沿った項目別に分類し、ファイルに綴じている。		512,111	0	398,615	0	256,168	719,878	513,352	0	2,400,124
				512,111	0	398,615	0	256,168	719,878	513,352	0	2,400,124
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
県民ネットワーク・夢	(1)政務調査費出納簿 (2)別紙参照(金銭出納帳の一部が添付されている)	(1)領収証、受領証、振込受領証、支出伺 (2)別紙参照(領収書1枚が貼付された支出伺2枚が添付されている)	ホームページでの報告、報告会で口頭の報告をしている。その他のものについては資料を保管している	495,256	463,208	51,300	137,163	887,216	48,150	1,449,928	967,500	4,499,721
				495,256	463,208	51,300	137,163	887,216	48,150	1,449,928	967,500	4,499,721
				0	0	0	0	0	0	0	0	0

	5 事務費の按分			6 人件費の按分					7 その他意見
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
自由民主党・新政会	580,590	580,590	100.0%						
自由民主党・明政会	391,425	391,425	100.0%						
自由民主党・交友会	1,878,530	1,878,530	100.0%						
新風21	301,401	301,401	100.0%						
日本共産党	1,010,255	1,010,255	100.0% 全額、政務調査活動に要した経費	2,939,332	2,939,332	100.0% 政務調査活動に専念している。	ア 8時間 イ 245日 ウ 政務調査活動の補助業務	「一部」という記載はしていない。政務調査活動に専念しているため。	収支報告書に領収書等証拠書類の添付や収支明細の記載などを義務づけるよう提起していきたい。
公明党県議団	513,352	513,352	100.0% 政務調査活動で使用した分のみ計上している。						原則としては領収書等すべて提出すべきだが、事務が煩雑で難しく、全会派の合意が難しいのであれば、政治資金規正法に準じて5万円以上の領収証については提出するようにしたかどうか。
県民ネットワーク・夢	1,449,928	1,449,928	100.0% 全額政務調査に必要と考えて支出した。	967,500	967,500	100.0% 政務調査のために業務を行った。	ア 7時間 イ 68日 ウ 政務調査及び政策資料の作成他	政務調査のためと考えた。	

## 議員に対する質問票

### 第1 会計帳簿及び証拠書類等について

徳島県政務調査費の交付に関する規程第8条は、「議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を……保存しなければならない。」と規定しています。

そのことを前提とした上で、以下の事項についてご回答ください。

1 貴殿は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製していますか。

**調製している** (1)及び(2)の質問にお答えください。

**調製していない** (3)の質問にお答えください。

(1) 会計帳簿としては、どのような書類がありますか。書類の名称・内容等をお答えください(ちなみに、他県の例では、政務調査費出納簿、政務調査費支出簿、政務調査費集計表、調査研究活動記録票等があるようです)。

(2) 会計帳簿は、どのような様式・方法で調製していますか(平成17年度に調製した会計帳簿の写しを提出してください)。

(3) 会計帳簿を調製しない理由をお答えください。

2 貴殿は、政務調査費の支出に関する証拠書類等を整理保管していますか。

**整理保管している** (1)及び(2)の質問にお答えください。

**整理保管していない** (3)の質問にお答えください。

(1) 証拠書類等としては、どのような書類がありますか。書類の名称・内容等をお答えください(ちなみに、他県の例では、領収書、受領書、振込受領書、政務調査費支出証明書などがあるようです)。

(2) 証拠書類等は、どのような形で整理保管していますか(平成17年度の政務調査費の支出に関する証拠書類等の写しを提出してください)。

(3) 証拠書類等を整理保管しない理由をお答えください。

3 政務調査費を使用して研修、視察、調査、研究を行った場合、報告書等は作成していますか。

**作成している** 平成17年度に作成した報告書等を提出してください。

**作成していない** その理由をお答えください。

## 第2 収支報告書の記載方法について

- 1 平成17年度政務調査費収支報告書に記載された支出額について、各項目毎に以下の事項をご回答ください。
  - (1) 収支報告書の「項目」及び「備考」欄に記載された政務調査活動に要した経費の金額（証拠書類等に記載されている額面の総額）
  - (2) 前記(1)の金額のうち政務調査費から支出した金額

## 第3 事務所費、事務費及び人件費の按分率について

全国都道府県議長会からは、人件費・事務所費等の按分の考え方として、以下のような考え方が示されています、

「議員の活動は議会活動，政党活動，選挙活動等と多彩であり，一つの活動が政務調査活動と他の議員活動の両面を有し，渾然一体となっていることが多く，そのため特に事務所費，人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり，各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。その按分比率の決め方についてであるが，……それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で，個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。」

そのことを前提とした上で、以下の事項についてご回答ください。

- 1 貴殿の平成17年度の事務所費の執行状況について
  - (1) 事務所費の総額（政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費との合計額）をお答えください。
  - (2) 前記(1)の経費のうち、政務調査活動に要した経費の金額をお答えください。
  - (3) 前記(2)の経費の算出方法（積算根拠又は按分の考え方）をお答えください。
  - (4) 収支報告書の備考欄記入要領では、「調査研究とその他の業務を兼務させている場合は、按分し一部であることも付け加えます」とされていますが、貴殿の収支報告書では、そのような記載はなされていますか。  
なされていないとすれば、その理由をお答えください。
- 2 貴殿の平成17年度事務費の執行状況について
  - (1) 事務費の総額（政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費との合計額）をお答えください。

( 2 ) 前記 ( 1 ) の経費のうち，政務調査活動に要した経費の金額をお答えください。

( 3 ) 前記 ( 2 ) の経費の算出方法 ( 積算根拠又は按分の考え方 ) をお答えください。

### 3 貴殿の平成 17 年度の人件費の執行状況について

( 1 ) 人件費の総額 ( 政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費との合計額 ) をお答えください。

( 2 ) 前記 ( 1 ) の経費のうち，政務調査活動に要した経費の金額をお答えください。

( 3 ) 前記 ( 2 ) の経費の算出方法 ( 積算根拠又は按分の考え方 ) をお答えください。

( 4 ) 人件費を政務調査費から支出している職員の勤務実績をお答えください。

ア 勤務時間 ( 1 日当たりの平均時間 )

イ 勤務日数

ウ 勤務の内容

( 5 ) 収支報告書の備考欄記入要領では，「調査研究とその他の業務を兼務させている場合は，按分し『一部』と記入します」とされていますが，貴殿の収支報告書では，そのような記載はなされていますか。

なされていないとすれば，その理由をお答えください。

## 第 4 その他

政務調査費について改善すべき点があれば，自由に述べてください。

以 上

## 質問票に対する回答(議員分)

	1 会計帳簿の調製	2 証拠書類の整理保管	3 報告書等の作成	4 項目別支出額(上段:総額 中段:政務調査費から支出した分 下段:その他支出分)										
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	合計	
1	(1)政務調査費整理簿 (2)項目別に分類し、日付順に保管	(1)領収書,振込受領書 (2)項目別に分類し、日付順に保管		0	0	0	300,000	500,000	0	0	830,000	170,000	1,800,000	
				0	0	0	300,000	500,000	0	0	830,000	170,000	1,800,000	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	(1)政務調査費支出帳 (2)使途項目別に分類	(1)領収書,レシート (2)項目別に分類,一括封筒に保存	報告義務がないため作成していない。	356,550	220,800	52,000	200,000	171,780	0	240,000	161,722	480,000	1,882,852	
				273,698	220,800	52,000	200,000	171,780	0	240,000	161,722	480,000	1,800,000	
				82,852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82,852
3	(1)政務調査費支出簿,調査研究活動記録票,集計表 (2)政務調査費領収書綴りと経費記録簿	(1)領収書,受領書,振込受領書,支出証明書 (2)政務調査費領収書綴り		1,162,590	34,825	7,890	25,835	126,999	282,807	37,964	556,714	0	2,235,624	
				820,000	34,000	7,000	25,000	120,000	282,000	12,000	500,000	0	1,800,000	
				342,590	825	890	835	6,999	807	25,964	56,714	0	435,624	
4	(1)政務調査費支出簿 (2)項目別に分類し,支出順に記帳している。	(1)領収書,受領書等 (2)項目別に分類し,支払順に保管。		728,803	5,500	101,200	0	200,653	262,395	127,710	372,688	0	1,798,949	
				728,803	5,500	101,200	0	200,653	262,395	127,710	372,688	0	1,798,949	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	(1)政務調査費支出簿 (2)項目別に分類別に分類し,支払順に記帳している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)項目別に分類し,整理している。		70,000	70,000	50,000	130,000	25,000	200,000	611,000	661,000	120,000	1,937,000	
				70,000	70,000	50,000	130,000	25,000	63,000	611,000	661,000	120,000	1,800,000	
				0	0	0	0	0	137,000	0	0	0	137,000	
6	(1)会計帳簿 (2)日付順に記帳している。	(1)領収書,受領書,振込受領書 (2)日付順に整理,保管している。	報告義務がないため。	160,737	618,604	178,650	0	95,800	251,522	600,000	240,000	0	2,145,313	
				160,737	373,291	178,650	0	95,800	151,522	600,000	240,000	0	1,800,000	
				0	245,313	0	0	0	100,000	0	0	0	345,313	
7	(1)政務調査費支出簿 (2)政務調査費の使途基準に沿った項目別に分類し,記帳している。	(1)領収書 (2)政務調査費の使途基準に沿った項目別に分類し,保管している		389,880	13,150	0	0	149,566	1,031,500	0	299,732	0	1,883,828	
				389,880	13,150	0	0	65,738	1,031,500	0	299,732	0	1,800,000	
				0	0	0	0	83,828	0	0	0	0	83,828	
8	(1)政務調査費支出簿 (2)項目別	(1)主に領収証 (2)支出簿に貼付	ホームページにて報告(一部)。	0	502,800	0	0	108,168	361,000	0	0	1,028,000	1,999,968	
				0	502,800	0	0	4,200	265,000	0	0	1,028,000	1,800,000	
				0	0	0	0	103,968	96,000	0	0	0	199,968	
9	(1)金銭出納帳(収入支出があればその都度記帳。併せて費目ごとに整理),収入・支出何(収入支出のたびに作成) (2)別紙参照(金銭出納帳の一部が添付されている)	(1)領収書,払込受領書,請求書 (2)支出何の用紙の裏に貼付。別紙参照(領収書1枚が貼付された支出何1枚が添付されている)	報告書という形では作成していないが,視察や調査活動の内容は委員会できりあげ,議会報告チラシ,ホームページで県民に広報している。	22,264	18,800	0	0	100,186	288,196	100,911	720,904	550,000	1,801,261	
				22,264	18,800	0	0	100,186	288,196	99,650	720,904	550,000	1,800,000	
				0	0	0	0	0	0	1,261	0	0	1,261	
10	(1)政務調査費支出簿 (2)項目別に出納記録を記す。	(1)政務調査費支出に係る領収書,振込受領書 (2)ほぼ項目別に貼り付けて保管(紛失分についてはできる限り関係先へ問い合わせ)		126,300	10,000	58,000	11,810	80,753	1,193,400	0	396,451	50,000	1,926,714	
				126,300	10,000	58,000	11,810	80,753	1,193,400	0	269,737	50,000	1,800,000	
				0	0	0	0	0	0	0	126,714	0	126,714	
11	(1)政務調査費支出簿 (2)項目別に分類し,記帳している。	(1)領収書,受領書,振込受領書等 (2)項目別に分類し,ファイルに綴じている。		211,325	285,400	0	0	184,426	91,480	2,246,553	1,126,217	1,560,000	5,705,401	
				211,325	285,400	0	0	161,051	91,480	502,817	307,927	240,000	1,800,000	
				0	0	0	0	23,375	0	1,743,736	818,290	1,320,000	3,905,401	
12	(1)政務調査費支出簿 (2)政務調査費の使途基準の項目別に分類し記入している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)使途基準の項目別に分類し,ファイルで管理している。	議長への報告は必要でないため。	392,396	179,500	91,200	183,000	195,684	493,810	0	108,416	240,000	1,884,006	
				392,396	179,500	91,200	183,000	195,684	409,804	0	108,416	240,000	1,800,000	
				0	0	0	0	0	84,006	0	0	0	84,006	
13	(1)政務調査費支出簿 (2)費目ごとに支出の日付を付して整理している。	(1)領収書,振込受領書ほか (2)費目ごとに帳簿に貼付している。		76,400	88,600	0	1,410,000	208,505	396,000	0	315,497	0	2,495,002	
				52,038	60,347	0	960,378	142,017	269,723	0	315,497	0	1,800,000	
				24,362	28,253	0	449,622	66,488	126,277	0	0	0	695,002	
14	(1)政務調査費支出簿 (2)項目ごとに分類し,支出の日付順に整理している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)項目ごとに分類し,支出の日付順に整理している。		282,500	255,000	231,300	150,000	113,000	205,000	169,000	209,000	185,200	1,800,000	
				282,500	255,000	231,300	150,000	113,000	205,000	169,000	209,000	185,200	1,800,000	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	(1)政務調査費支出簿 (2)項目ごとに整理し,支払日順で記帳している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)項目ごとに整理し,保管している。		441,781	39,300	64,251	144,750	227,400	99,490	490,811	255,098	200,000	1,962,881	
				371,024	33,006	53,960	121,566	190,979	83,556	490,811	255,098	200,000	1,800,000	
				70,757	6,294	10,291	23,184	36,421	15,934	0	0	0	162,881	
16	(1)政務調査費支出簿 (2)使途基準に沿って,項目別に分類している。	(1)領収証,受領書,振込受領書など (2)使途基準に沿って,項目別に分類している。	現行の規定では議長に対する報告義務がないため作成していない。	803,591	0	3,000	0	176,513	142,628	157,500	538,692	0	1,821,924	
				781,667	0	3,000	0	176,513	142,628	0	696,192	0	1,800,000	
				21,924	0	0	0	0	0	157,500	-157,500	0	21,924	
17	(1)政務調査費会計簿 (2)項目別整理	(1)領収書 (2)貼っている。		670,560	0	0	0	79,040	31,500	0	562,032	550,000	1,893,132	
				577,428	0	0	0	79,040	31,500	0	562,032	550,000	1,800,000	
				93,132	0	0	0	0	0	0	0	0	93,132	
18	(1)県政調査研究費関係金銭出納帳 (2)別紙参照(県政調査研究費関係金銭出納帳の一部が添付されている)	(1)領収書,請求明細書,払込金受領証,領収証書,支出何,給与支給明細票 (2)別紙参照(領収書2枚が添付されている)	ホームページ等で報告しているが,特別には作成していない。	12,800	12,000	12,800	0	148,128	956,859	0	53,000	604,413	1,800,000	
				12,800	12,000	12,800	0	148,128	956,859	0	53,000	604,413	1,800,000	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	(1)政務調査費支出簿 (2)使途基準の項目別に分類している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)使途基準の項目別に分類している。		280,000	150,000	60,000	100,000	528,252	10,000	150,000	239,863	302,200	1,820,315	
				280,000	150,000	60,000	100,000	507,937	10,000	150,000	239,863	302,200	1,800,000	
				0	0	0	0	20,315	0	0	0	0	20,315	
20	(1)政務調査に係る報告出納簿として記載している。 (2)政務調査費収支報告書の各項目に分類し,項目別・月別に記載している。	(1)領収書,振込受領書 (2)政務調査費の使途に沿って各項目に分類し,項目ごとに綴じて保管している	視察,調査ごとの各資料等について保管しているが,現行の規定では報告義務がないため特に報告書は作成していない。	316,020	224,820	571,674	0	167,998	332,850	0	294,451	0	1,907,813	
				316,020	224,820	463,861	0	167,998	332,850	0	294,451	0	1,800,000	
				0	0	107,813	0	0	0	0	0	0	107,813	

	5 事務所の按分				6 事務費の按分				7 人件費の按分					8 その他意見
	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
1					830,000	830,000	100.0%	170,000	170,000	100.0%	ア 6時間程度 イ 年間10日程度 ウ コンピューター作成人件費		政務調査費は不十分。	
2	240,000	240,000	按分率について記載なし		161,722	161,722	按分率について記載なし	1,440,000	480,000	33.3%	ア 8時間 イ (週)5日 ウ 会社一般事務			
3	37,964	37,964	按分率について記載なし 事務所は自己物件使用につき計上せず。光熱費等の経費のみ算出している。		574,064	556,714	按分率について記載なし 電話・FAX等は議員専用機の75%を計上。文具費・通信費・備品等はその都度分別して処理している。							
4	127,710	127,710	100.0%		372,688	372,688	100.0%							
5	611,000	611,000	100.0%		661,000	661,000	100.0%	120,000	120,000	100.0%	ア 2時間 イ 5日 ウ 政務調査活動に関する用務	必要に応じ臨時的に人を雇っており、それにかかる経費を計上している。		
6	600,000	600,000	100.0%		240,000	240,000	100.0%							
7					299,732	299,732	100.0%							
8								1,028,000	1,028,000	100.0%	ア 5時間 イ 23日 ウ 調査・研究			
9	151,367	100,911	66.6% 電気代と固定電話代を事務所費とし、それぞれ1か月分を政務調査活動とした。最初から毎月の按分を決めることは、事務所を選挙用に貸し出すことがあるので適当でない。	按分は了解済みと考えて記載を省略した。	867,200	821,815	87.9% 携帯電話は10か月分を政務調査分として支出した。印刷機リース代等は広報の印刷に使った分を調査費から支出した。他は全部政務調査活動に要した経費。	550,000	550,000	100.0%	ア 8時間 イ 55日 ウ 議会広報やアンケートの印刷発送作業、現地調査の議員代行、陳情箇所写真撮影、資料のパソコン入力等の補助作業	元々政務調査活動に専念している部分への支払いであるため。	1. 調査活動のため人を完全に雇用できるくらいの調査費があつてよいと思う。支給金額は毎年不足している。 2. 議会全体として、領収書を含め調査費の用途を公開すべきだ。	
10					396,451	269,737	68.0%	50,000	50,000				現在提出している収支報告書では多くの県民に理解されないケースもある。公金との自覚をすべての議員が持つべく領収書の写しはすべて提出すべきと考える。議会内で反対意見が出る理由が分からない。	
11	2,246,553	502,817	22.0% 光熱水費は政務調査活動とそれ以外を使用実績から按分している。	記載している。	1,126,217	307,927	27.0% 電話、FAX、メール等は政務調査活動とそれ以外を使用実績から按分している。	1,560,000	240,000	15.0%	ア 1920時間 イ 240日 ウ 政務調査活動、後援会活動に関する用務など	記載している。		
12					108,416	108,416	100.0%	240,000	240,000	100.0%	ア 1時間程度 イ 20日/月程度 ウ 政務調査活動に関する用務	領収書を政務調査活動に係る分とそれ以外に分けてあり、収支報告書は前者に基づき記載。		
13					315,497	315,497	100.0%							
14	169,000	169,000	100.0%	領収書を政務調査活動に係る分とそれ以外に分けてあり、収支報告書は前者に基づき記載している。	209,000	209,000	100.0%	185,200	185,200	100.0%	ア 3時間 イ 10日/月 ウ 政務調査活動に関する用務	領収書を政務調査活動に係る分とそれ以外に分けてあり、収支報告書は前者に基づき記載している。		
15	490,811	490,811	100.0%	領収書を政務調査活動に係る分とそれ以外に分けてあり、収支報告書は前者に基づき記載している。	255,098	255,098	100.0%	200,000	200,000	100.0%	ア 記載なし イ 記載なし ウ 政務調査活動に関する用務	必要に応じ臨時的に人を雇っており、それにかかる経費を計上している。		
16					696,192	696,192	100.0% 電話料金など政務調査活動に使用した分のみを計上している。						原則としては領収書等すべて提出するべきだが、事務が煩雑で難しく全会派の合意が難しいのであれば政治資金規正法に準じて5万円以上の領収証については提出するようにしたらどうか。	
17					562,032	562,032	100.0%	550,000	記載なし	按分率について記載なし	ア 5時間 イ 月10日 ウ 政務調査に関するこのみ			
18					53,000	53,000	100.0% 議会活動のみに使用。	604,413	604,413	100.0%	ア 8時間 イ 245日 ウ 政務調査活動の補助業務	会派が雇用し、政務調査活動に専念している。	領収書を添付して報告するべきと「議会のあり方検討委員会」でも主張してきている。	
19	150,000	150,000	100.0% 事務所賃借料のみ。光熱水費は含んでいない。	領収書を政務調査に係る分とそれ以外に分けてあり、収支報告書は前者に基づき記載している。	239,863	239,863	100.0%	302,200	302,200	100.0%	ア 5時間程度 イ 6~7日/月程度 ウ 政務調査活動に関する用務	領収書を政務調査に係る分とそれ以外に分けてあり、収支報告書は前者に基づき記載している。		
20					294,451	294,451	100.0%						「あり方検討会」で現行の月額25万から月額20万(個人15万・会派5万)へと減額すべきと主張したが、すべての会派から反対された。領収書の添付義務、第三者機関に審議していただくことも併せて今後も主張していきたい。	

	1 会計帳簿の調製	2 証拠書類の整理保管	3 報告書等の作成	4 項目別支出額(上段:総額 中段:政務調査費から支出した分 下段:その他支出分)										
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	合計	
21	(1)政務調査費出納帳,政務調査費支出何 (2)別紙参照(政務調査費出納帳の一部が添付されている)	(1)領収書,受領書,払込受領書,振込金受取書,振込明細表 (2)別紙参照(請求書及び受取書各1枚が貼付された支出何1枚が添付されている)	作成しない理由 (報告書等を作成していることの補足説明として)県民に対する報告をピラとホームページでやっている。(報告書等を作成しない理由として)提出様式が設定されていない。	20,569	20,900	0	0	246,970	1,391,395	0	37,811	0	1,717,645	
				20,569	20,900	0	0	246,970	1,391,395	0	37,811	0	1,717,645	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	(1)政務調査費出納簿(現金の出入金記帳) (2)年月日,摘要,収入金額,支払金額を記入し,残高を確認	(1)領収証,払込受領証兼収入金領収控,郵便料金受領証,運賃証明書,郵便振替払込請求書兼受領証,領収書,払込票兼受領証 (2)台紙に証拠書類等を貼り付けて,整理保管	研修,視察等で入手した資料やメモ類はまとめて保管してある。	109,276	66,240	16,124	44,000	338,293	925,910	40,000	398,145	0	1,937,988	
				109,276	66,240	16,124	44,000	338,293	925,910	40,000	260,157	0	1,800,000	
				0	0	0	0	0	0	0	137,988	0	137,988	
23	(1)出納簿,支出簿 (2)日付順(出納簿),項目別(支出簿)	(1)領収書等 (2)項目別に綴じる。	議長への報告義務がないため,資料は整理保管している。	840,825	0	115,138	0	145,200	88,455	0	615,501	0	1,805,119	
				840,825	0	115,138	0	145,200	88,455	0	615,501	0	1,805,119	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	(1)政務調査費支出簿 (2)項目別にして,ファイルしている。	(1)領収書,レシート,振込受領書,乗車券(半券)など (2)項目別にしてファイルしている。	議長へ報告する必要がないため作成していない。	625,250	183,000	75,000	420,000	242,000	0	0	290,450	0	1,835,700	
				625,250	183,000	75,000	420,000	206,300	0	0	290,450	0	1,800,000	
				0	0	0	0	35,700	0	0	0	0	35,700	
25	(1)政治活動費支出簿 (2)月別に集計	(1)領収書ほか (2)領収書等を集計保管		500,000	520,000	300,000	270,000	153,000	358,600	720,000	232,600	960,000	4,014,200	
				200,000	208,000	120,000	108,000	61,200	146,500	360,000	116,300	480,000	1,800,000	
				300,000	312,000	180,000	162,000	91,800	212,100	360,000	116,300	480,000	2,214,200	
26	(1)政務調査費出納簿 (2)支出日順に記入している(使途基準,項目別)。	(1)領収書,払込受領書 (2)項目別に整理し保管している。		0	0	60,000	255,670	158,590	918,628	0	524,149	840,000	2,757,037	
				0	0	42,036	179,121	111,107	643,587	0	524,149	300,000	1,800,000	
				0	0	17,964	76,549	47,483	275,041	0	0	540,000	957,037	
27	(1)県政調査研究費関係金銭出納帳 (2)別紙参照(県政調査研究費関係金銭出納帳の一部が添付されている)	(1)領収書,払込受領書,保険料領収済額通知書,給与支給明細書,支出何 (2)別紙参照(領収書3枚が貼付された支出何1枚が添付されている)	議会報告等で県民に知らせている。特別な報告書は作成していない。	190,345	81,670	0	0	95,005	671,096	0	365,388	396,496	1,800,000	
				記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	
28	(1)政務調査費支出簿 (2)使途基準に沿って,各項目毎に分類・記帳している。	(1)領収書,受領書,振込受領書等 (2)使途基準に沿って項目別に分類,支払順にファイルに綴じている。		192,465	0	365,218	0	151,432	324,000	1,734,000	502,858	2,100,000	5,369,973	
				60,773	0	115,320	0	47,816	102,306	687,000	158,785	628,000	1,800,000	
				131,692	0	249,898	0	103,616	221,694	1,047,000	344,073	1,472,000	3,569,973	
29	(1)出納簿 (2)項目別,日付順に整理し記入している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)項目別,日付順に保管している。		667,600	226,400	110,000	201,140	130,270	31,000	327,000	64,270	116,000	1,873,680	
				667,600	226,400	110,000	201,140	93,390	31,000	327,000	64,270	116,000	1,836,800	
				0	0	0	0	36,880	0	0	0	0	36,880	
30	(1)政務調査費支出簿 (2)収支報告書の支出項目に分類し,月ごとに収入支出を集計する。	(1)領収書,振込受領書,レシートなど (2)項目別にファイルにとじている。		242,000	156,000	252,000	40,000	120,108	9,450	376,455	256,985	420,000	1,872,998	
				205,000	156,000	252,000	40,000	87,966	9,450	376,455	253,129	420,000	1,800,000	
				37,000	0	0	0	32,142	0	0	3,856	0	72,998	
31	(1)政務調査費支出簿 (2)使途項目別に月別に記帳している。	(1)領収書,銀行通帳(振入) (2)月別,項目別に記帳し,保存している。	議長への報告義務がないため作成していないが,適宜委員会等で取り上げている。	185,000	97,000	354,000	169,000	254,674	0	487,763	420,436	0	1,967,873	
				164,990	97,000	354,000	169,000	254,674	0	372,590	387,746	0	1,800,000	
				20,010	0	0	0	0	0	115,173	32,690	0	167,873	
32	(1)政務調査費出納簿 (2)政務調査費の使途基準に沿った項目別に分類し,支出順に記入している。	(1)領収書,振込受領書など (2)政務調査費の使途基準に沿った項目別に分類し,整理保管している。		100,391	0	21,000	20,097	269,580	1,318,226	0	257,719	0	1,987,013	
				100,391	0	21,000	20,097	269,580	1,131,213	0	257,719	0	1,800,000	
				0	0	0	0	0	187,013	0	0	0	187,013	
33	(1)政務調査費集計表 (2)別紙参照(政務調査費集計表の一部が添付されている)	(1)領収書,受領書,払込受領証 (2)別紙参照(領収書1枚が添付されている)	ホームページでの報告,報告会で口頭での報告をしているとともに,その他のものについては資料を保管している。	7,410	7,577	5,820	0	50,087	296,320	0	14,332	1,422,500	1,804,046	
				7,410	7,577	5,820	0	50,087	296,320	0	14,332	1,422,500	1,804,046	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	(1)政務調査出納簿 (2)政務調査費の項目別に記帳している。	(1)領収書,振込受領書など (2)政務調査費の項目別に保管している。		133,345	43,000	68,000	0	190,409	0	180,000	729,136	150,000	1,493,890	
				133,345	43,000	68,000	0	190,409	0	180,000	729,136	150,000	1,493,890	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35	(1)政務調査費出納簿 (2)項目ごとに整理し,支払順に記入している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)項目別に整理し,ファイルに保管している。		0	99,153	102,660	0	163,284	42,900	601,786	187,958	720,000	1,917,741	
				0	70,539	73,034	0	116,163	30,520	601,786	187,958	720,000	1,800,000	
				0	28,614	29,626	0	47,121	12,380	0	0	0	117,741	
36	(1)政務調査費出納簿 (2)政務調査費の項目ごとに時系列に記帳している。	(1)領収書,振込受領書など (2)使途基準の項目別に分類し,ファイルに綴じている。	報告義務がないため。	251,365	111,365	82,064	495,553	276,601	0	0	847,395	0	2,064,343	
				251,365	111,365	82,064	231,210	276,601	0	0	847,395	0	1,800,000	
				0	0	0	264,343	0	0	0	0	0	264,343	
37	(1)政務調査費支出簿 (2)政務調査費の使途基準に沿った項目別,時系列に記帳	(1)領収書,受領証,振込受領証など (2)政務調査費の使途基準に沿った項目別に分類し,ファイルに綴じている。	現行の規定では議長に対する報告義務がないため。	430,823	48,000	0	0	119,146	898,800	48,000	65,950	200,000	1,810,719	
				430,823	48,000	0	0	108,427	898,800	48,000	65,950	200,000	1,800,000	
				0	0	0	0	10,719	0	0	0	0	10,719	
38	(1)政務調査費支出簿 (2)政務調査費の使途基準に沿った項目別に分類し,時系列に記帳している。	(1)領収書,受領書,振込受領書など (2)使途基準に沿った項目別に分類している。	(報告書等を作成していることの補足説明として)議員活動のため参考となる点については資料とともに整理している。	303,640	235,350	228,500	174,000	235,172	165,000	323,284	256,658	0	1,921,604	
				303,640	235,350	228,500	174,000	113,568	165,000	323,284	256,658	0	1,800,000	
				0	0	0	0	121,604	0	0	0	0	121,604	
39	(1)政務調査費出納帳 (2)項目ごとに分類し,日時ごとに記載	(1)領収書,レシート (2)項目ごとに分類し,綴じている。	自身の質問,参考としているので報告書は作っていない。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	
				171,000	0	186,000	0	249,300	0	932,500	0	350,000	1,888,800	

	5 事務所の按分				6 事務費の按分			7 人件費の按分					8 その他意見	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
21					37,811	37,811	按分率について記載なし 出納簿は、政務調査に要した経費だけを記帳しており、自家事務所用経費は入れていない。							1. 領収書添付を義務づけること。 2. 視察の場合の報告書を義務づけ、もう少し詳しい内容にするべき。
22	240,000	40,000	16.7% 政務調査活動に事務所を使用した期間分。	周知のことであると考え記載していない。	826,800	398,145	48.2% 議会活動のおよそ半分が政務調査活動である。	480,000	0	0.0% 政務調査費が不足した。	ア 記載なし イ 記載なし ウ 記載なし			整理保管について、議会で共通した様式がなく、各自の判断で行うので、見本等が必要ではないかと思う。
23					615,501	615,501								領収書等を添付して報告する必要がある。
24					290,450	290,450	100.0%							
25	720,000	360,000	50.0% 事務所費の半額を政務調査費とする。		232,600	116,300	50.0% 事務所費の半額を政務調査費とする。	960,000	480,000	50.0% 人件費の半額を政務調査費とする。	ア 約4時間 イ 約240日 ウ 休祭日や平日を問わず発生した事務処理等に対応			政治活動費の中で政務調査費の割合を区分しにくい面がある。各議員それぞれ事情があり、私は約50%を政務調査費として報告した。今後、同制度の勉強会等も必要と思う。
26					524,149	524,149	100.0%	840,000	300,000	35.7% 政務調査活動に専念している時間や日数で按分している。	ア 5時間 イ 20日/月程度 ウ 政務調査活動に関する用務その他			
27					365,388	365,388	100.0% 政務調査費に要した経費のみ記録。	396,496	396,496	100.0% 会派分と個人分と合わせて人件費を出している。	ア 8時間 イ 245日 ウ 政務調査活動の補助業務	会派が雇用し、政務調査活動のみ に専念している。		領収書の添付を義務づけ、県民にすべて公開の対象とするべき。
28	1,734,000	687,000	39.6% 事務所賃借料、光熱水費は政務調査活動と後援会活動を使用実績から按分している。		502,858	158,785	31.6% 電話、FAX代、コピー代、備品購入費、印刷用紙代などを政務調査活動とそれ以外を使用実績により按分している。	2,100,000	628,000	29.9% 政務調査活動に専念している時間や日数等で按分している。	ア 8時間 イ 218日 ウ 政務調査活動、後援会活動に関する用務等			他県と比較して金額が少ないのでもう少しアップしてあげばと思います。
29	327,000	327,000	100.0%	領収証は政務調査活動に係る分とそれ以外に分け、報告分は前者に基づいている。	64,270	64,270	100.0%	116,000	116,000	100.0%	ア 記載なし イ 記載なし ウ 政務調査に関する経費	臨時的に雇っており、その経費を計上している。		
30	376,455	376,455	100.0%		256,985	記載なし	100.0%	420,000	420,000	100.0%	ア 4時間 イ 20日 ウ 支援者からの連絡や対応、書類の保管等	政務調査に専念する雇用であるので按分の必要がない。		
31	487,763	372,590	76.4% 水道光熱費は30%、燃料費は50%、その他は100%計上	記載していない(水道光熱費、燃料費以外は100%であるため)。	420,436	387,746	92.2% 電話代(固定電話)は70% その他は100%計上							文書・通信交通費 調査研究費の2項目とし、は帳簿作成のみ、は報告書作成を義務づけたい。
32					257,719	257,719	100.0%							
33					14,332	14,332	100.0% 全額政務調査に必要と考えて支出した。	1,422,500	1,422,500	100.0% 政務調査のために業務を行った	ア 7時間 イ 183日 ウ 政務調査及び政策資料の作製他	政務調査のため と考えた。		
34	180,000	180,000	100.0%		729,136	729,136	100.0%	150,000	150,000	100.0%	ア 75時間 イ 23日 ウ 政務調査活動	必要な時に臨時に雇っているため、それにかかる経費です(報告書には「一部」とありますが記載誤りです)。		
35	601,786	601,786	100.0%		187,958	187,958	100.0%	720,000	720,000	按分率について記載なし	ア 4時間程度 イ 15日/月程度 ウ 記載なし			
36					847,395	847,395	100.0%							
37	48,000	48,000	100.0%	領収書を政務調査分とそれ以外に分けている。政務調査分のみ記載した。	65,950	65,950	100.0%	200,000	200,000	100.0%	ア 8時間 イ 20日 ウ 政務調査活動に従事している。			
38	323,284	323,284	100.0%		256,658	256,658	100.0%							
39	932,500	932,500	按分率について記載なし	事務所借り上げ費は一括して政務調査費から出している。				350,000	350,000		ア 記載なし イ 50日 ウ 会の準備から、議論の要約までまとめてもらっている。	県政報告を兼ねた単座集会のみに使っている。一部、雇用者の食事代も含まれている。		

平成 年 月 日

委員長 殿

委員 印

## 調 査 計 画 書

1 調査期間 平成 年 月 日  
~平成 年 月 日( 日 夜)

2 調査場所

3 調査目的

4 その他

上記のとおり調査計画書が提出されましたので、徳島県議会会議規則第74条の規定により議長に承認要求してよろしいか。(伺い)

委員長	総務課長	主幹兼課長補佐	課 員

平成 年 月 日

徳島県議会議長 殿

委員長 印

### 委員派遣承認要求書

本委員会は、次のとおり委員を派遣いたしたいので、承認されるよう徳島県議会会議規則第74条の規定により要求します。

1 派遣委員の氏名

2 派遣期間 平成 年 月 日

~平成 年 月 日( 日 夜)

3 派遣場所

4 調査目的

5 経費等

上記のとおり委員派遣承認要求書が提出されましたので、承認してよろしいか。(伺い)

議長	局長	総務課長	主幹兼課長補佐	課員

平成 年 月 日

徳島県議会議長  
委員長

殿  
殿

委員

印

## 委員派遣調査報告書

次のとおり調査結果を報告します。

- 1 派遣期間 平成 年 月 日  
~平成 年 月 日( 日 夜)
- 2 派遣場所(訪問先)

3 調査目的

4 調査概要

上記のとおり、調査報告書の提出がありました。

議長	委員長	局長	総務課長	主幹兼課長補佐	課員

## 議員の費用弁償支給実績（平成17年度）

## 1 議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときの旅費

区 分	本会議	委員会	計
6 月 定 例 会	2,565,000	2,105,000	4,670,000
9 月 定 例 会	3,259,000	2,214,000	5,473,000
企業会計決算認定特別委員会		303,000	303,000
11 月 定 例 会	2,535,000	2,013,000	4,548,000
普通会計決算認定特別委員会		380,000	380,000
2 月 定 例 会	3,402,000	2,200,000	5,602,000
計	11,761,000	9,215,000	20,976,000

## 2 公務のために旅行したときの旅費

## (1) 議長及び副議長の公務出張旅費

区 分	金 額
議 長	1,475,756
副 議 長	545,645
計	2,021,401

## (2) 委員会の視察旅費

区 分	県内視察	県外視察	計
総 務 委 員 会	248,538	253,752	502,290
経 済 委 員 会	229,924	1,131,846	1,361,770
文 教 厚 生 委 員 会	167,000	794,922	961,922
県 土 整 備 委 員 会	232,775	529,846	762,621
議 会 運 営 委 員 会		828,225	828,225
特定交通対策特別委員会		570,605	570,605
人権・少子・高齢化対策特別委員会		401,155	401,155
防 災 対 策 特 別 委 員 会		762,153	762,153
環 境 対 策 特 別 委 員 会		776,083	776,083
合同（常任4委員会+特定交通）		320,927	320,927
計	878,237	6,369,514	7,247,751

(3) 委員会の調査のための派遣旅費 9,004,082

## (4) 議決による議員派遣旅費

区 分	金 額
議 員 研 究 交 流 大 会	443,632
海 外 視 察	2,891,135
計	3,334,767

氏名	平成17年6月(本会議)			平成17年6月(委員会)			平成17年9月(本会議)			平成17年9月(委員会)			企業会計決算認定特別委員会			平成17年11月(本会議)			平成17年11月(委員会)			普通会計決算認定特別委員会			平成18年2月(本会議)			平成18年2月(委員会)			総計		
	出席日数	日額(円)	支給額(円)	出席日数	日額(円)	支給額(円)	出席日数	日額(円)	支給額(円)	出席日数	日額(円)	支給額(円)	出席日数	日額(円)	支給額(円)	出席日数	日額(円)	支給額(円)	出席日数	日額(円)	支給額(円)												
"	8	8,000	64,000	4	8,000	32,000	9	8,000	72,000	5	8,000	40,000			0	8	8,000	64,000	5	8,000	40,000	4	8,000	32,000	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000	58	8,000	464,000
#	6	8,000	48,000	6	8,000	48,000	6	8,000	48,000	7	8,000	56,000			0	5	8,000	40,000	7	8,000	56,000	4	8,000	32,000	7	8,000	56,000	7	8,000	56,000	55	8,000	440,000
\$	6	8,000	48,000	7	8,000	56,000	7	8,000	56,000	7	8,000	56,000			0	6	8,000	48,000	6	8,000	48,000	4	8,000	32,000	8	8,000	64,000	7	8,000	56,000	58	8,000	464,000
%	7	8,000	56,000	5	8,000	40,000	9	8,000	72,000	5	8,000	40,000	3	8,000	24,000	7	8,000	56,000	5	8,000	40,000			0	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000	56	8,000	448,000
&	8	8,000	64,000	6	8,000	48,000	9	8,000	72,000	6	8,000	48,000			0	6	8,000	48,000	4	8,000	32,000			0	8	8,000	64,000	5	8,000	40,000	52	8,000	416,000
	8	8,000	64,000	5	8,000	40,000	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000			0	8	8,000	64,000	5	8,000	40,000			0	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000	56	8,000	448,000
(	8	8,000	64,000	5	8,000	40,000	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000			0	7	8,000	56,000	4	8,000	32,000	4	8,000	32,000	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000	58	8,000	464,000
)	6	8,000	48,000	5	8,000	40,000	9	8,000	72,000	5	8,000	40,000			0	7	8,000	56,000	4	8,000	32,000			0	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000	51	8,000	408,000
*	7	8,000	56,000	7	8,000	56,000	8	8,000	64,000	7	8,000	56,000	3	8,000	24,000	7	8,000	56,000	7	8,000	56,000			0	9	8,000	72,000	7	8,000	56,000	62	8,000	496,000
+	6	8,000	48,000	7	8,000	56,000	9	8,000	72,000	7	8,000	56,000			0	6	8,000	48,000	6	8,000	48,000	4	8,000	32,000	8	8,000	64,000	7	8,000	56,000	60	8,000	480,000
,	7	8,000	56,000	4	8,000	32,000	10	8,000	80,000	5	8,000	40,000			0	8	8,000	64,000	5	8,000	40,000			0	9	8,000	72,000	5	8,000	40,000	53	8,000	424,000
-	7	8,000	56,000	6	8,000	48,000	9	8,000	72,000	7	8,000	56,000	3	8,000	24,000	6	8,000	48,000	7	8,000	56,000			0	9	8,000	72,000	7	8,000	56,000	61	8,000	488,000
.	6	11,000	66,000	6	11,000	66,000	8	11,000	88,000	7	11,000	77,000			0	6	11,000	66,000	7	11,000	77,000	4	11,000	44,000	9	11,000	99,000	7	11,000	77,000	60	11,000	660,000
/	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000			0	6	11,000	66,000	4	11,000	44,000			0	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000	46	11,000	506,000
○	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000			0	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000	4	11,000	44,000	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000	59	11,000	649,000
1	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000			0	7	11,000	77,000	4	11,000	44,000			0	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000	49	11,000	539,000
2	7	11,000	77,000	4	11,000	44,000	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000			0	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000			0	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000	52	11,000	572,000
3	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000			0	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000			0	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000	55	11,000	605,000
4	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000	3	11,000	33,000	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000			0	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000	57	11,000	627,000
5	6	11,000	66,000	7	11,000	77,000	9	11,000	99,000	7	11,000	77,000	3	11,000	33,000	7	11,000	77,000	6	11,000	66,000			0	9	11,000	99,000	7	11,000	77,000	61	11,000	671,000
6	7	11,000	77,000	4	11,000	44,000	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000	3	11,000	33,000	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000			0	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000	52	11,000	572,000
7	5	11,000	55,000	2	11,000	22,000	6	11,000	66,000	2	11,000	22,000			0	5	11,000	55,000	2	11,000	22,000			0	7	11,000	77,000	3	11,000	33,000	32	11,000	352,000
8	5	11,000	55,000	5	11,000	55,000	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000			0	4	11,000	44,000	4	11,000	44,000			0	7	11,000	77,000	3	11,000	33,000	40	11,000	440,000
9	7	11,000	77,000	7	11,000	77,000	9	11,000	99,000	7	11,000	77,000	3	11,000	33,000	7	11,000	77,000	6	11,000	66,000			0	9	11,000	99,000	7	11,000	77,000	62	11,000	682,000
:	4	11,000	44,000	7	11,000	77,000	6	11,000	66,000	7	11,000	77,000			0	4	11,000	44,000	6	11,000	66,000			0	6	11,000	66,000	7	11,000	77,000	47	11,000	517,000
;	4	16,000	64,000	5	16,000	80,000	6	16,000	96,000	5	16,000	80,000			0	8	16,000	128,000	4	16,000	64,000			0	7	16,000	112,000	5	16,000	80,000	44	16,000	704,000
<	5	16,000	80,000	5	16,000	80,000	7	16,000	112,000	5	16,000	80,000			0	4	16,000	64,000	4	16,000	64,000			0	8	16,000	128,000	5	16,000	80,000	43	16,000	688,000
=	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000			0	7	11,000	77,000	4	11,000	44,000			0	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000	51	11,000	561,000
>	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000			0	7	11,000	77,000	4	11,000	44,000			0	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000	53	11,000	583,000
?	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000	10	11,000	110,000	5	11,000	55,000			0	7	11,000	77,000	4	11,000	44,000			0	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000	51	11,000	561,000
@	5	11,000	55,000	4	11,000	44,000	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000			0	5	11,000	55,000	5	11,000	55,000			0	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000	41	11,000	451,000
A	6	11,000	66,000	4	11,000	44,000	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000			0	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000	4	11,000	44,000	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000	50	11,000	550,000
B	5	11,000	55,000	5	11,000	55,000	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000	3	11,000	33,000	5	11,000	55,000	4	11,000	44,000			0	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000	46	11,000	506,000
C	5	11,000	55,000	5	11,000	55,000	7	11,000	77,000	5	11,000	55,000	3	11,000	33,000	5	11,000	55,000	5	11,000	55,000			0	8	11,000	88,000	5	11,000	55,000	48	11,000	528,000
D	6	11,000	66,000	4	11,000	44,000	9	11,000	99,000	5	11,000	55,000			0	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000	4	11,000	44,000	10	11,000	110,000	4	11,000	44,000	53	11,000	583,000
E	5	11,000	55,000	6	11,000	66,000	7	11,000	77,000	7	11,000	77,000	3	11,000	33,000	7	11,000	77,000	6	11,000	66,000			0	9	11,000	99,000	7	11,000	77,000	57	11,000	627,000
F	5	11,000	55,000	5	11,000	55,000	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000			0	5	11,000	55,000	5	11,000	55,000	4	11,000	44,000	6	11,000	66,000	5	11,000	55,000	46	11,000	506,000
G	6	16,000	96,000	4	16,000	64,000	5	16,000	80,000	4	16,000	64,000			0	4	16,000	64,000	5	16,000	80,000			0	7	16,000	112,000	5	16,000	80,000	40	16,000	640,000
H	5	16,000	80,000	5	16,000	80,000	6	16,000	96,000	5	16,000	80,000			0	5	16,000	80,000	4	16,000	64,000			0	6	16,000	96,000	5	16,000	80,000	41	16,000	656,000
	247		2,565,000	201		2,105,000	314		3,259,000	212		2,214,000	30		303,000	243		2,535,0															

## テーマ 保健福祉部に係る補助金の執行について

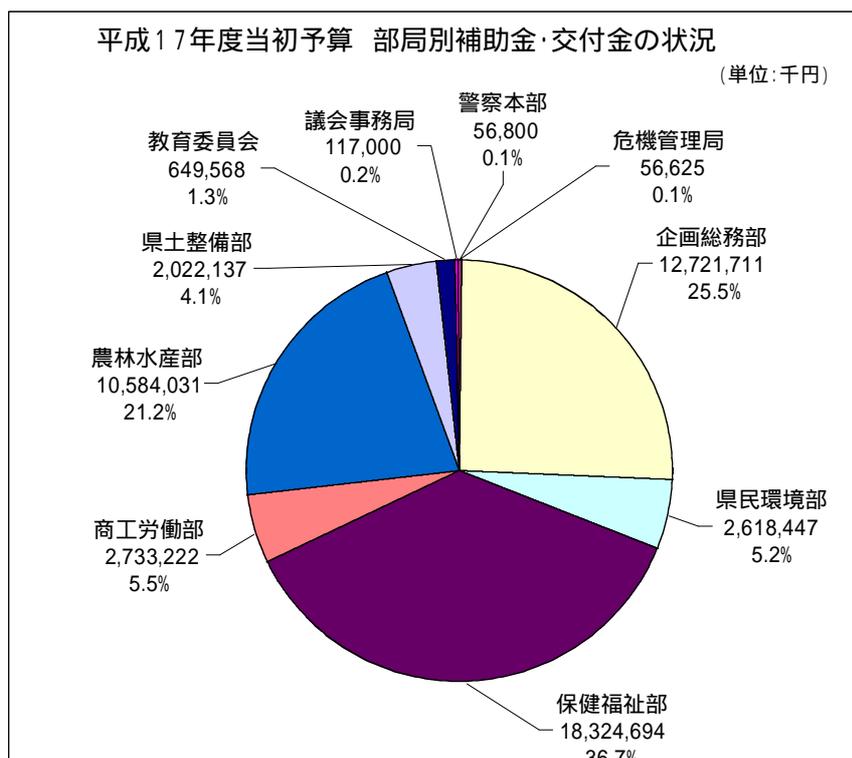
### 第1 はじめに

#### 1 監査テーマ選定の理由

補助金については、予算に占める割合が大きいにもかかわらず、長期間にわたって多額の補助金が交付されている団体も見受けられ、財政硬直化の一因となっているように思われる。

補助金は、公益上必要がある場合に対価なくして支出されるものである（地方自治法232条の2）。しかし、昨今、県財政は厳しい状況にあり、官民の役割分担についても見直しが求められている社会情勢の下で、果たして当該補助事業は多額の県費を投じてまで行うべき必要があるのか、交付された補助金は適切に使用されているのか等、補助金に係る事務が適正に実施されているかが不断に検証されなければならない。

ところで、補助金については、平成13年度の包括外部監査でも取り上げられたテーマであるが、担当部局が複数に及んでおり、対象もごく限られたものに留まっていた。そこで、本年度は、部局ごとでは最も多額の補助金を支出している保健福祉部に係る、県が単独に支出している補助金の執行及び当該補助金の交付を受けた団体における補助事業の執行を監査の対象とすることとした。



## 2 監査の視点

- (1) 補助対象事業には、公益性、必要性が認められるか。
- (2) 対象者（団体）及び対象事業の選定は適切に行われているか。
- (3) 補助金の積算は適切に行われているか。
- (4) 補助事業が効率的、効果的に実施されているか。また、その評価・検証は適切に行われているか。

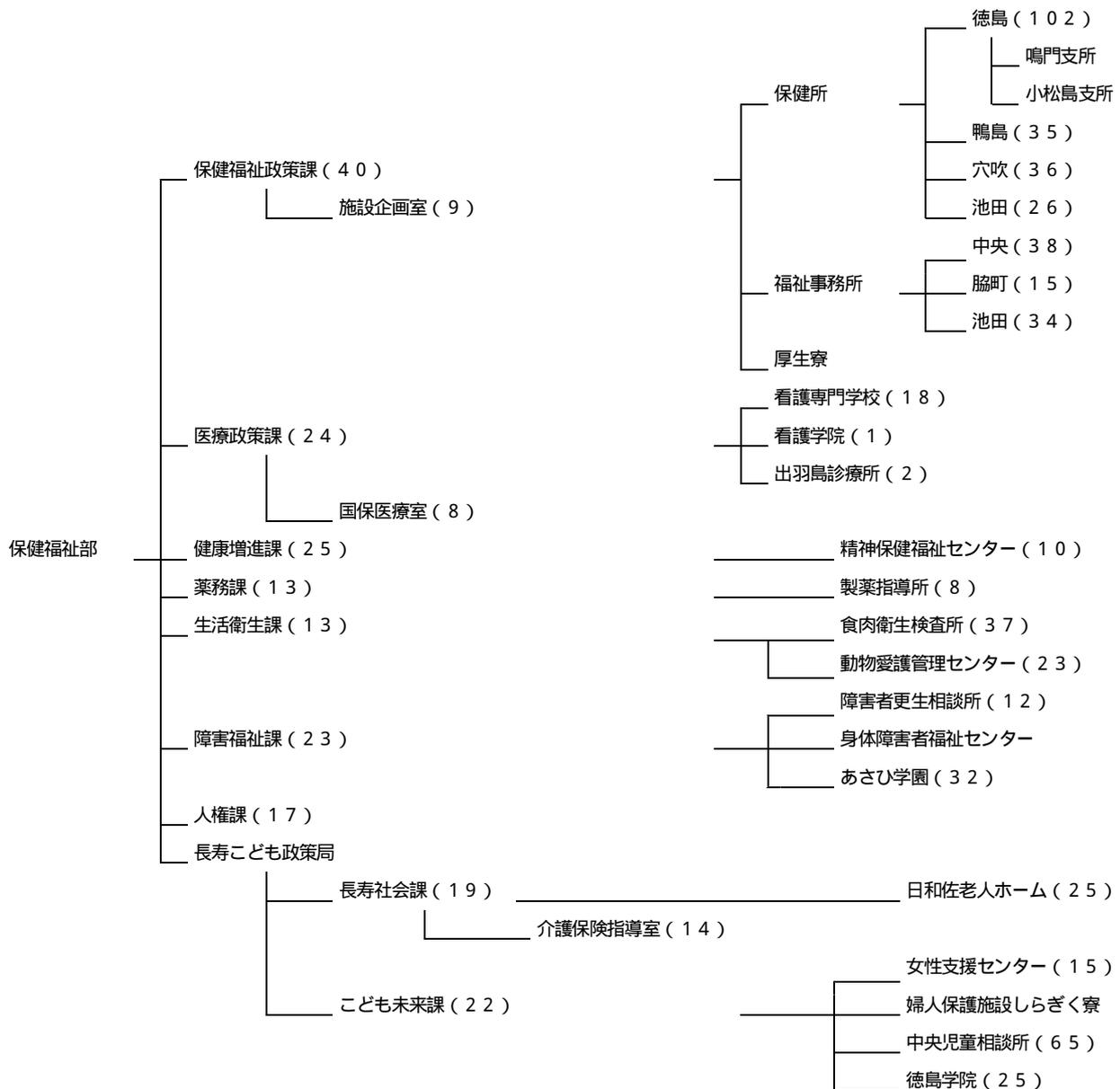
## 3 主な監査手続

- (1) 保健福祉部に対し、各補助金ごとに以下の点について質問状を提出し、回答及び関係資料を入手し、その内容を精査した。
  - 過去5年間の補助金額
  - 過去5年間の補助率
  - 事業の必要性
  - 交付先の選定基準
  - 交付先
  - 交付先の選定理由
  - 交付先の業務内容
  - 平成17年度の補助金額の積算根拠
  - 補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果
  - 補助事業の効果（補助金の交付によって目的が達成されたか否か）に係る評価（検証）の方法及び結果
  - 補助事業の整理、見直しを検討しているか
- (2) 関係部局から数度にわたりヒアリングを行った。
- (3) 必要に応じて、補助金の対象者（団体）の現地視察を行い、現地にて質疑応答を行った。

## 第2 保健福祉部の概要

### 1 保健福祉部の組織体制

保健福祉部は、以下の組織体制の下、本県の保健、医療、福祉の増進の役割を担っている（括弧内は平成17年4月1日における臨時職員、非常勤職員を含めた人数）。



## 2 保健福祉部の施策

保健福祉部が作成している冊子「保健福祉行政の概要」によると、保健福祉部の施策は、以下の13の施策に大別される。

### (1) 保健体制の充実

- ア 健康づくりの推進
- イ 母子保健対策の充実
- ウ 精神保健福祉対策の充実
- エ 感染症・難病等の対策と充実

### (2) 医療の充実

- ア 保健医療体制の充実・整備
- イ 救急医療対策の推進
- ウ へき地保健医療対策の推進
- エ 医療安全文化創生事業の実施
- オ 保健医療従事者の養成及び資質の向上
- カ 看護職員の確保対策の推進

### (3) 薬務の推進

- ア 医薬品等の安全性と有効性の確保
- イ 医薬分業の推進
- ウ 緊急災害時等の医薬品の供給
- エ 献血の推進
- オ 麻薬等薬物乱用防止
- カ 温泉の保護利用

### (4) 地域福祉の推進

- ア 福祉意義の普及啓発
- イ 地域福祉活動の推進
- ウ 人材の育成・確保
- エ 福祉サービス利用者に対する支援

オ 社会福祉施設に対する指導

カ 自殺予防対策の推進

( 5 ) 高齢者保健福祉の充実

ア 高齢社会対策の推進

イ 社会活動促進対策の推進

ウ 在宅福祉サービスの推進

エ 施設福祉サービスの推進

オ 高齢者保健医療対策の推進

カ 認知症高齢者対策の推進

キ 介護保険制度の推進

( 6 ) 障害者福祉の充実

ア 障害者施策の総合的推進

イ 在宅支援の充実

ウ 社会参加の促進

エ 施設援護の充実

オ 障害者自立支援法の施行

カ 発達障害児(者)への支援

( 7 ) 児童家庭福祉の充実

ア 次世代育成支援対策の総合的な推進

イ 健全育成対策の推進

ウ 相談支援対策の充実

エ 保育対策

オ 要保護児童対策の推進

カ 母子家庭・寡婦・父子家庭の福祉

( 8 ) 低所得者・その他の福祉の充実

ア 低所得者等の福祉

イ 女性保護対策

( 9 ) 戦没者遺族，戦傷病者等の援護

- ア 戦没者遺族の援護
- イ 戦傷病者の援護
- ウ 旧軍人，軍属等の援護
- エ 未帰還者，中国からの帰国者の援護

( 10 ) 災害救助対策

- ア 災害救助法の施行
- イ 災害弔慰金の支給
- ウ 災害援護資金の貸付
- エ 小規模災害見舞金等の贈呈

( 11 ) 人権啓発及び同和問題解決に向けた取組の推進

- ア 人権啓発の推進
- イ 同和問題解決に向けた取組の推進

( 12 ) 国民健康保険制度の充実

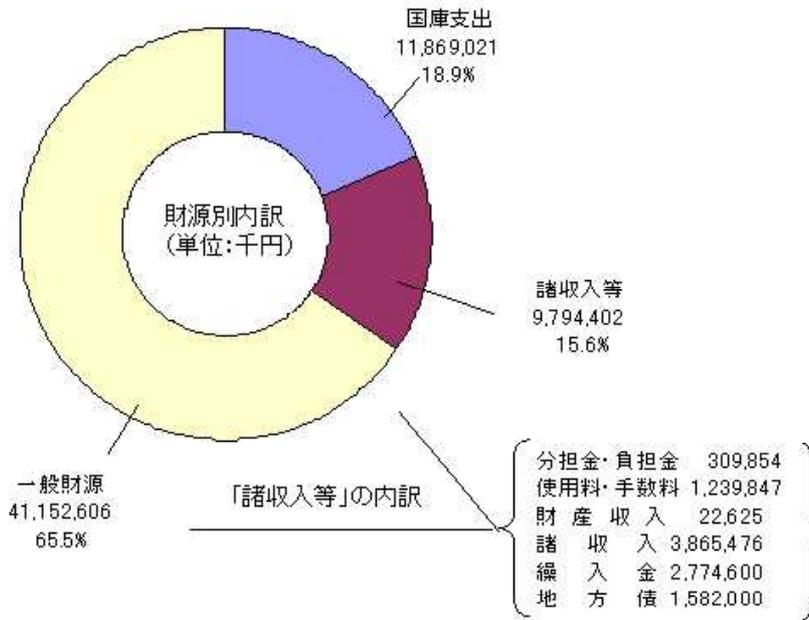
( 13 ) 生活衛生の推進

- ア 食品衛生対策の推進
- イ 乳肉衛生確保対策の推進
- ウ 生活衛生管理指導の向上
- エ 水道施設整備及び衛生指導の推進
- オ 狂犬病予防対策の推進及び動物愛護精神の普及啓蒙

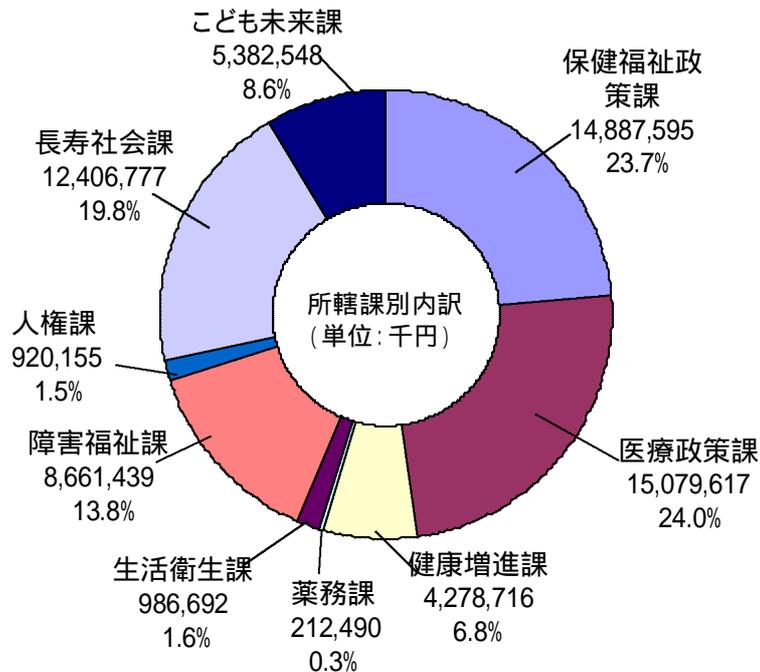
3 保健福祉部の予算（当初予算）

- ( 1 ) 平成 17 年度の保健福祉部の予算は，約 6 2 8 億円となっている。県全体の一般会計予算は約 5 ， 0 1 1 億円であるため，保健福祉部の予算は約 1 2 . 5 % を占めることとなっている。

(2) 保健福祉部の予算を財源別にみると、一般財源が約412億円、国庫支出金は約119億円、諸収入等が約98億円となっており、一般財源の構成割合は約65.5%となっている。



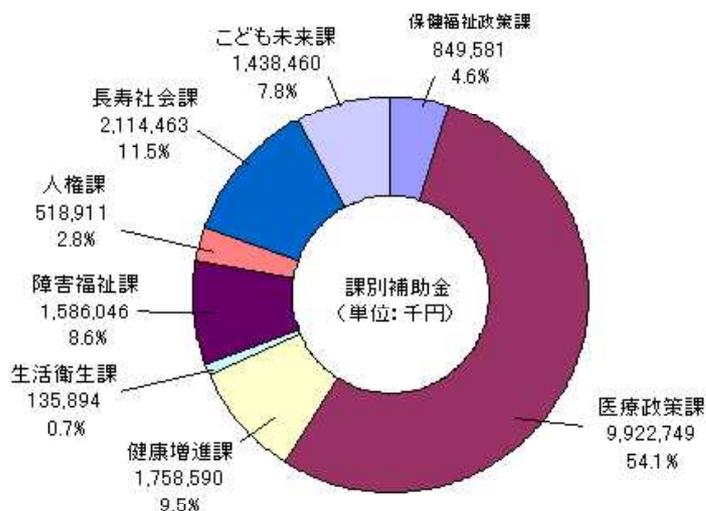
(3) 保健福祉部の予算を課別にみると、医療政策課、保健福祉政策課、長寿社会課の割合が高くなっている。



( 4 ) 保健福祉部の予算を性質別にみると、補助金等は約 1 8 3 億円となっており、  
 予算全体の約 2 9 . 1 % を占めている。



( 5 ) 保健福祉部から支出している補助金を課別にみると医療政策課がその約 5 4 . 1 %  
 を支出している。



### 第3 補助金の公益上の必要性について

地方自治法232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定めている。補助金を支出するにあたって公益上必要性があるといえるか否かは、自治体の判断によるところであるが、学説として立命館大学安本教授は以下のように見解を述べている（判例時報1433号 判例評論152頁以降）。

「補助金は、一般的には公財政資金の負担を伴い、受ける者とそうでない者との公平が問題となり、しかも私企業の自己責任に基づく公正かつ自由な競争秩序と何らかの程度において対立関係に立つ。したがって、そのような犠牲を償うに足りるものでなければならぬ」。

さらに同教授は以下のような基準を挙げている。

- 1 補助金支出の目的，趣旨
- 2 他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性
- 3 補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか
- 4 補助金を受ける個人または団体の性格（団体の場合には，目的・構成員・役員などの状況）
- 5 他の用途に流用される危険がないか
- 6 支出手続，事後の検査体制などがきちんとしているか
- 7 目的違反，動機の不正，平等原則違反，比例原則（当該目的と補助の程度，補助を受けた者に期待する行動と補助の程度）違反など裁量権の濫用・逸脱にならないか

当監査を実施するにあたっては，各補助金の公益上の必要性の判断に関して，上記の基準を重要な判断要因とした。

#### 第4 各補助金に対する意見

監査対象とした補助金のうち意見を述べるものは以下のとおりである（別紙 - 1 参照）。なお、以下の「補助金調査票」とは、所管課からの回答である。

##### 1 医療施設近代化施設整備事業費

###### (1) 補助金調査票

名称: 医療施設近代化施設整備事業		所属名: 医療政策課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	23,946,000	7,416,000	4,024,000	30,358,000	12,000,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	1/6(上限は20,000,000円まで)	1/6(上限は20,000,000円まで)	1/6(上限は20,000,000円まで)	1/6(上限は20,000,000円まで)	1/6(上限は20,000,000円まで)	
事業の必要性	建物の老朽化等により建替等を行う医療機関において、補助を行うことにより患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を進めるとともに、医療施設の経営の確保を図る。					
交付先の選定基準	厚生労働省の「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」に定める基準に準じている。					
(1)交付先	市町村、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、その他知事が適当と認める者					
(2)交付先の選定理由	厚生労働省の「医療施設近代化施設整備事業」の採択を受けること。					
(3)交付先の業務内容	医療提供					
平成17年度の補助金額の積算根拠	補助対象経費の1/6(上限は20,000,000円まで)					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	医療機関から提出のあった実績報告書により適正使用を確認している。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	医療機関から提出のあった実績報告書により補助事業の目的の達成を確認している。新しい施設の完成により、患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善が認められた。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	国の三位一体改革により国の補助分は、交付金化された。平成18年度については当該事業の申請がないため、今後県補助分について検討を行う予定である。					

###### (2) 監査結果・意見

< 補助対象事業の公益性、必要性について >

国、県の救急医療、へき地医療、高齢者医療、精神医療等の医療政策の実現に

合致する医療機関の設備投資に補助を行うことは公益性があるとされてきたが、近年、国、地方の財政の逼迫により、医療機関も独自の財源による運営を強く求められている。

全国47都道府県のうち、財政上の理由、民間医療機関も対象となるため個人給付的な色合いも強いといった理由等により当該補助金を廃止した自治体は32道府県に上っている。徳島県も、医療施設の整備状況を他県と比較したうえで、当該補助金の必要性について、再度検討すべきである。

## 2 看護師等養成所運営費補助事業費

### (1) 補助金調査票

名称: 徳島県准看護師養成所運営費補助金		所属名: 医療政策課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	100%	100%	100%	100%	100%	
事業の必要性	県西部については、他の医療圏域と比較して100床当たりの看護職員数が少なく、養成・確保対策の充実強化が重要な課題となっている。交付先の三好郡医師会准看護学院は県西部における唯一の養成施設であり、県西部での看護職員不足解消のため、県としても支援する必要がある。					
交付先の選定基準	県西部における看護職員の養成のための施設					
(1)交付先	三好郡医師会准看護学院(H18年度から三好市医師会准看護学院に名称変更)					
(2)交付先の選定理由	事業の必要性と同じ。					
(3)交付先の業務内容	准看護師の養成					
平成17年度の補助金額の積算根拠	養成所の収支状況を勘案し、養成所の安定的な運営に資するために例年度と同額程度とする。					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	毎年度の事業計画、実績報告をもとに審査を行っており、補助金の使用は適正と認められる。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	養成所からの報告に基づき卒業生の進路状況を把握しており、県内定着は図られている。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	医療制度改革により、看護職員の需要は今後ますます増大することが予想される中、県西部唯一の当該養成所の安定的な運営のためにも、県としての支援は必要と考える。					

## ( 2 ) 監査結果・意見

### < 補助金の積算について >

平成 17 年度の三好郡医師会准看護学院の決算書によれば、当該学院は、主に生徒からの納入金約 1,019 万円、補助金約 1,541 万円を主な収入源として運営されている。補助金の内訳は、国からの補助金が約 956 万円（その 2 分の 1 は県の負担である）、県からの補助金が 250 万円、徳島県医師会からの補助金が 200 万円、三好郡医師会からの補助金が 100 万円、美馬市医師会からの補助金が 20 万円、日本医師会からの補助金が 15 万円となっている。

平成 17 年度の当該学院の卒業者は 19 名であり、卒業者のうち 11 名が県西部の医療機関に就職している。当該学院が運営され、県西部に居住している看護職員が増加することによって実質的に利益を享受するのは、県西部の医療機関であることに鑑みれば県西部の医師会、医療機関に対し、負担増を求めることも検討すべきと思われる。

また、国からの補助金は、年々減少傾向にあり、さらに当該学院に預金の留保等の財政的余裕はないとのことである。今後、さらなる国からの補助金の削減の可能性等を勘案すると、当該学院の運営が困難となるおそれがある。現状での当該学院の授業料等を再度検討し、授業料の増額等によって将来の安定的運営が確保できるよう検討を進めるべきである。

### 3 乳肉衛生管理運営費

#### (1) 補助金調査票

名称: と畜場等衛生確保対策事業補助金		所属名: 生活衛生課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	72,833,347	65,086,008	67,597,393	71,357,570	71,393,060	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	91.04%	81.36%	84.5%	89.2%	89.24%	
事業の必要性	県下の食肉センター等の食肉生産過程において排出される骨、肉、脂等の副産残渣物を適正に処理することにより、環境衛生の保全を図り、県民の公衆衛生の発展に寄与する。					
交付先の選定基準	と畜場等衛生確保対策事業補助金交付要綱に基づき 化製場等に関する法律の許可を有していること、 県下の食肉センター等から排出される残渣物を処理し、かつ、処理に際し周辺環境の保全に対応するための必要な処理施設を有していること、 残渣物の再資源化を目的とする事業を行っていること、 法人格を有していること等の選定基準により選定。					
(1)交付先	J企業					
(2)交付先の選定理由	選定基準に適合					
(3)交付先の業務内容	化製事業及び関連・附帯する事業					
平成17年度の補助金額の積算根拠	と畜場等衛生確保対策事業補助金交付要綱による。					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	現地調査を実施し、適正に執行されていることを確認した。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	政策評価を行う中で検証。食肉センター等からのニーズ等に係る聞き取りにより上記事業の必要性が高く、本県の畜産振興にも寄与していることなど、公益性が高い事業と判断している。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	毎年、政策評価を行う中で、目的、有効性、効率性等について検討を行い、事業の適性な執行に努めたいと考えている。					

( 2 ) 監査結果・意見

< 補助金の積算について >

平成 1 3 年度の包括外部監査において、以下の指摘があった。

「補助金が事業経費の一定割合を補助するものであるとしても、企業に対する補助金の決定に当たり、補助事業にかかる事業損益の実態を考慮せずになされることが適切な処置といえるかどうかは別論である。J 企業から県へ提出されている実績報告書は県内産原材料についての事業経費のみについてなされている。当監査過程において試算した数値では県内産原料についての事業損益の赤字額は補助金額を下回っていた。今後は、県内の副産物・残渣物の処理、再資源化における事業損益の報告を徴し、補助金額を決定する際の重要な資料とすべきである。」つまり、県は、J 企業の経費のみの資料を徴し、これをもって補助金額を決定しており、副産物等の売上による収入を考慮していないとの指摘がなされている。

担当課に、当該指摘以後の改善状況を質問したところ、補助金額の計算過程は従前と変わっておらず、J 企業の収入を把握するための決算書等の資料は徴していないとのことである。当該補助金の交付要綱では、補助対象経費が規定されているのみであり（交付要綱の一部抜粋は次表参照）、事業の収支は補助金額の算出要因とはされていない。

たしかに現状の交付要綱の下においては、要綱に沿った補助金が支出されている。しかし、当該企業全体の収支を把握したうえで、総合的な判断の下、補助金を支出することも必要であると考えられる。補助金の交付要綱について、企業全体の事業収支も補助金積算の際の重要な要因とするよう、検討すべきである。

事業名	補助対象経費	補助率又は補助額
化製場衛生確保対策事業	県下の食肉センター等の食肉生産過程において発生する残さを適正に処理するために必要な経費であって、必要かつ適当と認められたものとする。	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、80,000 千円を限度とする。

#### 4 生活衛生指導事業費

##### (1) 補助金調査票

名称:生活衛生指導事業費		所属名:生活衛生課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	7,845,684	7,583,233	7,670,147	7,593,404	7,011,235	
過去5年間の補助率	組合への補助は定額, 利子は2分の1, 設備改善は3分の1(上限あり)					
事業の必要性	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条で、「国及び地方公共団体は公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。」とされている。公衆浴場経営は、経営基盤が脆弱であり、設備の近代化等には、本事業が必要である。					
交付先の選定基準	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき設立された組合であり、都道府県毎に1組合である。					
(1)交付先	徳島県公衆浴場業生活衛生同業組合					
(2)交付先の選定理由	徳島県生活衛生関係事業補助金交付要綱による。					
(3)交付先の業務内容	組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化、振興に関する指導等。					
平成17年度の補助金額の積算根拠	組合が公衆浴場経営の近代化、合理化を図るための検討会、研修会等の開催に要する費用、設備改善費用及びその利子補給事業であり、交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助している。					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	精算報告書で確認している。特に支障なし。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	精算報告書で確認している。設備の近代化や事業の実施により、公衆浴場の近代化や経営の近代化、合理化が促進されるとともに、衛生水準の維持向上に寄与した。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	予算の縮減に伴い、効率的な事業の見直し等を余儀なくされている。					

## (2) 監査結果・意見

### < 補助事業の効率性，効果性，その評価検証について >

ア 当該補助金は，設備改善に係る補助金約500万円，設備投資資金借入金利子に係る補助金約2万円，同業組合に対する補助金200万円に大別される。

同業組合に対する補助金について，同業組合からの事業報告書によれば，補助金のうち約半分は，関係機関打合せ(約27万円)，視察研究費(約59万円)，渉外活動費(約20万円)といった名目で費消されているようである。県担当課によれば書類確認のみで詳細な使途の調査は行っていないとのことであるが，同業組合のこれらの活動が，公衆浴場経営の近代化，合理化といった目的に直結した活動であるといえるか否かについて，検証する必要があるのではなからうか。検討を願いたい。

イ 設備投資資金の借入金利子に係る補助金について，平成17年度の補助額は25,940円であり，各事業者に対する補助は数千円である。あまりに金額が少額であり，補助金交付手続の煩雑さを考慮すれば，廃止を検討すべきである。

## 5 生活衛生振興助成事業費

### (1) 補助金調査票

名称:生活衛生振興助成事業費		所属名:生活衛生課			(単位:円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17
	2,500,000	2,500,000	2,400,000	2,250,000	1,550,000
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17
	定額	定額	定額	定額	定額
事業の必要性	生活衛生営業は、その経営基盤が極めて脆弱であり、自主的な組織活動の促進のために必要な経費である。				
交付先の選定基準	徳島県生活衛生関係事業補助金交付要綱による。				
(1)交付先	(財)徳島県生活衛生営業指導センター				
(2)交付先の選定理由	徳島県生活衛生関係事業補助金交付要綱による。(財)徳島県生活営業指導センターは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき知事が指定した県で唯一の法人であり、各同業組合と連携し生活衛生に係る事業を実施するため。				
(3)交付先の業務内容	生活衛生営業に関する衛生相談の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する相談、指導等				
平成17年度の補助金額の積算根拠	各生活衛生同業組合が自主的な組織活動促進を図るための経費であり、各組合の事業計画に基づき予算の範囲内で交付している。				
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	精算報告書並びに会計監査への立会等により確認している。特に支障なし。				
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	精算報告書等により確認している。生活衛生関係業者の自主的な組織活動が促進され、衛生措置基準の遵守と経営の安定化が図られた。				
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	予算の縮減に伴い効率的な事業の見直し等を余儀なくされている。				

## (2) 監査結果・意見

### < 補助対象事業の公益性，必要性について >

当該補助金の根拠法令である「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」は，昭和32年に制定され，わが国の公衆衛生状態の改善を目的とした法律である。当該法律第1条には，「この法律は，公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について，衛生施設の改善向上，経営の健全化，振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り，あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため，営業者の組織の自主的活動を促進するとともに，当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制，当該営業の振興の計画的推進，当該営業に関する経営の健全化の指導，苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備，営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ，もって公衆衛生の向上及び増進に資し，並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されている。

当該補助金は，理容業，美容業，公衆浴場業，クリーニング業，旅館業，飲食業といった各種同業者の組合に対して，支出されている。各種同業組合における用途の実態は，料理コンクール等のイベントの開催費や，研修への参加費用といった内容が大半であり，根拠法令における公衆衛生の向上及び増進について，直接的な効果を有しているとは言い難い。

そもそも，根拠法令自体が時代遅れとなってしまうということもいえる。法令制定当初においては，同業者組合に対して，公衆衛生向上を目的として，県費を支出することに公益性があったと思われるが，現在においては，その使用状況からも明らかなように公衆衛生向上のために同業者組合に県費を支出する必要性は薄れている。このような法律を根拠として補助金を存続させることについては疑問である。当該補助金については，全面的な廃止，見直しの検討が必要である。

## 6 徳島県身体障害者連合会に対する補助金

### (1) 補助金調査票

名称:徳島県身体障害者連合会育成強化事業補助金		所属名:障害福祉課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	4,663,000	4,720,000	4,801,000	4,877,000	5,387,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	定額	定額	定額	定額	定額	
事業の必要性	徳島県身体障害者連合会の団体運営費を補助することにより,当該団体の活動の安定化を図るとともに,身体障害者福祉施策の充実を図る。					
交付先の選定基準	徳島県身体障害者連合会に対する補助金交付要綱					
(1)交付先	社会福祉法人 徳島県身体障害者連合会					
(2)交付先の選定理由	徳島県身体障害者連合会は,県下の身体障害者団体の連合体として身体障害者の福祉の増進に寄与する団体であるため。					
(3)交付先の業務内容	身体障害者相談支援事業,障害者社会参加推進センター事業,市町村社会参加促進事業,障害者のスポーツ・文化活動の振興 等					
平成17年度の補助金額の積算根拠	補助対象となる経費から自主財源対応分を除き,予算の範囲内で定額補助としている。					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	実績報告書の受領。 適正な使用が認められた。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	実績報告書の検証 結果:適正に執行されており,団体の育成強化と身体障害者の社会参加を促進した。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	検討している。					

### (2) 監査結果・意見

#### < 補助金の積算について >

補助の対象となっているのは,同団体の活動の中で,身体障害者団体連絡調整及び各種団体への補助事業に係る人件費等である。平成17年度の補助金交付額は,当初4,755千円であったが,平成18年3月に5,387千円に増額変

更されている。この変更は、障害福祉制度の制度改変に対応して、県のOBである事務局長が交代したことによる人件費等の増加に対応するものである。県庁在職時の給与を勘案したことによるものと思われるが、職務内容に応じた当該団体独自の給与体系によって給与を決定すべきである。

## 7 児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金

### (1) 補助金調査票

名称: 徳島県知的障害者福祉事業費補助金		所属名: 障害福祉課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	4,923,000	5,067,000	5,048,000	5,098,000	5,083,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	定額	定額	定額	定額	定額	
事業の必要性	徳島県手をつなぐ育成会の団体運営費を補助することにより、当該団体の活動の安定化を図るとともに、知的障害者福祉施策の充実を図る。					
交付先の選定基準	徳島県児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金交付要綱					
(1)交付先	社会福祉法人 徳島県手をつなぐ育成会					
(2)交付先の選定理由	徳島県手をつなぐ育成会は、知的障害のある人の育成を行う主たる団体として障害者福祉の増進に寄与するものであるため。					
(3)交付先の業務内容	知的障害のある人に関する調査・研究、知的障害のある人の福祉に関する相談、講演会・研究会の開催 等					
平成17年度の補助金額の積算根拠	補助対象となる経費から自主財源対応分を除き、予算の範囲内で定額補助としている。					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	実績報告書の受領。 適正な使用が認められた。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	実績報告書の検証 結果: 適正に執行されており、団体の育成強化とともに、保護者の自覚を高め、一般社会の理解を深めた。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	検討している。					

## ( 2 ) 監査結果・意見

### < 補助金の積算について >

徳島県手をつなぐ育成会に対しては、研究調査事業部門に所属する県のOBの  
人件費等を対象として、5,083千円の補助金が支出されている。

平成17年度の徳島県手をつなぐ育成会の決算書によれば、補助対象となっ  
ている研究調査事業会計に関しては、3,741,494円の資金余剰が生み出さ  
れている。これは、法人本部会計から、研究調査事業会計に4,182,708  
円が繰入されたことが主な要因である。この資金の繰入は、当初一時的な部門間  
の貸借の予定であったとのことであるが、現在においても法人本部会計には返金  
されていない、とのことである。このような他の会計部門からの資金の繰入を予  
測すれば、補助金を減額することが可能であったのではなかろうかとの疑問が残  
る。人件費の一定割合を補助するという固定的な考え方にとらわれることなく、  
補助対象以外の他の会計部門及び当該団体全体での資金状況を勘案したうえで、  
補助金の削減を検討すべきである。

## 8 町村同和促進事業補助金

### (1) 補助金調査票

名称: 町村同和促進事業補助金		所属名: 人権課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	38,000,000	32,000,000	26,000,000	21,000,000	17,000,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	26.0%	24.2%	24.1%	24.0%	24.3%	
事業の必要性	同和問題の解決のため徳島県町村会が行っている民間運動団体への補助事業に対し県として支援する必要がある。					
交付先の選定基準	県内のすべての町村から構成される団体であること。					
(1)交付先	徳島県町村会					
(2)交付先の選定理由	県内のすべての町村から構成される団体であるため。					
(3)交付先の業務内容	町村会が民間運動団体に補助金を交付することにより、同和問題の解決に向けた活動を支援する。					
平成17年度の補助金額の積算根拠	定額補助					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	徳島県町村会からの実績報告による。適正に処理されていた。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	徳島県町村会において監査を行い、徳島県に実績報告を提出する。民間運動団体は、この補助金を専ら各支部、ブロック等の活動経費に充当し、地域における同和問題の解決のための活動を行った。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	同和問題の解決に向けての基本方針(H14年3月策定)に基づき、平成18年度に全体的見直しを行うこととしている。					

### (2) 監査結果・意見

#### < 補助事業の効率性、効果性、その評価・検証について >

当該補助金は、県から徳島県町村会に対して支出されている。平成17年度における支出額は1,700万円である。徳島県内の町村も同様に、徳島県町村会に負担金を支出しており、平成17年度における町村の負担金の総額は約5,3

00万円である。

徳島県町村会においては、上記の補助金及び負担金の総額7,000万円を、自由同和会徳島県本部、部落解放同盟徳島県連合会にそれぞれ3,500万円ずつ支出している。

県は、県補助金交付規則及び当該補助金の交付要綱に基づき、実績報告書の添付書類として徳島県町村会の決算書を入手しているが、当該決算書には人権対策費7,000万円と交付先(自由同和会徳島県本部、部落解放同盟徳島県連合会)の事業名及び事業の概要等が簡単に記載されているのみで、それ以上の詳細な記載はない。また、最終的な交付先である両団体の決算書は、徳島県町村会には提出されているとのことであるが、県には提出されていない。

このことについて、県は、町村会が両団体に対して行っている監査の報告を受けているほか、必要に応じ町村会事務所に出向いて聞き取りを行っているとともに、平成17年度には、直接両団体の事務所に赴き、帳簿等の確認を行ったとのことである。

しかしながら、前述のとおり当該補助金の詳細な使途の記載がないため、補助金の使途に関し書類による事後の検証が困難となっていることは否めず、補助金支出後の検証手続を検討すべきであったといえる。

なお、当該補助金は平成18年度を最後に廃止されることが決定した。

## 9 財団法人徳島県同和対策推進協会会館運営費補助金

### (1) 補助金調査票

名称:(財)徳島県同和対策推進協会会館運営費補助金		所属名:人権課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	22,254,000	21,080,000	20,737,000	23,436,000	20,562,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	69.6%	74.7%	72.9%	73.4%	75.1%	
事業の必要性	財団法人徳島県同和対策推進協会会館(以下、「同対センター」という。)の適正な管理,運営を図るため。					
交付先の選定基準	同対センターの管理,運営を行っている団体。					
(1)交付先	(財)徳島県同和対策推進協会					
(2)交付先の選定理由	同対センターの所有者であり,同対センターの管理運営を行っている。					
(3)交付先の業務内容	同対センターの管理運営					
平成17年度の補助金額の積算根拠	平成17年度の同対センターの管理,運営にかかる支出額から,施設利用事業収入を差し引きした額。					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	実績報告書で確認した。適切に処理されていた。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	実績報告書で確認した。適切に処理されていた。 同対センターを適正に管理,運営することにより,同和問題解決のための活動の促進が図られた。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	同和問題の解決に向けての基本方針(H14年3月策定)に基づき,平成18年度に全体的見直しを行うこととしている。					

### (2) 監査結果・意見

#### < 補助金の積算について >

当該補助金は、徳島県同和対策推進協会会館を管理運営する財団法人徳島県同和対策推進協会に対して支出されている。当該団体の平成17年度の決算書によると、当該団体独自の収入である会館施設の利用料収入約675万円に対して、総支出額は約2,731万円とされており、差額である約2,056万円について、県から補助金を受けている。

総支出額約2,731万円の内容は、職員2名の人件費(共済費等を含む)が約1,214万円、水道光熱費、清掃用品、修繕費といった需用費が約675万円、エレベーター・会館のメンテナンス等に係る委託費が約216万円などで

ある。

このような収支構造を前提として補助金を支出するのであれば，当該団体が会館の管理運営を行う限り，県は補助金を支出し続けなければならない。何らかの改善策をとることができなかつたのか，疑問である。

なお，当該補助金は平成18年度を最後に廃止されることが決定した。

## 10 徳島県青少年就職促進協会補助金

### (1) 補助金調査票

名称：徳島県青少年就職促進協会補助金		所属名：人権課				(単位：円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	22,233,000	14,762,000	12,980,000	10,953,000	10,774,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	91.5%	86.8%	86.6%	84.8%	84.5%	
事業の必要性	家庭環境が不利な青少年の就職の促進を図り定着指導を行う必要がある。					
交付先の選定基準	家庭環境が不利な青少年の就職の促進を図り，その後の生活指導を行い，社会福祉の増進に資することが可能な団体であること。					
(1)交付先	徳島県青少年就職促進協会					
(2)交付先の選定理由	家庭環境が不利な青少年の就職の促進を図り，その後の生活指導を行い，社会福祉の増進に資することが可能な団体であるため。					
(3)交付先の業務内容	事業主や社会人などに対して必要な啓発教育と調査活動を行う。 就職希望(予定)者との意見交換会及び「就職生を励ます会」を開催する。就職者の生活指導と定着指導を行う。就職奨励金の支給を行う。					
平成17年度の補助金額の積算根拠	平成17年度の協会運営にかかる支出額から会費収入等を差し引きした額。					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	実績報告書で確認した。適正に処理されていた。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	就職先企業の訪問等により雇用の定着化が図られたことを検証した。 厳しい雇用情勢の中，不利な家庭環境の新規中卒・高卒者の就職の促進が図られた。 家庭環境が不利な青少年の就職奨励金：平成17年度 131人					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	青少年就職促進協会のあり方を含めて事業内容の見直しを平成18年度に行う。					

## (2) 監査結果・意見

### < 補助事業の効率性，効果性，その評価・検証 >

当該団体は，企業と就職希望者との連絡調整，意見交換会等を行い，また就職が決定した者に対して就職奨励金（1人あたり18,000円）の支給を行うといった活動を通して，低所得家庭の青少年に対する就職の援護を行っている。平成17年度の就職決定者に対する就職奨励金の支給実績は，131名であり，活動実績は認められる。

しかし，このような形での就職援護活動が，家庭環境が不利な青少年の就職支援として最適なものであるかという点については，再検討が必要である。

近年は，企業の求人のポイントは，本人がいかに企業にとって有益といえる能力を備えているか，といったところに重点が移行している。就職奨励金の支給ではなく，技能の習得に係る費用の補助といった，より実践的な援護活動への移行といったことも検討すべきである。

11 財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金（“あい”ランド推進協議会運営費助成事業費，徳島県健康福祉祭開催事業費）

（１）補助金調査票

ア “あい”ランド推進協議会運営費助成事業費に関する調査票

名称: (財)とくしま“あい”ランド推進協議会補助金 (“あい”ランド推進協議会運営費助成事業費)		所属名: 長寿社会課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	55,486,000	57,259,000	69,940,000	67,874,000	67,315,556	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	49.2%	48.1%	56.4%	56.4%	52.7%	
事業の必要性	高齢化が進行し、平均寿命、健康寿命が延びる中で、高齢者の生きがいと健康づくりに関する施策の重要性は、高齢者福祉のみならず、地域活性化の観点からも更に高まってきている。高齢者感についての意識改革を図り、高齢者の社会活動が活発に展開されるよう「ぬくもりと活力のある長寿社会づくり」を推進していく必要がある。					
交付先の選定基準	高齢者の生きがいと健康づくりの推進、長寿社会についての意識啓発を効果的に実施できる民間団体等。					
(1)交付先	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会					
(2)交付先の選定理由	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会は、高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、ぬくもりと活力のある長寿社会を創造するために、官民共同で設立された組織であるため。					
(3)交付先の業務内容	【普及啓発関係】長寿社会啓発事業(情報誌「いのち輝く」の発行等)、【組織づくり関係】運営委員会の開催事業、全国健康福祉祭への選手等派遣事業、仲間づくり支援事業、【指導者育成関係】シルバー大学校の開講事業、シルバー大学院の開講事業					
平成17年度の補助金額の積算根拠	福祉祭への選手等派遣10,000千円、仲間づくり支援事業10,000千円、シルバー大学校の開講28,794千円、シルバー大学院の開講13,004千円、管理費57,601千円 計127,438千円 - 6,623千円(雑収入(受講料等) - 53,500千円(国庫補助対象) = 67,315千円(補助金額)					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	長寿社会課による指導監査を年1回実施。また財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会の監事による監査を受け、理事会で承認済。 (県出納課による事前指導も行っている) 適正に使用されていると認められる。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	運営委員会(42団体、43名)を年1回程度開催し、事業の円滑な運営を図るとともに、その望ましい在り方についての検討を行っている。 検討の結果、効果的に事業が実施されていることが確認された。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	平成16年度に「運営改善プラン」(平成16年度から平成20年度まで)を策定し、運営全体の見直しや改善を計画的に進めている。					

イ 徳島県健康福祉祭開催事業費に関する調査票

名称: (財)とくしま“あい”ランド推進協議会 補助金(徳島県健康福祉祭開催事業費)	所属名: 長寿社会課				(単位: 円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17
	22,550,000	13,000,000	0	18,000,000	17,484,000
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17
	90.9%	85.8%	0.0%	87.7%	86.4%
事業の必要性	長寿社会についての県民意識の高揚, 高齢期の健康と生きがいづくり, 社会の有力な担い手として活躍する高齢者像の普及, 世代を越えた幅広い分野の参加者がふれあいと交流により互いの理解を深めることを目的に健康福祉祭を実施している。				
交付先の選定基準	高齢者の生きがいと健康づくりの推進, 長寿社会についての意識啓発を効果的に実施できる民間団体等。				
(1)交付先	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会				
(2)交付先の選定理由	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会は, 高齢者の生きがいと健康づくりを推進し, めくもりと活力のある長寿社会を創造するために, 官民共同で設立された組織であり, 平成6年度より11年間にわたり, 徳島県健康福祉祭を実施してきた実績があるため。				
(3)交付先の業務内容	徳島県健康福祉祭の開催: 健康関連イベント(スポーツ交流大会, ふれあい健康ウォーク大会), 福祉生きがい関連イベント(高齢者美術展, 文化交流大会, ふれあいフェスティバル), 健康・福祉・生きがい共通イベント(小学生の作文・絵コンクール, 健康福祉機器フェア, 高齢者総合相談)				
平成17年度の補助金額の積算根拠	共通経費15,001千円, 美術展597千円, スポーツ交流大会・文化交流大会2,351千円, 小学生の作文・絵コンクール1,055千円, ふれあいフェスティバル586千円, ふれあい健康ウォーク大会265千円, 実行委員会380千円 計20,235千円 - 2,751千円(協賛金)=17,484千円(補助金額)				
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	長寿社会課による指導監査を年1回実施。また財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会の監事による監査を受け, 理事会で承認済。(県出納課による事前指導も行っている) 適正に使用されていると認められる。				
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	徳島県健康福祉祭実行委員会(33団体, 34名)を年2回程度開催し, 事業の円滑な運営を図るとともに, その望ましい在り方についての検討を行っている。検討の結果, 効果的に事業が実施されていることが確認された。				
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	平成16年度に「運営改善プラン」(平成16年度から平成20年度まで)を策定し, 運営全体の見直しや改善を計画的に進めている。				

(2) 補助団体の行っている主な事業(事業別の支出金額については137頁参照)

ア 長寿社会啓発事業

長寿社会関係の様々な情報を情報誌，パンフレットなどを通して県民に提供することにより，長寿社会の諸問題への取り組みについての県民意識の高揚を図っている。平成17年度の事業費は，7,539千円であり，印刷製本費5,090,662円が主な内容である。なお，情報誌「いのち輝く」は，高齢者向けの健康，防災，趣味，相談などに関する60頁余りの情報誌であるが，現状は年3回，約3万部が無料で交付されている。平成19年5月より有料化され，1部300円とする予定とのことである。

イ 徳島県健康福祉祭開催事業

毎年秋に，スポーツ大会，美術・文化交流大会等を内容としたイベントを行い，高齢者を中心とした世代の健康と生きがいづくりの推進を行っている。平成17年度の事業費は，20,235千円であり，イベント会社等への委託費11,222,860円が主な内容である。

ウ 運営委員会開催事業

とくしま“あい”ランド推進協議会の行う事業について，各種福祉関係団体，医療保健関係団体などと協議を行っている。平成17年度の事業費は，500千円である。

エ 全国健康福祉祭選手等派遣事業

全国健康福祉祭に選手を派遣することにより，高齢者の健康と生きがいづくりの推進を行っている。派遣選手の交通費，宿泊費，ユニフォーム代の負担は，選手の自己負担割合を50%としている。平成18年6月に選手の自己負担割合の調査が全国的に行われた（栃木県調査）が，大半の都道府県において，徳島県と同様に自己負担割合は50%とされていた。平成17年度の事業費は，10,000千円であり，その主な内容は，選手派遣の県負担金6,626,282円である。

オ 仲間づくり支援事業

高齢者向けのサークルの情報収集を行い、冊子等で高齢者に紹介することにより、高齢者の仲間づくりを支援している。「シニアのためのサークル活動」という冊子が毎年1,000部作成され、250余りのサークルが紹介されている。平成17年度の事業費は、10,000千円であり、これには、この事業に携わっている仲間づくり支援相談員2名の人件費4,701,630円が含まれている。

#### カ シルバー大学校開講事業

高齢者向けの学習講座を開設し、高齢者の生きがいづくりを行うとともに、地域福祉を推進するリーダーを育成している。学校数は徳島校、鳴門校など9箇所設置されている。講座内容は、歴史文化、園芸、食品加工、書画、健康、ITであり、週1回、年間40日の修学期間で、本人負担の授業料は年間5,000円である。平成17年度の入学人員は521名であった。平成17年度の事業費は28,794千円であり、主な支出内容は、講師への委託料等15,130,630円である。

#### キ シルバー大学院開講事業

シルバー大学校卒業生を対象とし、さらに専門的で高いレベルでの学習の機会を提供し、卒業後に社会貢献活動を推進する人材を育てることを目的としている。講座内容は、歴史文化、介護、IT、健康スポーツであり、週1回、年間40日の修学期間で、本人負担の授業料は年間10,000円である。平成17年度の入学人員は100名であった。平成17年度の事業費は、13,004千円であり、その主な支出内容は、講師への委託料等6,860,471円である。

## 平成17年度財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会事業別費目決算調べ

(単位：円)

区分	長寿社会 啓発事業	徳島県健康福 祉祭開催事業	運営委員会 開催事業	全国健康福祉祭 選手等派遣事業	仲間づくり 支援事業	シルバー大学 校開講事業	シルバー大学 院開講事業	
報酬	0	0	0	0	0	0	2,385,282	
賃金	0	0	0	0	4,701,630	2,254,142	0	
報償費	859,332	3,735,079	184,000	0	798,066	1,750,520	1,214,560	
旅 費	費用弁償	0	35,909	11,651	0	13,989	99,380	44,844
	普通旅費	122,164	23,768	0	1,029,343	18,818	607,339	69,135
小計	122,164	59,677	11,651	1,029,343	32,807	706,719	113,979	
需 用 費	消耗品費	244,670	973,177	129,463	1,199,696	286,483	1,199,025	619,372
	印刷製本費	5,090,662	1,546,282	0	331,695	1,885,054	1,015,072	667,342
	食料費	0	745,700	0	0	197,100	193,950	9,600
	修繕費	24,202	0	0	0	0	0	0
小計	5,359,534	3,265,159	129,463	1,531,391	2,368,637	2,408,047	1,296,314	
役務費	920,682	501,105	92,390	194,100	574,261	270,298	140,568	
借料賃料	36,288	1,396,805	82,496	174,734	524,599	6,217,644	425,000	
備品費	241,000	0	0	444,150	0	56,000	532,717	
委託料	0	11,222,860	0	0	1,000,000	15,130,630	6,860,471	
公租公課	0	54,315	0	0	0	0	35,109	
負担金	0	0	0	6,626,282	0	0	0	
合計	7,539,000	20,235,000	500,000	10,000,000	10,000,000	28,794,000	13,004,000	

## (3) 補助団体の財政状況

平成17年度の決算書によれば、総収入約1億8,200万円のうち、県からの補助金、委託料の総額は約1億7,000万円(但し国庫補助金にかかるもの5,350万円を含む)であり、事業費、運営費の大半は県費によって賄われている。

## (4) 監査結果・意見

<補助事業の効率性、効果性、その評価・検証>

ア 徳島県健康福祉祭のイベント内容には、タレントを招いてのショーやキャラクターショーといったイベントも含まれている。このようなショーに係る事業費は、ステージ関連の経費も含めると約270万円であり、これらを含めた健康福祉祭全体での経費は2,000万円を超えている。

健康福祉祭における、高齢者を中心とした世代のいきがいづくり、健康づくりといった趣旨は十分に理解できる。しかし、そもそも、このようなイベント

型の事業については、当然ではあるが、どのような形をとっても、行政の意図している対象者層の全員が参加するわけではない。健康福祉祭においても、徳島県の高齢者の大多数が参加するというわけではなく、受益者は一部の者に限定される。こういった観点からは、できる限り県費の支出を抑制しながら、イベント本来の内容を充実していくという姿勢が必要である。

イ 仲間づくり支援事業においては、サークルを紹介した冊子を毎年作成するなどして、高齢者のサークル活動の支援を行っている。この活動は、後述する徳島県老人クラブ連合会の活動と似通った部分があるのではなかろうか。活動の共通性について検討し、事業の内容によっては共催として実施するなど両団体の活動の効率性・効果性を高め、補助金削減に繋がる可能性を検討すべきである。

#### < 補助金の積算について >

ア シルバー大学、シルバー大学院について、平成17年度において、シルバー大学の授業料収入は2,513千円に対し支出は28,794千円、シルバー大学院の授業料収入は990千円に対し支出は13,004千円となっている。

そもそも収支バランスの均衡が成り立つ事業ではないが、低所得者の授業料免除も併せて考えながら、授業料の設定について再度検討すべきではなかろうか。

イ 全国健康福祉祭に参加する選手の自己負担金は前述のように50%である。これについては、徳島県が突出しているわけではなく、多くの都道府県も同様の状況であるが、選手の負担割合を3分の2としている都道府県も存在する。受益者は、極めて限定されたごく一部の者であることに鑑み、他県の例をみて議論を深める必要がある。

12 徳島県高齢者保健福祉推進費補助金，徳島県老人福祉関係団体事業費補助金（徳島県老人クラブ連合会運営費補助事業費）

（１）補助金調査票

名称:徳島県老人福祉関係団体事業費補助金(徳島県老人クラブ連合会運営費補助事業)		所属名:長寿社会課				(単位:円)
過去5年間の補助金額	H13	H14	H15	H16	H17	
	14,674,000	15,403,000	15,508,000	15,057,000	17,505,000	
過去5年間の補助率	H13	H14	H15	H16	H17	
	30.3%	28.0%	31.4%	34.5%	42.4%	
事業の必要性	老人福祉法第13条において、「地方公共団体は、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」旨の規定があり、県老人クラブ連合会は、各市町村老人クラブ連合会及び単位クラブの育成指導を通じ老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図るため大きな役割を担っている。					
交付先の選定基準	高齢者福祉を増進することを目的とする事業を行っている。					
(1)交付先	財団法人 徳島県老人クラブ連合会					
(2)交付先の選定理由	各市町村老人クラブ連合会及び単位クラブの育成指導を通じ老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図っている。					
(3)交付先の業務内容	組織活動助成事業、指導者研修事業、大会派遣事業、健康づくり指導員設置運営事業、高齢者と青少年のつどい、健康づくり支援事業、高齢者体育大会					
平成17年度の補助金額の積算根拠	組織活動助成費3,384千円(うち国費838千円)、指導者研修費700千円、大会派遣費140千円、健康づくり指導員設置運営事業5,559千円、高齢者と青少年のつどい170千円、健康づくり支援事業2,500千円(うち国費1,250千円)、高齢者体育大会2,300千円、人件費6,974千円(うち国費2,034千円)					
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	事業実績報告書及び決算書により補助目的事業の実績を検証した結果、適切に実施されていることを確認した。					
補助事業の効果(補助金の交付によって目的が達成されたか否か)に係る評価(検証)の方法及び結果	事業実績報告書及び決算書により補助目的事業の実績を検証した結果、市町村老連及び単位老人クラブの指導育成等が適切及び効果的に実施されていることを確認した。					
補助事業の整理・見直し等を検討しているか	各事業ごとに毎年見直しを行っている。					

## (2) 補助対象となっている主な事業

### ア 友愛訪問員推進事業

ひとり暮らしの高齢者等の孤独感の解消，事故防止を図るため，ひとり暮らしの高齢者宅を訪問する友愛訪問員を育成し，訪問活動を行っている。平成17年度の補助金額は，2,546千円（但し国庫補助にかかるもの838千円）である。

### イ 高齢者体育大会

高齢者の体育大会であり，平成17年度の補助金額は2,300千円であったが，平成18年度より，当該大会への補助金は廃止された。

### ウ 高齢者健康増進事業費

高齢者に適したスポーツ及び健康知識の普及，各種スポーツ大会の立案企画等を行う健康づくり指導員を置いている。平成17年度の補助金額は，6,809千円（但し国庫補助にかかるもの1,250千円）である。

### エ 事務費

事務局の人件費等を補助している。平成17年度の補助金額は，4,940千円（但し国庫補助にかかるもの2,034千円）である。

## (3) 補助団体の財政状況

当該団体の平成17年度の決算における総収入は42,336,295円（前年度からの繰越金2,500,000円を含む）であるが，会費，基本財産収入等の自主財源は6,247,478円にとどまり，収入の大半は国，県，福祉団体からの補助金で構成されている。

## (4) 監査結果・意見

### < 補助対象事業の妥当性について >

当該団体は，市老連，郡老連，単位クラブ等県内の老人クラブの上部組織である。単位クラブは，平成17年3月末時点において，県内に846クラブが存在している。しかし，県内の60歳以上の加入率は20.2%にとどまっている。会員の増加を目指しているとのことであるが，現状の加入率を鑑みると，当該団体に継続的に補助金を交付することが高齢者全体の福祉に繋がっているのかどうか，疑問を感じざるをえない。補助金の根拠法令である老人福祉法の制定当初と比較すると老人クラブへの加入率，老人クラブの役割も変化してきているのでは

なかろうか。当該補助金の妥当性について、検討が必要である。

< 補助金の積算について >

当該団体には、県が4,000万円出捐し、会員が6,000万円出捐することによって造成された基金1億円が存在する。現状では、この基金の運用益が当該団体の活動費に充てられているが、昨今の低金利を勘案すると、このような資金の運用方法が効率的であるといえるかどうか疑問が残る。基金の活用方法を検討すべきである。

< 補助事業の効率性、効果性、その評価・検証について >

上述のとくしま“あい”ランド推進協議会に対する補助金の部分でも述べたが、老人クラブととくしま“あい”ランド推進協議会の活動内容は、類似する部分もあると推測される。老人クラブは昭和32年に設立され、地域に密着した小規模な単位クラブを中心に活動を展開してきた歴史がある。これに対してとくしま“あい”ランド推進協議会は平成元年に設立され、行政主導型で高齢者福祉のプランを提供している。今後の高齢者の「生きがい支援」において、行政でプランを策定するのか、あるいは地域での自主性に主眼をおくのか、今後そのバランスをどう図っていくのか議論が必要である。

ここで、全国および徳島県の老年人口比率を表したものが別紙 - 2 である。この表によると、全国及び徳島県ともに老年人口が上昇していることがわかる。全国レベルでは昭和10年に4.7%であった老年人口比率が、平成16年度には19.5%まで上昇し、徳島県においては7.1%から23.9%となっているのである。この老年人口比率は今後も上昇し続け平成37年度には全国レベルで28.7%、徳島県では31.9%になる見込みである。実に4人に1人以上が65歳以上の老年者ということになる。

このような状況から老人福祉に係る支出は今後さらに増加し、ますます財政を逼迫していくことが予想されている。特に徳島県の場合、老年人口比率は全国8位であり、その問題は深刻なものといわざるを得ない。

少なくとも現段階においては、両団体での事業内容を詳細に検討し、事業の内容によっては共催として実施するなど、効率的・効果的な事業を実施することにより、補助金の削減の可能性を探るべきである。

## 第5 提言

### 1 積算根拠の見直し

補助金は、言うまでもなく県費の投入であるため、必要最小限の投入額にして、効果をあげなければならない。補助団体の補助対象事業のみをとりあげて、補助金額の積算根拠とするのではなく、補助団体全体の財政状態、経営成績を勘案したうえで積算が必要である。また、必ずしも過去の積算根拠にとられる必要はなく、毎年、必要最小限度の金額となっているか否かについて点検するといった考え方をもって、補助金の積算を行うべきである。

### 2 団体の自立性

県財政が逼迫する中、特定の団体に対して、漫然と長期的に補助金を支出することは厳に慎まなければならない。担当課において、補助団体の事業を見直し、できる限り支出の少ない事業を展開するように指導を行い、そのうえで補助金の終期を設定する、あるいは段階的削減を明示する、といった補助団体の自立に向けた取り組みを支援すべきである。

### 3 環境の変化への対応

補助金の根拠法令の中には、現代の環境と必ずしもそぐわない立法趣旨に基づく法令も存在する。このような法令に基づく補助金は、現代においては、公益性が薄れてしまっている可能性がある。根拠法令の時代背景と、現代における環境変化を勘案したうえで、補助金の公益性を再度検討するといった考え方の転換が必要である。

### 4 補助団体の類似した活動についての検討

補助団体の活動のうち、他の補助団体で同様の活動を行っているのであれば、団体を指導し、活動を一本化することによって、効果的・効率的な事業を実施し、補助金の削減を行うことができる。活動内容の類似性について、毎年、検討を行う必要性がある。

## 5 評価，検証について

補助金を支出した結果，どのような成果に結びついたかを検証することが必要であることはいうまでもない。徳島県においては，政策評価制度が実施され，目的妥当性，有効性・効率性，必要性が検証されている。しかし，長期的視野に立った検証はなされているであろうか。補助金を複数年支出し続けることによって，補助金を支出する以前と比較し，補助団体の財政状況がどのように変わったのか，当初の政策目標はどの程度実現されたのか，公益性について変化はないのか，今後どのくらいの補助が必要であるか，といった長期的視野に立つ検証については不足しているのではなかろうか。検討すべきである。

## 6 団体の活動に応じた給与体系

補助団体の職員の給与については，県職員と同水準の給与体系とされているケースもあり，その給与について補助の対象となっている場合もある。その場合は団体での職務に応じた給与体系とすることが適当であり，見直しが必要である。

## 7 交付要綱について

現状，看護師等養成所運営費補助事業費，生活衛生振興助成事業費，徳島県身体障害者連合会に対する補助金，児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金，町村同和促進事業補助金，財団法人徳島県同和对策推進協会館運営費補助金，財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金，徳島県老人福祉関係団体事業費補助金の交付要綱は，「団体の経費を補助する」「事業を補助する」といった規定となっており，補助団体のどの活動をどこまで補助するのかという具体的内容は規定されていない。推測ではあるが，補助団体の活動を幅広く補助すべきであるという時代に応じた要綱ではなかろうか。

補助金の交付要綱に関しては，より具体的な交付要綱により補助金の支出に縛りがかかるという考え方と，交付要綱を緩やかにすることによって裁量に幅をもたせるという考え方が有りうる。

平成18年6月2日に，「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」，「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」，「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律」が公布された。これにより、今後、各公益法人の公益性について、従前よりもより厳格な認定手続が為され、認定を受けた法人のみ、公益社団法人、公益財団法人として税法上の優遇措置等を受けることができることとされている。このような公益法人を取り巻く状況を考慮すれば、今後、公益性に関するより厳格かつ統一的、具体的な解釈が一般化することが予測される。

このような公益法人改革の趣旨を鑑み、また県財政の状況を併せて考慮すれば、交付要綱に具体性をもたせ、適時見直しを行うことにより、交付要綱に補助金支出の抑制効果をもたせることを検討すべきではなかろうか。

## 第6 おわりに

本監査にあたっては、保健福祉部が支出している補助金のうち、重要性が高いと思われるものを抽出し、監査を行ったが、監査対象としなかった補助金も含めて、全般的には、整理、縮小の傾向にあり、その意味では一定の評価を与えることができる。

しかし、補助金の中には、今後のさらなる見直しを要するものもあり、行政援助として最適なものであるか、不断に検証がなされなければならないことはいうまでもない。

本県の財政状況、少子高齢化の進行状況を鑑みると、県民から要求される全ての保健福祉政策を実行できるわけではなく、県が担うべき施策を取捨選択せざるを得ない。取捨選択にあたっては、補助金の目的の重要性・緊急性を勘案する必要があり、また、時代の流れに即応し、民間で担うべき役割は民間に移管するという発想の転換も必要となってくる。さらに、受益者が限定的であるものについては、受益者に応分の負担を求めるということも必要である。

県民に、現在および将来の安心、豊かさ、快適さを保障するためには、適切な保健福祉行政は欠かせないものである。関係機関におかれては、本監査の趣旨に従って、早急に検討を進めることを期待したい。

## 監査対象とした補助金一覧

調査票の記入を依頼した補助金は以下のとおりである(原則として市町村に対する補助金及び特別会計への補助金は対象外とした)。

No	担当課	名称	当初予算 (千円)	目的	交付先	事業開始 年度	根拠法令等	監査意見の 対象とした か否か	監査意見の対 象としなかつた 理由
1	保健福祉政策課	社会福祉事業の推進と社協の育成強化費 (福祉施設経営指導事業費)	5,666	社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と、利用者処遇の向上を目標に努める ことを支援するため実施する経営相談事業に必要な経費を補助する。	徳島県社会福祉協議会	H9	徳島県社会福祉施設経営相談事業 実施要綱	×	理由1
2	保健福祉政策課	社会福祉事業の推進と社協の育成強化費 (徳島県社会福祉協議会運営強化事業費)	70,355	県社会福祉協議会の運営等の事業に対し補助する。	徳島県社会福祉協議会	S29	社会福祉法人に対する補助金交付 要綱	×	理由2
3	保健福祉政策課	(財)徳島県福祉基金補助金	13,000	民間福祉活動の活性化を図る事業を実施している(財)徳島県福祉基金の運営 等の事業に対し補助する。	徳島県福祉基金	H15	(財)徳島県福祉基金に対する補助 金交付要綱	×	理由2
4	保健福祉政策課	生活福祉等対策費(徳島県福祉奨学補助 事業)	1,091	低所得世帯の子どものうち、能力を有しながら経済的理由により高等学校又は 高等専門学校に就学できない者に対して奨学補助金を給付する。	福祉奨学補助金給費生	S39	徳島県福祉奨学補助金給付規則	×	理由1
5	保健福祉政策課	民間社会事業団体助成費(徳島県社会福 祉事業団運営補助金)	26,482	県立社会福祉施設の効率的運営を図るため、施設の管理団体に対し運営費を 補助する。	(福)徳島県社会福祉事業 団	S47	社会福祉法人に対する補助金交付 要綱	×	理由1
6	保健福祉政策課	民間社会事業団体助成費(県更生保護協 会補助事業)	315	犯罪者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉 の向上に寄与する取り組みを行っている徳島県更生保護協会に対し補助する。	徳島県更生保護協会	S26	更生保護事業法	×	理由2
7	保健福祉政策課	戦没者遺族等援護事業費	3,440	戦没者遺族等に対し、援護を行い、対象者の福祉の向上を図る。	(財)徳島県遺族会、徳島 県傷痍軍人会、徳島戦災 遺族会	S59	徳島県援護関係団体補助金交付要 綱	×	理由2
8	保健福祉政策課	民間社会福祉施設等整備資金利子補給事 業費	3,000	社会福祉法人が社会福祉施設の整備を行う際に、独立行政法人福祉医療機構 から融資を受けた資金に係る一部を補助し、法人運営の安定及び運営の適正化 を資することを目的とする。	社会福祉法人	H4	徳島県民間社会福祉施設等整備資 金利子補給金交付要綱	×	理由1
9	医療政策課	医療施設近代化施設整備事業費	12,000	医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための 施設整備事業を推進する。	医療施設開設者	H6	徳島県医療施設近代化施設整備事 業補助金交付要綱		
10	医療政策課	歯科衛生士等養成所補助事業費	1,000	資質の高い歯科技工士を養成するため、歯科技工士養成に要した経費に対し補 助を行う	(社)徳島県歯科医師会	S59	徳島県歯科衛生士等養成事業費補 助金交付要綱	×	理由1
11	医療政策課	看護師等養成所運営費補助事業費	2,500	准看護師養成所の強化充実を図るため、(社)三好郡医師会が行う准看護師養 成事業に要する経費を補助する。	三好郡医師会准看護学院	S60	徳島県准看護師養成所運営費補助 金交付要綱		
12	健康増進課	徳島県肢体不自由児援護事業	161	肢体不自由児の療育思想と福祉の増進を図るため、徳島県肢体不自由児協会 が行う療育援護事業に対して補助金を交付する。	徳島県肢体不自由児協会	S42	徳島県健康増進課関係事業補助金 交付要綱	×	理由2
13	健康増進課	徳島県食生活改善推進協議会事業	315	県民の健康と福祉の増進に起用する徳島県食生活改善活動を行う食生活改善 推進協議会の運営に要する経費について補助金を交付する。	徳島県食生活改善推進協 議会	H9	徳島県健康増進課関係事業補助金 交付要綱	×	理由2
14	健康増進課	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会徳島 県本部事業	63	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会徳島県本部の健全な発展を図るため、補 助金を交付する。	森永ひ素ミルク中毒の被害 者を守る会徳島県本部	S49	徳島県健康増進課関係事業補助金 交付要綱	×	理由3
15	健康増進課	農村検診センター運営事業	1,000	農村特有の疾病を中心とする疾病予防等を図るため農村検診センターの運営費 に対して補助する。	徳島県厚生農業協同組合 連合会	H4	徳島県健康増進課関係事業補助金 交付要綱	×	理由1
16	健康増進課	徳島スモンの会事業	63	徳島スモンの会運営に係る事務費に対して補助する。	徳島スモンの会	S49	徳島県健康増進課関係事業補助金 交付要綱	×	理由3
17	生活衛生課	乳肉衛生管理運営費	80,000	食肉センター等の食肉生産過程において発生する残さ物の適正処理に要する経 費の一部を補助する。	J企業	H6	と畜場等衛生確保対策事業補助金 交付要綱		
18	生活衛生課	食鳥検査等指導事業費	1,244	食鳥検査の的確かつ確実な実施を図るため、食鳥検査事業経費を補助する。	(社)徳島県獣医師会	H7	食鳥検査充実強化対策費補助金交 付要綱	×	理由1
19	生活衛生課	生活衛生指導事業費	7,400	公衆浴場の設備改善費、設備改善資金借入金利子補給経費、公衆浴場生活衛 生同業組合活動費の一部を補助し、公衆浴場経営の近代化、合理化を図る。	徳島県公衆浴場生活衛生 同業組合	S47	公衆浴場の確保のための特別措置 に関する法律		
20	生活衛生課	生活衛生振興助成事業費	1,550	生活衛生関係営業における消費者サービスの向上、消費者理解度の向上、需 要開拓、福祉増進、専門技術者や後継者育成等の事業費の一部を補助し、生活 衛生関係営業の衛生水準の向上と振興を図る。	(財)徳島県生活衛生営業 指導センター	H12	生活衛生関係営業の運営の適正化 及び振興に関する法律		
21	障害福祉課	心身障害者(児)施設等巡回歯科検診事業 補助金	665	心身障害者(児)の歯科疾患を発見、未然に防止するため、心身障害者(児)施 設の入所者を対象に歯科検診を実施する。	(社)徳島県歯科医師会	S61	徳島県心身障害者(児)施設等巡回 歯科検診事業補助金交付要綱	×	理由2
22	障害福祉課	児童心身障害施設協議会運営費補助金	150	児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉振興事業の促進を図るため、当該福祉 団体等に補助金を交付する。	児童心身障害施設協議会	S59	徳島県児童福祉母子福祉及び知的 障害者福祉事業費補助金交付要綱	×	理由1
23	障害福祉課	県立知的障害者援護施設整備費補助金	45,000	県立の障害者(児)施設を民間移譲する際に必要な施設整備費及び設備整備費 等について補助を交付する。	県立の障害者(児)施設の 移譲を受ける社会福祉法 人	H17	県立知的障害者援護施設整備費補 助金交付要綱	×	理由1

24	障害福祉課	徳島県身体障害者連合会に対する補助金	4,755	身体障害者の福祉の向上を図るため、社会福祉法人徳島県身体障害者連合会が実施する同団体の育成強化事業に要する経費について、同会に対して補助金を交付する。	(福)徳島県身体障害者連合会	S59	徳島県身体障害者連合会に対する補助金交付要綱		
25	障害福祉課	児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金	5,111	知的障害者等の福祉の向上を図るため、社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会等が実施する知的障害者福祉振興等に要する経費について、補助金を交付する。	(福)徳島県手をつなぐ育成会、(社)日本自閉症協会徳島県支部	S59	徳島県児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金交付要綱		
26	人権課	徳島県人権擁護委員連合会補助金	105	基本的人権の擁護を強力に推進するとともに世界人権宣言の趣旨を実現するために徳島県人権擁護委員連合会が行う事業に要する経費に補助金を交付する。	徳島県人権擁護委員連合会	S59	徳島県人権擁護委員連合会補助金交付要綱	×	理由2
27	人権課	人権啓発活動支援事業補助金	1,000	県民自らが自主的に企画し、人権意識向上のため実施する事業に対して補助し、県民が人権について自主的に学び実践する機運を醸成する。	NPO,市民団体等	H14	徳島県人権啓発活動支援事業補助金交付要綱	×	理由2
28	人権課	町村同和促進事業補助金	17,000	同和問題の完全解決を目指して自主的に運動を行っている関係団体に対し、その適正な活動を促進するため、徳島県町村会が行う町村同和促進事業に対し、補助金を交付する。	徳島県町村会	S48	徳島県町村同和促進事業補助金交付要綱		
29	人権課	財団法人徳島県同和対策推進協会館運営費補助金	20,562	財団法人徳島県同和対策推進協会館の適正な管理、運営を図るため、財団法人徳島県同和対策推進協会が行う同対センターの管理、運営に要する経費に対し補助金を交付する。	財団法人徳島県同和対策推進協会	S47	財団法人徳島県同和対策推進協会館運営費補助金交付要綱		
30	人権課	徳島県青少年就職促進協会補助金	11,840	徳島県青少年就職促進協会が行う青少年の就職促進事業等に要する経費に対して補助する。	徳島県青少年就職促進協会	S39	徳島県青少年就職促進協会運営費補助金交付要綱		
31	長寿社会課	徳島県老人福祉関係団体事業費補助金(徳島県老人福祉施設協議会運営費補助事業費)	77	県下老人福祉施設入所者の処遇向上と地域社会の啓発を行うため、当会の運営費の助成を行う。	徳島県老人福祉施設協議会	S52	徳島県老人福祉関係団体事業費補助金交付要綱	×	理由3
32	長寿社会課	徳島県老人福祉関係団体事業費補助金(徳島県ホームヘルパー協議会運営費補助事業費)	70	県ホームヘルパー協議会組織を職能団体として充実強化するため。	徳島県ホームヘルパー協議会	S46	徳島県老人福祉関係団体事業費補助金交付要綱	×	理由3
33	長寿社会課	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金(“あい”ランド推進協議会運営費助成事業費)	71,867	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するとともに、ぬくもりと活力のある長寿社会の創造に寄与していくために、官民共同により設立された(財)とくしま“あい”ランド推進協議会に対し、事業委託を行うとともに、運営費を助成する。	(財)とくしま“あい”ランド推進協議会	H元	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金交付要綱等		
34	長寿社会課	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金(徳島県健康福祉祭開催事業費)	18,000	世代を超えた幅広い分野から参加者のふれあいと交流により、互いの理解を深め「ぬくもりと活力のある長寿社会」づくりについてともに考え、県民が一体となって取り組んでいくための契機とする。	(財)とくしま“あい”ランド推進協議会	H6	財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金交付要綱等		
35	長寿社会課	徳島県高齢者保健福祉推進費補助金	7,500	明るい長寿社会の形成に資するため、民間の創意工夫を活かした在宅福祉、生きがいと健康づくりその他高齢者の保健福祉に関する事業について助成する。	(財)徳島県老人クラブ連合会	H4	徳島県高齢者保健福祉推進費補助金交付要綱	×	理由1
36	長寿社会課	徳島県老人福祉関係団体事業費補助金(徳島県老人クラブ連合会運営費補助事業費)	15,417	各市町村老人クラブ連合会及び単位老人クラブの育成指導を通じ、高齢者福祉の増進を図る(財)徳島県老人クラブの運営費を助成する。	(財)徳島県老人クラブ連合会	S38	徳島県老人福祉関係団体事業費補助金交付要綱		
37	こども未来課	社会福祉関係団体に対する補助金(徳島県女性保護協議会補助金)	63	女性の人権擁護と福祉の向上を図るため、女性保護事業を促進強化し、一人ひとりの性が尊重された平等な社会をつくることを目的とする活動に対し、事業助成を行う。	徳島県女性保護協議会	S39	社会福祉関係団体に対する補助金交付要綱	×	理由3
38	こども未来課	徳島県児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金(徳島県子ども会連合会補助金)	378	徳島県子ども会連合会に対し補助することで、子ども会活動等の活性化を図る。	徳島県子ども会連合会	S44	徳島県児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金交付要綱	×	理由2
39	こども未来課	徳島県就学前人権教育(保育)研究会選任職員設置費補助金	1,776	人権教育の深徹をはかり、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に資するため徳島県人権教育研究協議会が就学前人権教育(保育)研究会専任職員の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。	徳島県人権教育研究協議会	H14	徳島県就学前人権教育(保育)研究会専任職員設置費補助金交付要綱	×	理由2
40	こども未来課	産休等代替職員費補助金	9,616	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって休暇を必要とし、その代替職員を臨時的に任用した場合、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保する。	市町村又は児童福祉施設等を運営する者	S37	産休等代替職員費補助金交付要綱	×	理由2
41	こども未来課	徳島県里親会福祉事業費補助金	20	里親の過失や里子が第三者に与えた人的、物的損失を補填し、里親制度の円滑化を図るため、里親賠償責任保険に加入する。	徳島県里親会	S59	徳島県里親会福祉事業費補助金交付要綱	×	理由3
42	こども未来課	徳島県児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金(県母子寡婦福祉連合会補助金)	600	母子家庭及び寡婦の自立促進と母子寡婦福祉対策の浸透の立場から母子家庭及び寡婦の世帯の組織化と指導者養成のために事業助成を行う。	(財)徳島県母子寡婦福祉連合会	S37	徳島県児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金交付要綱	×	理由2

監査意見の対象としなかった理由について

理由1・・・今後廃止が決定されているもの、もしくはここ数年補助の実績のないもの。

理由2・・・補助金調査票の監査、関係部局へのヒアリングを通して特に問題がないと判断されたもの

理由3・・・補助金額が少額であるもの

調査時期	全国			徳島県		
	総人口	65歳以上	老年人口比率	総人口	65歳以上	老年人口比率
	(千人)	(千人)	(%)	(千人)	(千人)	(%)
大正 9年 (1920)	55,963	2,941	5.3%	670,212	49,568	7.4%
昭和10年 (1935)	69,254	3,225	4.7%	728,748	51,402	7.1%
昭和25年 (1950)	84,115	4,115	4.9%	878,511	58,066	6.6%
昭和35年 (1960)	94,302	5,398	5.7%	847,274	63,267	7.5%
昭和45年 (1970)	104,665	7,393	7.1%	791,111	76,065	9.6%
昭和50年 (1975)	111,940	8,865	7.9%	805,166	86,505	10.7%
昭和55年 (1980)	117,060	10,647	9.1%	825,261	98,904	12.0%
昭和60年 (1985)	121,049	12,468	10.3%	834,889	110,921	13.3%
平成 2年 (1990)	123,611	14,895	12.0%	831,598	129,105	15.5%
平成 6年 (1994)	125,034	17,585	14.1%	829,000	151,000	18.2%
平成 7年 (1995)	125,570	18,261	14.5%	832,427	157,461	18.9%
平成 8年 (1996)	125,864	19,017	15.1%	832,000	163,000	19.6%
平成 9年 (1997)	126,166	19,758	15.7%	831,000	168,000	20.2%
平成10年 (1998)	126,486	20,508	16.2%	831,000	174,000	20.9%
平成11年 (1999)	126,686	21,186	16.7%	830,000	178,000	21.4%
平成12年 (2000)	126,926	22,005	17.3%	824,108	180,637	21.9%
平成13年 (2001)	127,291	22,869	18.0%	822,000	185,000	22.5%
平成14年 (2002)	127,435	23,628	18.5%	820,000	189,000	23.0%
平成15年 (2003)	127,619	24,311	19.0%	817,000	192,000	23.5%
平成16年 (2004)	127,687	24,876	19.5%	813,000	194,000	23.9%
平成17年 (2005)	127,756	26,820	21.0%	809,974	204,200	25.2%
平成22年 (2010)	127,473	28,735	22.5%	798,000	203,000	25.4%
平成32年 (2020)	124,107	34,559	27.8%	750,000	232,000	30.9%
平成37年 (2025)	121,136	34,726	28.7%	720,000	230,000	31.9%

## 都道府県別老年人口の割合

都道府県名	割合	順位	都道府県名	割合	順位	都道府県名	割合	順位
全国	19.5	-位	富山	22.7	18	島根	26.8	1位
北海道	20.8	26	石川	20.3	29	岡山	22.0	23
青森	21.7	24	福井	22.2	20	広島	20.4	28
岩手	23.9	7	山梨	21.3	25	山口	24.3	5
宮城	19.3	34	長野	23.2	15	徳島	23.8	8
秋田	26.0	2	岐阜	20.3	30	香川	22.6	19
山形	24.9	4	静岡	19.9	32	愛媛	23.2	12
福島	22.1	21	愛知	16.6	44	高知	25.3	3
茨城	18.5	39	三重	20.8	27	福岡	19.2	35
栃木	18.8	38	滋賀	17.5	42	佐賀	22.1	22
群馬	19.9	31	京都	19.7	33	長崎	22.8	16
埼玉	15.5	47	大阪	17.5	41	熊本	23.2	14
千葉	16.8	43	兵庫	19.1	36	大分	23.8	9
東京	18.0	40	奈良	19.1	37	宮崎	22.8	17
神奈川	16.2	45	和歌山	23.2	13	鹿児島	24.3	6
新潟	23.4	11	鳥取	23.6	10	沖縄	16.1	46

資料:総務省統計局「国勢調査」

総務省統計局「推計人口」

総務省統計局「人口推計年報」

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」